

平成23年版

古賀市環境報告書

（平成22年度に講じた施策と環境の状況）

福岡県古賀市

平成23年12月

はじめに

古賀市では、平成 16 年 3 月に「古賀市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、まちづくりのあらゆる場面で環境保全・環境配慮の視点を取り入れ、市民、民間団体、事業者、行政が協働して環境を重視したまちづくりに取り組むことを目指しています。

また、平成 16 年 10 月に制定した「古賀市環境基本条例」では、市民、事業者、行政に期待されるそれぞれの役割を明らかにするとともに、民間団体の活動推進を盛り込み、各主体の協働による施策の推進を掲げています。

古賀市では、清掃ボランティアとして多くの市民の方々が活動しておられますし、「古賀市 10 万本ふるさとの森づくり」では、植樹祭や育林行動以外にも、年間を通して下草刈りなどを行っている団体があります。その他にも、長年にわたりホタルの保護活動に取り組んでいる団体、ふるさとの川を取り戻そうと河川の保全活動などを続けている団体、環境教育・環境学習の推進に尽力されている NPO 法人など多数の団体があり、現在の古賀市の環境は、市民の力によって支えられています。

平成 22 年度においても、多くの市民や民間団体、事業者のみなさんの協力のもとに施策を展開することができました。今後も引き続き、各主体が一体となった自主的・積極的な環境問題への取り組みを進めていきたいと考えております。

この報告書は、古賀市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、平成 22 年度に市が講じた施策の実施状況及び環境の状況についてまとめたものです。協働による環境を重視したまちづくりの実現に向けて、幅広く活用していただければ幸いです。

－ 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、平成 22 年度末現在のもを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

目 次

第 1 部 平成 22 年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策

1	環境基本計画における市が行う施策・事業	2
2	施策の総合的かつ計画的な推進のための施策	27
1	古賀市環境審議会	27
3	古賀市職員の環境配慮行動の実践	28
1	古賀市環境実行計画の推進	28
(1)	エネルギー使用量の削減	28
(2)	グリーン購入の推進	29

第 2 部 環境の状況

1	市の概況	31
1	沿革	31
2	地勢	31
3	気象	32
4	人口	33
(1)	総人口・世帯数	33
(資料：国勢調査)	(2) 人口動態	33
5	産業	35
(1)	産業構造	35
(2)	工業	37
(3)	商業	38
(4)	農業	39
6	土地利用	42
(1)	土地利用状況	42
(2)	土地利用計画	44
7	公共交通	44
2	自然環境	45
1	自然環境に関する法指定	45

2	地形・地質	46
3	植生	46
4	植物	47
5	動物	47
(1)	哺乳類	47
(2)	鳥類	48
(3)	は虫類・両生類	48
(4)	昆虫類	49
(5)	陸産貝類	49
(6)	魚類	49
(7)	汽水・淡水産動物	50
3	大気環境	51
1	大気汚染関係	51
2	騒音・振動	53
(1)	道路交通騒音	53
(2)	特定施設等の状況	55
4	水環境	58
1	河川水質	58
(1)	環境基準点の水質	58
(2)	市内河川水質調査	60
2	海水域水質	71
3	地下水水質	75
(1)	福岡県地下水概況調査	75
(2)	井戸水水質調査（快適環境監視事業）	76
4	特定施設	77
5	土壌環境	78
1	土壌汚染	78
6	有害化学物質	79

1	ダイオキシン類	79
2	P R T R（化学物質排出移動量届出制度）	81
7	廃棄物及びリサイクル	83
1	廃棄物の適正な処理	83
	（1）家庭系ごみの処理	83
	（2）粗大ごみの処理（家庭系ごみ）	83
	（3）事業系ごみの処理	83
	（4）し尿及び浄化槽汚泥	83
2	ごみ処理	84
3	し尿処理	91
4	リサイクル	92
	（1）リサイクル	92
	（2）分別収集	93
	① 地域での取組	93
	② 市での取組	93
	（3）資源回収ボックスの設置	95
	（4）古紙類等集団回収奨励金制度	96
	（5）古紙類等拠点回収	97
	（6）生ごみ処理機器購入補助制度	97
5	不法投棄	98
	（1）最近の傾向	98
	（2）対策	98
	（2）不法投棄物の回収状況	98
8	上下水道	99
1	上水道	99
2	下水道	100
	（1）公共下水道の整備	100
	（2）農業集落排水の整備	102

(3) 合併処理浄化槽の設置補助	102
9 公園・緑地	103
1 公園	103
2 花いっぱい運動	103
3 10万本ふるさとの森づくり	104

資料編

1 環境に関する基準	106
1 環境基準	106
(1) 大気汚染に係る環境基準	106
(2) 水質汚濁に係る環境基準	106
(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	107
(4) 土壌汚染に係る環境基準	108
(5) 騒音に係る環境基準	109
(6) ダイオキシン類に係る環境基準	109
2 その他の基準	110
(1) 騒音規制法に基づく規制基準	110
(2) 振動規制法に基づく規制基準	111
(3) 水浴場水質基準	111
(4) レッドデータカテゴリー	112
(5) 植生自然度	114
2 用語解説	115
3 古賀市環境基本条例	122

図 表 目 次

図 1	環境基本条例の構成	27
図 2	古賀市の位置	31
図 3	平均気温及び月間降水量（平成 22 年度）	32
図 4	総人口・世帯数の推移	33
図 5	人口動態の推移	34
図 6	経済活動別市内総生産（平成 20 年度）	35
図 7	工業事業所数等の推移	37
図 8	事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移	38
図 9	年齢別農業従事者数の推移	40
図 10	農業生産額の推移	41
図 11	土地利用状況の推移	42
図 12	農地転用面積の推移	43
図 13	自然環境関連法指定状況図	45
図 14	植生図	46
図 15	一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	51
図 16	一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	52
図 17	道路交通騒音調査結果	54
図 18	騒音規制区域図	57
図 19	振動規制区域図	57
図 20	環境基準点における水質調査結果（BOD）	58
図 21	福岡県河川水質調査地点位置図	59
図 22	市内河川水質調査結果（BOD）－大根川－	62
図 23	市内河川水質調査結果（BOD）－中川－	63
図 24	河川水質調査地点位置図	63
図 25	海水域水質調査結果（COD）	71
図 26	海水域水質調査地点位置図	72
図 27	ごみ処理フロー図（平成 22 年度）	85
図 28	ごみ排出量の推移	86
図 29	ごみ処理の状況	87
図 30	ごみ処理量の推移	88
図 31	ごみ処理経費の推移	89
図 32	し尿処理の状況	91
図 33	リサイクル率の推移	92

図 34	分別収集回収量の推移	94
図 35	資源回収ボックス回収量の推移	95
図 36	集団回収量の推移	96
図 37	回収量の推移	98
図 38	上水道給水量等の推移	99
図 39	公共下水道整備状況	101
表 1	環境審議会の開催状況（平成 22 年度）	27
表 2	近年の古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量	28
表 3	古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の基準年との比較	28
表 4	グリーン購入の適合物品の調達率の推移	29
表 5	気温の推移	32
表 6	降水量の推移	32
表 7	総人口・世帯数の推移	33
表 8	人口動態の推移	34
表 9	経済活動別市内総生産	35
表 10	市内総生産及び市民所得の推移	36
表 11	産業（大分類）別 15 歳以上就業者数	36
表 12	工業事業所数等の推移	37
表 13	商業事業所数等の推移	38
表 14	農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移	39
表 15	年齢別農業従事者数の推移	39
表 16	農業生産額の推移	41
表 17	土地利用状況の推移	42
表 18	農地転用面積の推移	43
表 19	土地利用転換表	44
表 20	鉄道各駅の 1 日平均乗降客数	44
表 21	古賀市内で確認された希少種（植物）	47
表 22	古賀市内で確認された希少種（哺乳類）	47
表 23	古賀市内で確認された希少種（鳥類）	48
表 24	古賀市内で確認された希少種（は虫類）	48
表 25	古賀市内で確認された希少種（両生類）	48
表 26	古賀市内で確認された希少種（昆虫類）	49
表 27	古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）	49

表 28	古賀市内で確認された希少種（魚類）	49
表 29	古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）	50
表 30	一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	51
表 31	一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	52
表 32	大気汚染防止法該当施設（古賀市内）	52
表 33	道路交通騒音調査結果（平成 22 年度）	53
表 34	道路交通騒音調査結果	54
表 35	騒音に係る特定施設の届出状況（平成 22 年度末現在）	55
表 36	振動に係る特定施設の届出状況（平成 22 年度末現在）	55
表 37	騒音に係る特定施設設置届出状況	56
表 38	振動に係る特定施設設置届出状況	56
表 39	特定建設作業実施届出状況	56
表 40	環境基準点における水質調査結果（BOD）	58
表 41	河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成 22 年度）	60
表 42	河川水質調査結果（平成 22 年度）	61
表 43	市内河川水質調査結果（BOD）－大根川－	62
表 44	市内河川水質調査結果（BOD）－中川－	63
表 45	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）	64
表 46	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（太郎丸橋）	65
表 47	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）	66
表 48	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（樋門田橋）	67
表 49	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高柳橋）	68
表 50	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（西大橋）	69
表 51	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（松原橋）	70
表 52	海水域水質調査結果（COD）	71
表 53	海水域水質調査結果（平成 22 年度）	72
表 54	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（水再生センター裏（旧終末処理場））	73
表 55	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）	73
表 56	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）	74
表 57	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）	74
表 58	地下水概況調査結果（福岡県実施）	75
表 59	水質汚濁防止法該当施設設置事業所（古賀市内）	77
表 60	ダイオキシン類調査結果（福岡県実施）	79
表 61	ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）	80

表 62	P R T R集計結果（平成 21 年度分物質別）	81
表 63	P R T R集計結果（平成 21 年度分業種別・排出等先別）	82
表 64	ごみ排出量（平成 22 年度）	84
表 65	ごみ排出量の推移	86
表 66	ごみ処理の状況	87
表 67	ごみ処理量の推移	88
表 68	ごみ処理経費の推移	89
表 69	ごみ袋等販売枚数の推移	90
表 70	環境美化行動の日実施状況	90
表 71	ラブアースクリーンアップ実施状況	90
表 72	し尿処理の状況	91
表 73	リサイクル率の推移	92
表 74	分別収集回収量の推移	93
表 75	資源回収ボックス回収量の推移	95
表 76	集団回収量の推移（奨励金交付分）	96
表 77	古紙類等（拠点回収）回収量（平成 22 年度）	97
表 78	生ごみ処理機器補助数	97
表 79	不法投棄パトロールや通報等により発見された不法投棄件数	98
表 80	上水道給水量等の推移	99
表 81	公共下水道普及状況（平成 22 年度）	100
表 82	公共下水道整備状況	101
表 83	農業集落排水普及状況（平成 22 年度末）	102
表 84	合併処理浄化槽の設置状況（平成 22 年度）	102
表 85	公園整備状況	103
表 86	花いっぱい運動実施団体数	103
表 87	古賀市 10 万本ふるさとの森づくり事業参加状況と実績	104

第 1 部 平成 2 2 年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策

1 環境基本計画における市が行う施策・事業

古賀市環境基本計画（平成 16 年 3 月策定）の進捗状況については、毎年度、進行管理を行い、その評価を行っています。ここでは、古賀市環境基本計画第 4 章「行政が行う施策・事業」の平成 22 年度における実施状況について取りまとめています。

基本目標	環境要素・施策体系
1 《循環》	(1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌・地盤環境の保全 (4) 省資源・リサイクル、廃棄物対策 (5) 省エネルギー対策
2 《共生》	(1) 優れた自然、身近な自然の保全 (2) 生物とふれあう場の確保、創造 (3) 水辺の保全、創出
3 《調和》	(1) まちのみどりの保全、創造 (2) 都市景観の創出 (3) 歴史的・文化的環境の保全・活用
4 《参加》	(1) 環境教育・学習の推進 (2) 市民・民間団体の活動促進 (3) 環境情報の整備と提供

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
1	《循環》							
		(1)		大気環境の保全				
			a	総合的な大気汚染状況の把握				
			1	市内主要幹線道路の大気汚染、騒音、振動、自動車交通量等の実態調査	環境課	道路騒音及び自動車交通量把握（1回/年） 調査日時：H22年11月30日・12月1日 調査箇所：千鳥一丁目、路線名：主要地方筑紫野古賀線（県道35号線）	実態調査の結果、昼夜とも環境基準を達成	P53 -54
			2	一般環境大気測定及び自動車排出ガス測定、簡易測定器の活用などによる監視網の形成	環境課	—	—	
			3	有害大気汚染物質の汚染状況把握調査	環境課	—	—	
			4	酸性雨、アスベスト、有害化学物質、ダイオキシン類等の実態調査	環境課	—	H16年度・H17年度・H21年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査実施 県による調査の結果、環境基準を超過した地点なし	P79
			b	工場、事業場等における水質汚濁対策				
			5	工場・事業場への大気汚染防止の指導	環境課	大気汚染を発生させるおそれのある工場・事業場の施設設置時に関係機関と連携し指導を実施 ※H22年度は新規設置なし	—	
			6	大気汚染発生源に対する監視・指導	環境課	大気汚染を発生させるおそれのある既存施設に対して関係機関と連携し指導を実施	—	
			7	事業者による有害化学物質自主管理を促進するための指針の策定	環境課	—	—	
			8	ばい煙の発生施設から排出される汚染物質や排出量の把握	環境課	—	H16年度・H17年度・H21年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査実施 県による調査の結果、環境基準を超過した地点なし	
			c	騒音・振動対策				
			9	生活騒音、道路騒音・振動等の調査の定期的な実施	環境課	道路騒音及び自動車交通量把握（1回/年） 調査日時：H22年11月30日・12月1日 調査箇所：千鳥一丁目、路線名：主要地方筑紫野古賀線（県道35号線）	実態調査の結果、昼夜とも環境基準を達成	P53 -54
			10	騒音規制法、振動規制法、県条例に基づく工場・事業場への規制指導の実施	環境課	特定工場設置届の受理審査、監視・指導等を実施		P55 -56
			11	自動車騒音低減のための透水性舗装の実施	建設課	久保線 L=270.0m A=1,673m2実施	西小学校線L=160.5m、A=1,069㎡実施 花見121号線L=500.0m、A=2,490㎡実施 道路維持工事L=326m、A =1,071㎡について透水性舗装を実施	
			12	騒音・振動の著しい沿道等への緑地帯の確保	建設課	—	—	
			13	騒音規制法、振動規制法の対象となる建設作業騒音・振動への規制指導の実施	環境課	特定建設作業実施届の受理審査、規制・指導等を実施	—	P55 -56
			14	適切な音情報の提供のあり方について検討	環境課	—	—	
			15	地域の特性をふまえた、心地よい「音」を素材にしたイベントや事業化の検討	経営企画課	—	—	
			d	悪臭対策				
			16	工場・事業場の悪臭に関する定期的な調査の実施	環境課	—	—	
			17	悪臭防止法や県条例に基づく工場・事業場への規制指導の実施	環境課	悪臭防止法に基づき、1箇所の臭気測定を実施 ※規制基準を超過した工場・事業場はなし	—	
			18	悪臭物質の排出実態調査	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			19	し尿中継施設及び焼却施設の臭 気除去のため、脱臭装置を運転 管理	環境課	し尿中継施設内の脱臭設備の運転管理を 実施 ※現在、焼却施設は運転していない。	—	
			20	し尿収集車及び浄化槽清掃車両 の脱臭装置の維持管理の指導	環境課	し尿収集運搬の許可業者に随時し尿収集 車の維持管理について指導実施	—	
					下水道 課	浄化槽収集運搬の許可業者に随時浄化槽 清掃車両の維持管理について指導実施	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
1	(2)	水環境の保全						
		a	総合的な水質汚濁状況の把握					
			21	河川水質、地下水汚染等の実態調査	環境課	市内2級河川の定点7箇所における水質を4回/年調査の実施 ※BODは7箇所中1箇所で基準超過	—	P58 -70
					環境課	地下水の水質把握のため家庭用飲料井戸の水質調査を実施 簡易12項目の水質調査：92箇所	—	P75 -76
			22	総合的な水質評価の一助とするため指標生物調査	環境課	—	—	
			23	有害化学物質、ダイオキシン類等の実態調査（再掲）（※No. 4と同じ）	環境課	—	H17年度に市内1箇所の地下水のダイオキシン類調査を県に要望（県による調査実施） ※調査箇所：環境基準超過なし	P79
		b	家庭などにおける生活排水対策					
			24	家庭からの生活排水による負荷の削減に向けた市民への普及啓発活動	環境課	—	—	
					下水道課	公共下水道及び農業集落排水の整備工事説明会において配布資料等で負荷の削減の啓発を実施	—	
			25	合併処理浄化槽設置・維持管理に対する補助	下水道課	①公共下水道の事業認可区域外並びに農業集落排水事業採択区域外の地域、②公共下水道の事業認可区域並びに農業集落排水事業採択区域のうち、認可・採択区域となる年度当初から起算して3年以内の地域での合併浄化槽設置者に対し、補助金交付要綱に従い、補助金を交付 H22年度補助実績：25件	—	P102
			26	下水道未整備地域内に対象地域を指定し、地域住民の参加と協力のもと生活排水浄化に係る市民実践活動の展開	下水道課	地域住民の接続同意のもと、農業集落排水事業を実施 小山田：H16年度供用開始 篠内・久保：H18年度供用開始、町川原・谷山：H17年度～污水管渠整備	—	P102
					環境課	—	—	
			27	浄化槽関係者に対し、浄化槽の設置、保守点検及び清掃等の指導の強化並びに広報・啓発	下水道課	合併浄化槽設置者に対し、補助金交付申請届出時に関係団体のパンフレット配布、保守点検及び清掃の指導実施	—	P102
			28	石けん使用に関するポスター、シールの作成等	環境課	—	—	
		c	工場、事業場等における水質汚濁対策					
			29	事業活動に起因する河川水質、地下水汚染等の実態調査	環境課	—	—	
			30	工場排水の監視・指導	環境課	—	—	
					下水道課	公共下水道に接続している事業場排水の水質検査を実施 (30箇所/年) 下水道法及び古賀市下水道条例に基づき、排水基準を超過した事業場に指導実施（指導件数：10件）	—	
			31	法・条例に該当しない小規模施設の監視・指導	環境課	—	—	
			32	化学肥料や農薬を低減した農業に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定	農林振興課	5名の方をエコファーマーとして認定	H15年度より実施	
			33	事業者による有害化学物質自主管理を促進するための指針の策定（再掲）（※No. 7と同じ）	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
		d	河川浄化対策					
			34	河川の浄化能力についての調査、水質汚濁機構の解明	水道課	—	—	
			35	下水の高度処理施設の導入、下水処理水の循環利用システムの検討	下水道課	小山田甕水センターにおいて高度処理を導入（H16年度供用開始） 水再生センターにおいて下水処理水を場内で一部再利用	—	
			36	廃棄物等の堆積で流水に支障をきたしている水路を浚渫し、流水の円滑化と環境の改善、河川浄化対策	建設課	準用河川、普通河川について草刈り・浚渫等を実施	2級河川については、福岡県に浚渫工事を要望（県による草刈り等の実施）	
					下水道課	都市下水路の草刈り・浚渫等を実施	—	
			37	河川巡視・清掃	建設課	準用河川、普通河川について洪水時、浸水時等に巡視を実施	2級河川については、福岡県が河川パトロールを実施	
					水道課	水道管添架箇所について洪水時、浸水時等に巡視を実施	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
1	(3)	土壌・地盤環境の保全						
		a	総合的な土壌汚染状況の把握					
			38	土壌汚染の実態調査	環境課	—	—	
			39	河川底質の汚染状況の把握のための調査	環境課	—	—	
			40	河川水質、地下水汚染等の実態調査（再掲）（※No. 21と同じ）	環境課	市内2級河川の定点7箇所における水質を4回/年調査の実施 ※BODは7箇所中1箇所で基準超過	—	P58 -70
					環境課	地下水の水質把握のため家庭用飲料井戸の水質調査を実施 簡易12項目の水質調査：92箇所	—	P75 -76
			41	有害化学物質、ダイオキシン類等の実態調査（再掲）（※No. 4と同じ）	環境課	—	土壌中のダイオキシン類調査を県に要望し県による調査実施（H17年度、H19年度）	P79
			42	事業活動に起因する河川水質、地下水汚染等の実態調査（※No. 29と同じ）	環境課	—	—	
		b	地盤沈下の現状把握					
			43	地盤沈下の現状把握	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
1	(4)	省資源・リサイクル、廃棄物対策						
		a		廃棄物減量対策				
			44	家庭や地域でできるごみの減量化や資源化方法の普及・啓発の推進	環境課	「家庭生ごみの再資源化を考える会」の開催（1回／月の開催） ※主催は福岡工業大学、古賀市は活動を支援し周知等を実施	—	
					環境課	環境課窓口において竹パウダーを販売（H22年度販売実績：120個）	H22年3月から販売開始	
			45	ごみ減量に関する啓発冊子の作成	環境課	—	H16年度にパンフレット「みんなで実践！ごみ減量！！」作成	
			46	ごみ減量化推進のためのキャンペーン実施	環境課	まつり古賀にブース設置（エコバックの配布、ダンボールコンポスト、生ごみ処理容器の販売） エコロまつりの開催協力（主催：古賀清掃工場）	—	
			47	家庭から発生するごみの排出実態調査	環境課	—	H16年度、H18年度 H21年度実施済	
			48	家庭ごみの処理手数料の有料化	環境課	—	可燃ごみ：指定ごみ袋による有料収集 粗大ごみ：粗大ごみシールによる有料収集（H18年1月より）	
			49	生ごみ処理機モニター事業等	環境課	—	H19年度に生ごみ処理機購入費補助金利用者にアンケートを実施	
			50	生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金の交付	環境課	電気式生ごみ処理機又はび生ごみ堆肥化容器を購入した市民に補助金交付（本体購入価格の1/2以内、上限2万円まで） H22年度実績：22件（電気式：13件、堆肥化容器：9件）	—	P97
			51	ごみ減量推進事業所の登録制度	環境課	—	—	
			52	事業系一般ごみの事業者自らによる再資源化の指導、多量排出事業者等に対する減量化・資源化の指導	環境課	事業系一般ごみ排出者である事業所の排出状況現地調査を実施	H20年度に事業所用可燃ごみ指定袋の使用状況実態調査を実施済	
					環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000㎡以上）、学校（延床面積8,000㎡以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H22年度提出：14件	—	
			53	市内の小売店などにおいて行われる包装等の簡易化のための簡易包装推進店制度の導入	環境課	—	—	
			54	簡易包装・買い物袋持参運動の推進	環境課	まつり古賀にブース設置（エコバックの配布、ダンボールコンポスト、生ごみ処理容器の販売） エコロまつりの開催協力（主催：古賀清掃工場）	—	
			55	デポジット制度の実現に向けた取組の推進	環境課	—	—	
			56	4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進するためのシンボルマークの募集・作成	環境課	—	—	
		b		リサイクルの推進				
			57	市民・消費者団体等のグリーンコンシューマー運動への支援	環境課	—	—	
			58	廃棄物の再利用、再生利用等に関する市の施策に協力する商店等をリサイクルエコショップに認定	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			59	市民のフリーマーケット開催へ 向けた支援	環境課	エコロまつり（主催：古賀清掃工場）の フリーマーケットに参加する市民を広報 等で募集	—	
			60	家庭用品などで再利用できるも のの情報コーナーや不用品交換 即売会、フリーマーケット等の 開催による市民相互交換の場 の設置	環境課	エコロまつり（主催：古賀清掃工場）の フリーマーケットに参加する市民を広報 等で募集 エコロの森で年2回開催するフリーマ ーケットに参加する市民を広報等で募集	—	
					農林振 興課	—	—	
			61	再利用可能な粗大ごみを希望す る市民への無料提供	環境課	—	古賀清掃工場にて有料で提供	
			62	資源ごみの回収拠点の整備	環境課	資源回収ボックス及び古紙類回収倉庫を 設置し、資源回収を実施 回収量： 資源回収ボックス：6.5トン 古紙類回収倉庫：161トン	資源回収ボックス（24箇所）設置済 古紙類回収倉庫（2箇所）設置済	P95
			63	資源回収団体に対する奨励金、 補助	環境課	古紙類・古布を回収する地域の団体に古 紙類等回収奨励金の交付 （H22年度実績：71団体、延べ687回、 1,311トンの回収）	—	P96
			64	再生紙の利用促進や廃棄物の分 別再利用などの徹底	環境課	古賀市に転入した市民に分別方法等に関 するパンフレット（家庭ごみの出し方） を配布	—	
					環境課	随時回覧文書等で市民に周知	—	
			65	容器包装リサイクルの推進	環境課	地域ごとに分別収集を実施（1回／月）	—	
					環境課	地域の分別収集で出せないまた出せな かった市民の救済措置として月に3回エ コロの森において分別収集を実施	—	
			66	生ごみの回収・堆肥化による減 量手法の調査・研究	環境課	先進地である大木町へ視察実施	—	
			67	今後の資源化施策を検討するた め、廃プラスチック、廃食用油 等の新たなリサイクル技術の開 発動向、コスト等を調査・研究	環境課	廃食用油の回収を環境課窓口にて実施 （H22年度実績：3400回収） 廃食用油で作成した石鹼105個を市内小 学校へ無償配布。	H22年度より廃食用油のリサイクルを試 験的に実施（環境課窓口で廃食用油を回 収。その廃食油で石鹼を作成し無償で学 校へ配布。）	
			68	剪定枝のリサイクルシステム導 入へ向けた調査・研究	環境課	剪定枝のリサイクルをモデル地区におい て実施（4回/年）	—	
			69	下水処理汚泥の建設資材等への 活用	下水道 課	下水道処理汚泥をアスファルト舗装材、 セメント原料、肥料の再利用として活用 （再利用した下水汚泥：4,193トン）	—	
			70	公共工事における再生材料の使 用、工事により発生する廃棄物 の再生利用	公共工 事を所 管する 課	公共工事において再生アスファルト、再 生クラッシャーラン、エコスラグ等の再 生材料の使用実施	—	
			71	残土処分量の軽減、材料費の節 約を目的として工事発生土の再 利用を図る	公共工 事を所 管する 課	公共工事において、残土の一部を埋戻し に活用	—	
		c	一般廃棄物の適正処理対策					
			72	一般廃棄物処理基本計画の策定	環境課	—	一般廃棄物処理基本計画＝古賀市ごみ処 理基本計画を作成済（計画期間：H15年 度～H24年度）	
			73	びん、缶、ペットボトルなどの 容器包装廃棄物の分別収集	環境課	地域ごとに分別収集を実施（1回／月）	—	P93 -94
					環境課	地域の分別収集で出せないまた出せな かった市民の救済措置として月に3回エ コロの森において分別収集を実施	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			74	野焼きに対する指導の実施	環境課	野焼きについての苦情申立があった場合や、環境パトロールで野焼きを発見した場合に現地確認し、指導を実施。また、広報・行事予定表で野焼き禁止を啓発 H22年度指導：51件	—	
			75	集団資源回収の実施団体や資源回収業者の組合の育成等、全市民が集団資源回収に参加できる体制の整備	環境課	古紙類・古布を回収する地域の団体に古紙類等回収奨励金の交付 (H22年度実績：71団体、延べ687回、1,311トンの回収)	—	P96
			76	生ごみ共同処理の検討	環境課	—	花見団地でモデル実施。(H13～14年度) 維持管理上の問題から処理機を撤去。撤去した処理機を市に設置し、庁舎内で発生する生ごみを処理	
			77	オフィス町内会等による紙ごみ回収事業の推進	環境課	古紙類・古布を回収する地域の団体に古紙類等回収奨励金の交付 (H22年度実績：71団体、延べ687回、1,311トンの回収)	—	P96
			78	多量排出事業者に対する指導の強化	環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000㎡以上）、学校（延床面積8,000㎡以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H22年度提出：14件	—	
			79	事業者により排出されるごみの処理責任の明確化	環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000㎡以上）、学校（延床面積8,000㎡以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H22年度提出：14件	—	
			80	事業系ごみの排出実態把握とごみ減量・資源化の推進	環境課	事業系一般ごみ排出者である事業所に排出状況現地調査を実施	—	
			81	ごみ減量、資源化活動の効果が大きい事業所に対する表彰制度の導入	環境課	表彰制度は創設済であるが、H22年度は該当なし	H16年度に表彰制度創設済	
		d	産業廃棄物の適正処理対策					
			82	県が実施する産業廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類削減を図るための既存施設の調査への協力	環境課	県が実施するダイオキシン類調査の協力	ダイオキシン類調査（大気）実施 H16年度：1件、H17年度：1件、 H21年度：1件	P79
			83	県が実施する産業廃棄物の処理実態の把握、発生抑制、減量化、資源化及び適正処理の事業者等への指導への協力	環境課	県が実施するダイオキシン類調査の協力	ダイオキシン類調査（大気）実施 H16年度：1件、H17年度：1件、 H21年度：1件	P79
			84	県が実施する事業者等から排出される産業廃棄物の分析や、産業廃棄物の市域を越えた移動についての監視指導への協力	環境課	県が実施するダイオキシン類調査の協力	ダイオキシン類調査（大気）実施 H16年度：1件、H17年度：1件、 H21年度：1件	P79
		e	不法投棄防止対策					
			85	不法投棄防止のための適正処理意識の啓発、警察署などとの連携による監視指導を強化	環境課	行政区に不法投棄禁止看板を配布	—	
					環境課	行事予定表に不法投棄防止記事等を掲載し啓発を実施	—	
					環境課	不法投棄多発箇所については警察による巡回の実施、及び不法投棄禁止看板を設置	—	
			86	ポイ捨て禁止条例の制定	環境課	—	古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例制定済	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			87	市内一斉清掃の実施	環境課	環境美化行動の日（7月・市民による市内全域清掃）を実施予定していたが、雨天により中止。	—	P90
					建設課	道路・環境美化（市民による市内道路清掃）の実施 （春：41行政区、トラック73台、秋：39行政区、トラック74台）	—	P90
			88	廃棄物の不適正処理や不法投棄の多発を防止するため、巡回監視業務を強化	環境課	不法投棄パトロールを実施 パトロール回数：210回、回収量：28.7トン	—	P98
			89	マナー向上のための啓発看板・ポスターの設置、市広報の活用などによる啓発活動の推進	環境課	行政区に不法投棄禁止看板を配布	—	
					環境課	行事予定表に不法投棄防止記事等を掲載し啓発を実施	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
1	(5)			省エネルギー対策				
		a		行政の率先実行による省エネルギー対策				
			90	古賀市環境保全実行計画に基づく市職員への省エネルギー意識の啓発、配慮行動の実践	総務課	市職員による環境配慮行動の実践 ※夏季（6月～9月）のノーネクタイの実施 空調温度設定（夏季：28度、冬季：18度）	—	P28 -29
			91	古賀市地域省エネルギービジョンに基づく取組の推進	環境課	省エネルギービジョンに基づく取組を推進	—	
			92	グリーン購入基本方針に基づく 公用車への低公害車の導入	財政課	—	H22年度に新たな導入はないが、3台の低公害車を導入済	
					環境課	グリーン購入基本方針を作成	毎年作成	
			93	省エネルギー手法や新エネルギー手法を取り入れた公共施設整備	公共施設を設計・施工・管理する課	花鶴小学校に太陽光発電設備を設置（10kw） 市庁舎の一部にLED電球を導入	H21年度： 市庁舎に太陽光発電設備を設置（20kw）	
			94	地球温暖化防止地域推進計画の策定	環境課	—	—	
		b		家庭やオフィスなどにおける省エネルギー対策				
			95	家庭における省エネルギー型ライフスタイルへの転換を図るための市民向け啓発冊子の作成	環境課	—	市庁舎に設置した太陽光発電設備のチラシを作成し、来庁者に配布	
			96	省エネルギーや自然環境への影響の低減のための設備、技術を積極的に活用した「環境共生住宅」に関する普及・啓発	環境課	—	環境市民講座で太陽光発電設置相談会を開催 開催日時：H22年3月24日～26日、参加人数：延べ30名 市庁舎に設置した太陽光発電設備のチラシを作成し、来庁者に配布	
			97	温暖化防止対策の具体的な市民運動として環境家計簿運動の推進	環境課	—	H18年度～H21年度： エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿（エコライフデーチェックシート）を作成し、市民に配布	
					環境課	県が作成した環境家計簿の配布 県ホームページ上で取り組める環境家計簿の周知を実施	—	
			98	市民等へのソーラーシステム導入への助成の検討や自発的活動の促進	環境課	—	—	
					環境課	H22年度より住宅用太陽光発電設置費補助を開始（2.5万円/kW、上限10万円） H22年度実績：56件 4,956,000円	—	
			99	家庭において省エネルギー・省資源等実際に取り組むモデル事業を行い、その結果を今後の効果的な普及方策に活用	環境課	—	—	
			100	地球環境問題、省エネルギー、省資源の講演会やポスター、リーフレット等による広報、夏休み体験教室、市民センター等における環境保全講座の開催	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			101	事業所の省エネルギー対策に関する情報提供	環境課	環境窓口に事業所の省エネルギー対策に関する他団体のパンフレット等を配架	—	
			102	市民や事業者、行政が一体となった節電キャンペーンの実施	環境課	環境省のライトダウンキャンペーンを古賀市公式HPで周知	—	
			103	業者に対してフロン適正な回収・処理を指導	環境課	—	H22年度で県フロン回収処理推進協議会は解散	
			104	雨水の有効利用に関する調査研究	都市計画課	—	—	
					水道課	—	—	
					下水道課	—	—	
					環境課	—	—	
			105	自動販売機の設置規制（条例化など）	環境課	—	—	
		c	自動車利用に係る省エネルギー対策					
			106	市内循環バスの活性化など公共交通機関の利用促進対策	経営企画課	—	—	
					経営企画課	ルート入り時刻表を作成し市民に配布（全戸配布）	5月行事予定表の裏面に記載し配布	
					経営企画課	西鉄バスに要望し、増便と新しいバス停の設置	増便数(6便)、新設バス停(古賀サニー前、小野里団地前、宮の下)	
					環境課	—	—	
			107	交通渋滞緩和のための計画的、体系的な道路網の整備	建設課	交通量の多い基幹道路について、拡張・整備を計画的に推進	—	
			108	公用車のアイドリング・ストップ徹底、市民、事業者へのアイドリング・ストップの啓発	環境課	市職員に対しアイドリング・ストップ徹底を周知	—	
					環境課	—	環境課窓口にて啓発チラシを配布	
			109	グリーン購入基本方針に基づく公用車への低公害車の導入（再掲）（※No. 92と同じ）	財政課	—	H22年度に新たな導入はないが、3台の低公害車を導入済	
					環境課	グリーン購入基本方針を作成	毎年作成	
			110	市民・事業者の低公害車導入のための助成やモニター車の無料貸出など普及方策の検討	環境課	—	—	
			111	市職員が通勤に利用する自家用車の使用自粛、民間車両の使用自粛要請（ノーマイカーデーの実施）	総務課	古賀市環境保全実行計画に基づき、市職員が通勤に利用する自家用車の使用自粛のため、毎月第一水曜日にノーマイカーデーを実施	—	
					環境課	随時、民間車両の使用自粛（ノーマイカーデー）の取組を広報等で周知	—	
			112	歩道・自転車道の整備	建設課	千鳥・松林線 L=519.0m整備 花見・松林線 L=254.0m整備	久保24号線 L=175.0m整備済 浜山1号線 L=206.9m整備済 牟田・栗原線 L=144.9m整備済 緑ヶ丘・五楽線 L=207.1m整備済	
			113	主要駅・公共施設へのレンタサイクルの設置	建設課	—	—	
			114	既存の道路を自転車専用道路のモデル地区にするなど自転車の通行しやすい道づくりを推進	建設課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			115	パークアンドライドやカーシェアリングの試験的な実施	環境課	—	—	
		d	二酸化炭素吸収源の確保					
			116	大気汚染防止に効果のある樹木の選定による道路沿道の緑化	建設課	—	新設道路に植樹帯を設置済	
			117	10万本の植樹運動など緑を増やす取組を促進	都市計画課	市民参加による植樹運動（古賀市10万本ふるさとの森づくり事業）を実施（実施主体：古賀市10万本ふるさとの森づくり実行委員会） ※古賀市は後援として周知等を実施 H22年度は10,000本の苗木を植樹した	H22年度までに100,000本の苗木を植樹済み	P104

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
2	《共生》							
	(1)	優れた自然、身近な自然の保全						
		a		森林の保全・創出				
			118	乱開発の防止と自然環境の保全 を目的とした条例の制定	農林振 興課	—	H16年度に森林緑地保全条例を制定済	
					環境課	—	—	
			119	継続的な自然環境調査の実施	環境課	—	H15年度に自然環境調査を実施	
			120	自然公園区域、保安林、鳥獣保 護区等の指定見直しの要請	農林振 興課	—	—	
					都市計 画課	—	—	
			121	法条例に基づく環境影響評価制 度などの適正な運用による開発 事業における環境配慮の実施	環境課	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者 に開発事業が環境保全に十分配慮したも のとなるように要望	—	
			122	小規模な開発でも開発事業者に 環境配慮を求める市独自のしく み（環境配慮指針）の策定と運 用	環境課	環境配慮指針に基づき、土地対策指導要 綱協議会等で事業者に環境配慮を要望	—	
			123	事業者による企業の森づくりを 支援	都市計 画課	市民参加による植樹運動（古賀市10万本 ふるさとの森づくり事業）を実施（実施 主体：古賀市10万本ふるさとの森づくり 実行委員会） ※古賀市は後援として周知等を実施 H22年度は10,000本の苗木を植樹した	H22年度までに100,000本の苗木を植樹済	P104
					環境課	—	—	
			124	川の源流域に森林を取得し、水 源かん養機能の高い広葉樹主体 のモデル水源林として整備	農林振 興課	H22年度は森林の取得はないが、薦野地 区の水源林の整備事業（間伐・下草刈 等）を実施 ※水道課で整備事業の一部を負担	H17年度より毎年整備事業を実施 ※H17：薦野、H18：米多比、H19：葉王 寺、H20：小山田、H21：谷山	
					水道課	H22年度は森林の取得はないが、薦野地 区の水源林の整備事業（間伐・下草刈 等）を実施 ※水道課で整備事業の一部を負担	H17年度より毎年整備事業を実施 ※H17：薦野、H18：米多比、H19：葉王 寺、H20：小山田、H21：谷山	
			125	水源かん養の重要性についての 啓発活動や、上下流域交流を通 じて流域の水源かん養機能の保 全	水道課	—	—	
			126	市民・事業者参加の緑地トラ ストによる森林の公有化	農林振 興課	—	—	
			127	所有者等と連携して森林保全に 関連するイベントを実施する	農林振 興課	—	—	
			128	森林育成条例等の制定	農林振 興課	—	—	
		b		農地の保全				
			129	農村における土地利用計画に関 する基本計画の策定	農林振 興課	古賀市農村環境基本計画を策定済	H20年度に古賀市農業振興地域整備計画 の全体見直しを実施済	
			130	農地保全のための遊休農地の解 消、担い手不足の解消	農林振 興課	農地保有合理化事業（実施主体は県）、 農地銀行、耕作放棄地対策事業等を利用 し、遊休農地の貸し借りを斡旋実施	—	
			131	法条例に基づく環境影響評価制 度などの適正な運用による開発 事業における環境配慮の実施 （再掲）（※No. 121と同じ）	環境課	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者 に開発事業が環境保全に十分配慮したも のとなるように要望	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			132	小規模な開発でも開発事業者に 環境配慮を求める独自のしくみ (環境配慮指針)の策定と運用 (再掲) (※No. 122と同じ)	環境課	環境配慮指針に基づき、土地対策指導要 綱協議会等で事業者に環境配慮を要望	—	
			133	継続的な自然環境調査の実施 (再掲) (※No. 119と同じ)	環境課	—	H15年度に自然環境調査を実施	
			134	市民農園の整備と農業体験学習 の実施	農林振 興課	市民農園設置に対する補助金交付 ※H22年度は実績なし	個人運営の市民農園は3箇所設置済	
					農林振 興課	消費者交流事業の実施 (サツマイモの苗植え、芋ほり体験学習 実施) 参加者：92人	主催は認定農業者協議会(事務局：農林 振興課)	
			135	市の農業の現状に関する情報の 積極的な公開	農林振 興課	古賀市農業委員会だよりの発行(年2 回、全戸配布)	—	
			136	直売所など地元の作物を市民が 購入できるような場の提供	農林振 興課	古賀市コスモス館で地元の作物を販売	コスモス館整備：H14年度	
			137	都市近郊農家の育成	農林振 興課	認定農業者や3戸以上の受益者で構成す る営農集団が実施する園芸農業などの高 収益事業の設備設置に係る費用の一部補 助を実施 ※H22年度実績：8件	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
2	(2)	生物とふれあう場の確保、創造						
		a		生き物とふれあう場の確保				
			138	良好な自然の保全に支障をきたさない範囲での動植物観察の場の設置、環境教育の場としての活用	建設課	—	花鶴が浜公園の整備実施済	
					都市計画課	—	古賀グリーンパーク、千鳥ヶ池公園、薬王寺水辺公園の整備実施済	
					学校教育課	—	小動物飼育小屋を各小学校に設置 環境学習の一環として児童による小動物飼育を実施	
					学校教育課	—	小野小学校に蜚の飼育機を設置し、児童による蜚の幼虫の飼養実施	
					学校教育課		—	
					環境課	蜚幼虫飼育機の貸出	—	
			139	生物生息・生活空間（ビオトープ）づくりのパイロット的事業	農林振興課	—	H15年度に県営事業で薬王寺水辺公園（河内池）を整備	
					学校教育課	—	花見小学校、舞の里小学校は学校内にビオトープづくり実施済	
			140	ため池の環境学習としての活用	農林振興課	—	—	
					環境課	—	—	
					学校教育課	千鳥小学校において千鳥が池を総合的な学習で環境学習として活用	—	
		b		生き物とふれあう機会の増加				
			141	市民が自然の様子や仕組みを知り、自然を守り育てる意識の高揚を図ることを目的とした小冊子などの発行	環境課	要望があれば、各小学校・市内ボランティア団体に自然環境観察マップを配布（H22年度1,000部増刷）	H17年度に自然環境観察マップを作成（4,000部）し、各小学校に配布済	
			142	自然観察会の実施	環境課	—	—	
			143	水辺の生物を観察、調査する水辺教室の開催	環境課	水辺教室を開催（古賀市はたの会と共催） 開催日時：H22年8月7日、参加人数：31名	H21年度より実施	
			144	市民参加による自然環境調査	環境課	—	—	
			145	緑化活動に関する市民参加を促進するための、緑化に関するボランティアの現況調査	環境課	—	—	
			146	市民参加の森林保育・里山づくり活動	農林振興課	—	H20年度に里山ボランティアを募集し市民参加の竹林整備を実施。	
					環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
2	(3)			水辺の保全、創出				
		a		環境に配慮した水辺の保全、創出				
			147	生活排水対策による水に親しめる河川、多くの水生生物が生息できる河川環境の創出	建設課	—	—	
					下水道課	公共下水道整備事業・農業集落排水事業の実施 H22年度末の下水道（公共下水道・農業集落排水）普及率：80.0%	—	P100 -102
			148	多自然型の河川整備による水辺環境の保全・改善	建設課	大根川親水空間整備について県に要望し、協議を実施	—	
			149	自然環境に配慮したため池の整備	農林振興課	—	H15年度に県営事業で薬王寺水辺公園（河内池）を整備済	
		b		親水性の向上に配慮した水辺の保全、創出				
			150	河川などにおける案内板設置	建設課	—	—	
			151	河川における親水護岸の整備	建設課	大根川親水空間整備について県に要望し、協議を実施	市の取り組みではないが、県事業で県営河川谷山川で親水護岸整備済	
			152	遊歩道、親水公園の整備等	建設課	大根川親水空間整備について県に要望し、協議を実施	親水公園（花鶴が浜公園）整備実施済	
					都市計画課	—	親水公園（薬王寺水辺公園）整備済	
			153	市管轄河川の河川清掃の実施、河川管理者への河川清掃の要請	建設課	市管轄河川（準用河川、普通河川）を随時、浚渫	—	
					建設課	2級河川について、河川管理者である県に随時、浚渫工事等を要望（県により堆積物の浚渫工事の実施）	—	
			154	市民参加による河川や海岸清掃の実施	建設課	河川草刈を地元農区に依頼し、市民参加により清掃を実施	—	
					環境課	ラブアーススクリーンアップ事業で市民参加による海岸清掃を実施（主催：ラブアース実行委員会） 古賀市も実行委員会一員として参加 開催日時：H22年6月6日、参加人数：391人 回収ゴミ：1.0トン	—	P90
			155	主要河川の水面浮遊ごみの除去	建設課	—	—	
					水道課	取水堰のごみ除去を実施	—	
			156	河川・ため池・海岸への不法投棄防止対策	建設課	—	大根川河口付近に車両進入防止のため柵を設置	
					農林振興課	ため池に不法投棄防止看板を設置	—	
					水道課	—	H22年度は新規設置はないが、H14年度に河川敷にきれいな河川啓発看板を設置	
					環境課	不法投棄多発箇所の土地所有者・土地管理者から要望があれば、不法投棄防止看板を配布	—	
			157	市民が水に親しめるような河川敷公園（遊歩道）の整備	建設課	大根川親水空間整備について県に要望し、協議を実施	遊歩道（歩いてん道）整備済	
					都市計画課	—	河川敷公園（花鶴が浜公園）整備済	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
3	《調和》							
	(1)			まちのみどりの保全、創造				
		a		まちのみどりの保全				
			158	開発指導要綱による緑地の保全	都市計 画課	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者 に開発事業が環境保全に十分配慮したも のとなるように要望	—	
			159	都市計画区域内の樹林地帯等を 緑地保全地区として指定	都市計 画課	—	—	
			160	松くい虫による被害の防除	農林振 興課	松林に松くい虫防除薬剤散布、松くい虫 防除樹幹薬剤注入、松くい虫被害木伐採 駆除の実施	—	
			161	松林に関する情報の提供や保全 のための啓発	農林振 興課	古賀市松原ボランティア団体協議会に対 し資料提供（意見交換会の開催）	H17年度に市民団体が実施する松原サ ミットの協力を実施	
			162	保安林を巡視する人材の確保	農林振 興課	—	H21年度より巡視員を5名委嘱し、人材を 確保済	
		b		まちのみどりの創出				
			163	公共施設の緑化の強化	公共工 事を所 管する 課	—	公共施設施設整備時に実施	
			164	既設公園の緑地の再整備	都市計 画課	市民参加による植樹運動（古賀市10万本 ふるさとの森づくり事業）を実施（実施 主体：古賀市10万本ふるさとの森づくり 実行委員会） ※古賀市は後援として周知等を実施 H22年度は10,000本の苗木を植樹した	H22年度までに100,000本の苗木を植樹済 み	P104
			165	市民参加型の公園づくり	都市計 画課	市民参加による植樹運動（古賀市10万本 ふるさとの森づくり事業）を実施（実施 主体：古賀市10万本ふるさとの森づくり 実行委員会） ※古賀市は後援として周知等を実施 H22年度は10,000本の苗木を植樹した	H22年度までに100,000本の苗木を植樹済 み	P104
			166	森林公園の建設、整備	農林振 興課	—	—	
					都市計 画課	原生松を生かした花見東松林公園を整備	—	
			167	沿道景観を考慮した法面緑化	建設課	—	—	
					農林振 興課	—	—	
			168	街路、駅前広場、河川等都市の 骨格となるオープンスペースを 積極的に緑化	経営企 画課	—	—	
					建設課	—	京田・馬渡線、牟田・栗原線 中川・熊鶴線、浜・大塚線 花見・佐谷線、佐谷・竹尾線 牟田・千鳥ヶ池線、後牟田・大池線 整備済	
					農林振 興課	—	—	
					都市計 画課	—	ししふ駅前広場緑化実施（H20年度） 緑化ブロックの使用	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			169	郷土樹種による緑化	建設課	—	中川・熊鶴線整備：クロガネモチ	
					農林振 興課	—	—	
					都市計 画課	市民参加による植樹運動（古賀市10万本 ふるさとの森づくり事業）を実施（実施 主体：古賀市10万本ふるさとの森づくり 実行委員会） ※古賀市は後援として周知等を実施 H22年度は10,000本の苗木を植樹した	H22年度までに100,000本の苗木を植樹済 み	P104
					学校教 育課	—	H19年度に校地内に450本の広葉樹を植樹 し、毎年保護者と児童で植替等の維持管 理を実施	
			170	ビオトープとしての緑化	農林振 興課	—	—	
					都市計 画課	—	—	
					学校教 育課	—	花見小学校でビオトープの形成（H15年 度） 舞の里小学校でビオトープの形成（H21 年度）	
			171	生垣の奨励、植栽基準の設定	都市計 画課（土 地利用 政策係）	—	美しいまちづくりプラン（景観基本計画） 策定過程で検討中	
			172	新築マンション等に対する緑化 対策の義務付け	都市計 画課	—	—	
			173	工場敷地内の緑化の推奨	農林振 興課	—	第4工業団地区域内の所有者等と緑化協 定を締結済	
			174	花の種の配布、市民参加の花の 育成、花の名所づくり	総務課	花いっぱい運動事業を行う行政区、社会 教育関係団体、老人クラブ等に1団体8 万円を上限として補助金を交付 （H22年度交付実績：38団体）	—	P103
			175	市民参加による緑化構想の策定 や、市民を対象としたシンポジ ウム等の開催	都市計 画課	—	—	
			176	緑化意識の普及を図るためのみ どりと花に関するイベント、花 いっぱい運動の助成等	総務課	花いっぱい運動事業を行う行政区、社会 教育関係団体、老人クラブ等に1団体8 万円を上限として補助金を交付 （H22年度交付実績：38団体）	—	P103
					農林振 興課	—	—	
			177	緑化リーダー育成のための技術 研修	農林振 興課	古賀市森林組合の組合員の技術研修参加 古賀市は事務局として、技術研修参加の 支援を実施 （研修参加：1回、参加人数：3人）	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
3	(2)		都市景観の創出					
3	(2)	a	都市景観の創出					
			178	景観条例の制定	都市計 画課(土 地利用 政策係)	—	美しいまちづくりプラン(景観基本計画) 策定過程で検討中	
			179	景観ガイドラインの制定(工場 新增設時などの景観の基準を示 す)	都市計 画課(土 地利用 政策係)	—	美しいまちづくりプラン(景観基本計画) 策定過程で検討中	
			180	都市景観形成基本計画の策定	都市計 画課(土 地利用 政策係)	美しいまちづくりプラン(景観基本計画) 策定委員会を3回実施 計画はH23年度策定	—	
			181	公害防止協定への景観項目の追 加	環境課	—	—	
			182	都市景観の形成に先導的役割を 果たすための公共施設整備	都市計 画課(土 地利用 政策係)	—	美しいまちづくりプラン(景観基本計画) 策定過程で検討中	
			183	魅力あるまちづくりのための都 市景観アドバイザーの設置や市 民の自主的な景観育成活動への 支援	都市計 画課(土 地利用 政策係)	—	美しいまちづくりプラン(景観基本計画) 策定過程で検討中	
			184	空き地の雑草繁茂状況調査の実 施、それに基づく所有者への除 草指導、関係機関への協力要請	環境課	環境パトロール、市民からの苦情に基づ き、空き地の雑草繁茂状況調査の実施	指導状況 H16:59件、H17:88件、 H18:80件、H19:65件、H20:78件、 H21:76件	
					環境課	雑草が繁茂している空き地の所有者に除 草指導文書の送付 (指導文書の送付:79件)	—	
					環境課	関係機関に協力要請の実施	—	
			185	広報による空き地の適正管理の 啓発	環境課	行事予定表に啓発文書を掲載	—	
			186	不法看板や張り紙の撤去及び指 導の徹底	建設課	福岡県屋外広告物規制条例に基づき、道 路上の不法看板や張り紙の撤去・処分を 実施(H22年度撤去実績:0.25 トン)	福岡県屋外広告物規制条例に基づき、道 路上の不法看板や張り紙の撤去・処分を 実施(H21年度撤去実績:0.28トン)	
					都市計 画課	福岡県屋外広告物規制条例に基づき、道 路上の不法看板や張り紙の撤去・処分を 実施(H22年度撤去実績:0.25 トン)	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
3	(3)	歴史的・文化的環境の保全・活用						
		a		歴史・文化的財産の保全				
			187	市指定文化財の指定拡大	サンフ レアこ が(歴史 資料館)	随時、市指定文化財の指定実施 H22年度指定実績：1件 H22年度末の総指定件数：9件	—	
			188	地域のシンボルとしての史跡や 歴史的まちなみの保存	サンフ レアこ が(歴史 資料館)	鹿部田淵遺跡の歴史公園整備の工事	11月3日「みやげ史跡公園」開園	
					サンフ レアこ が(歴史 資料館)	地域が管理する県指定天然記念物「小山 田斎宮の社叢（しゃそう）」の老化樹木 について県の樹木医の斡旋などの助言・ 支援	—	
			189	史跡地の管理や郷土芸能を伝承 し保存している文化財保護団体 への管理奨励金や補助金の交付	サンフ レアこ が(歴史 資料館)	補助金制度はあるが、交付実績なし	—	
			190	伝統的芸能行事等の伝承のため の後継者の育成	サンフ レアこ が(歴史 資料館)	—	—	
			191	埋蔵文化財包蔵地における開発 時の国への届出、教育委員会に よる遺跡に関する情報提供、保 護措置、発掘調査など事前相談 の実施	サンフ レアこ が(歴史 資料館)	開発時には、文化財保護法及び古賀市土 地対策指導要綱に基づき、事前に遺跡に 関する情報提供、保護措置、発掘調査の 必要性について協議。 それ以外の案件については、建築確認申 請時に事前協議を実施	—	
		b		歴史・文化的環境の活用				
			192	文化財めぐりなどのイベントの 実施	サンフ レアこ が(歴 史資料 館)	自然史歴史講座の開催 開催回数：6回、延べ参加人数：253人 5/7「坂本龍馬の世界」参加者51名 5/28「粕屋町をあるく」参加者22名 6/18実習Ⅰ「土器の接着と修復」参加者 31名 8/6実習Ⅱ「拓本をとる」参加者25名 11/3講演「鹿部田淵遺跡の時代」参加者 103名 3/4実習Ⅲ「古賀市内より出土した瓦。 銅戈の模型を用い、ブロンズ粘土でレプ リカを製作し、歴史を学ぶ」参加者21名	—	
			193	案内板の設置、鑑賞の場の機会 を設けることによる市民と文化 財のふれあいの増進	サンフ レアこ が(歴 史資料 館)	歴史資料館における企画展の開催 開催回数：2回、延べ参加人数：2,680人 第1回「古銭への誘い」7/29～8/29 来 館者1,698人 第2回「蘇る鹿部田淵遺跡の時代」11/3 ～11/28 来館者982名	—	
			194	「巨木の登録制度」など、市内 にある巨木、歴史・史跡につい ての情報を共有できるシステム の構築	都市計 画課	—	【巨木登録事業】 H22年度末現在で20本の登録済。 表彰箇所については市HPで公表してい る。	
					都市計 画課(土 地利用 政策係)	—	【古賀都市景観賞】 20箇所について表彰済。 表彰箇所については市HPで公表してい る。	
					サンフ レアこ が(歴史 資料館)	古賀の歴史・民具・文化財について古賀市 公式HPに情報を掲載	—	
					環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
4	《参加》							
	(1)			環境教育・学習の推進				
		a		総合的な環境教育・学習の推進				
			195	環境教育・学習マスタープラン の策定と総合的・計画的推進	学校教育 課	—	各学校で環境教育推進計画を策定し、全 教科・領域で推進	
					環境課	—	—	
			196	市民団体、学校、企業等の連携 による環境教育を検討する場づ くり	環境課	—	—	
			197	近隣市町との連携による広域環 境教育の実現に向けた体制の構 築	環境課	—	—	
			198	「家庭版ISO」や「学校版ISO」 などのしくみづくり	学校教育 課	—	—	
					環境課	—	—	
			199	事業者へのISO14001の普及・啓 発	環境課	環境課窓口で他団体のパンフレットを配 布	—	
			200	環境教育・環境学習を率先して 行っている企業の事例発表会や 研修会の開催による、企業相互 の情報交換の場づくり	環境課	—	—	
			201	環境モニター・モニタリング制 度の導入	環境課	—	—	
			202	環境に関する総合的なイベント の開催	環境課	—	H18年度に環境フェスタを開催	
		b		指導人材の育成、活用				
			203	環境保全アドバイザー養成講座 の開設	環境課	—	—	
			204	環境保全アドバイザーの派遣	環境課	—	—	
			205	環境教育に関する人材の登録制 度確立	環境課	—	—	
					生涯学 習推進 課	市民活動支援センターにおいて、各種地 域での学習等につなげるための「古賀市 人材バンク」台帳を整備	—	
			206	諸団体やグループの行う環境教 育、環境学習への支援	環境課	—	—	
			207	環境教育研究推進校の指定によ る環境教育の実践、環境教育指 導者の育成	学校教 育課	—	—	
		c		環境教育・学習に関する教材・資料の作成、活用				
			208	環境教育の手引書、環境学習の 副読本等の教材の整備	学校教 育課	—	人権教育副読本（環境学習についての記 述あり）を作成済 道徳の副読本（環境学習についての記述 あり）作成済	
					環境課	要望があれば、各小学校・市内ボラン ティア団体に自然環境観察マップを配布 (H22年度1,000部増刷)	H17年度に自然環境観察マップを作成 (4,000部)し、各小学校に配布済	
			209	市民が日常生活において実践す ることのできる環境保全活動マ ニュアルの作成	環境課	—	—	
			210	事業者が事業活動において実践 することのできる環境保全行動 マニュアルの作成	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
			211	「環境家計簿」の作成・配布	環境課	—	H18年度～H21年度： エコライフデーを実施し、1日版環境家 計簿(エコライフデーチェックシート)を 作成し、市民に配布	
			212	環境マップの作成	環境課	—	—	
		d	環境教育・学習ができる機会・場の確保					
			213	市民環境大学や出前講座など環 境問題に対する市民意識の高揚 を図るための講座を開設	環境課	市民からの要望に基づき、市まちづくり 出前講座を実施 H22年度開催実績：2回	—	
					環境課	水辺教室を開催(古賀市ほたるの会と共 催) 開催日時：H22年8月8日、参加人 数：31名	—	
			214	環境に関する市民・事業者の意 見を広く聴取するための市民懇 談会の設置・運営	環境課	市民からの要望に基づき、市まちづくり 出前講座を実施 H22年度開催実績：2回	—	
			215	環境月間・環境フェア等各種イ ベントの開催	環境課	市役所にポスター、のぼりの掲示	—	
					環境課	水辺教室を開催(古賀市ほたるの会と共 催) 開催日時：H22年8月8日、参加人 数：31名	—	
			216	子どもエコクラブ活動に対する 支援	環境課	子どもエコクラブ事務局として加入者に 情報提供などを実施 H22年度末加入団体：1団体	—	
			217	市民が地域の自然環境等を再発 見し、環境への関心を高められ るような身近な環境資源を活用 した環境学習を実施	環境課	水辺教室を開催(古賀市ほたるの会と共 催) 開催日時：H22年8月8日、参加人数：約 31名	—	
			218	図書館、学校の環境学習コー ナーの図書充実	学校教 育課	各学校で環境教育に関わる書籍のコー ナーを設置済	—	
					サンフ レアこ が(図 書館)	環境学習コーナーは設けていないが、図 書館資料(図書・雑誌・視聴覚資料等) を充実し、件名・キーワードによる検索 を可能にしている。	—	
			219	ごみ処理施設の見学会、研修 会、体験学習等の開催	環境課	—	エコロの森(古賀清掃工場)で見学会を 随時実施 ※実施主体：古賀清掃工場	
			220	空き教室の活用による環境学習 の場の提供	学校教 育課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
4	(2)			市民・民間団体の活動促進				
		a		市民・民間団体の活動促進				
			221	環境保全活動の向上、発展に貢 献し、功績が顕著であった団体 に対する表彰制度の確立	環境課	市ごみ減量化・資源化優良事業所表彰制 度は確立済 H22年度表彰実績：なし	—	
			222	環境保全活動団体・グループに 対する活動費の一部補助	環境課	—	—	
			223	環境保全アドバイザー養成講座 の開設（再掲）※No203に同じ	環境課	—	—	
		b		民間団体間が連携した活動の促進、情報共有				
					環境課	—	—	
			224	環境情報拠点施設の設置	生涯学 習推進 課	市民活動支援センターを開設 ボランティア活動（環境情報含む）の情 報を発信	—	
			225	環境保全活動を実践し、模範と なる事例の発表会の開催	環境課	—	市ごみ減量化・資源化優良事業表彰時に 事例発表会を開催（H16年度、H17年度、 H19年度）	
			226	環境保全活動の事例、開催日や 内容の広報やインターネットの 活用による紹介	環境課	環境保全イベント（ラブアース等）を広 報・古賀市公式HPに掲載	—	
					環境課	—	—	
			227	市民、事業者、行政の連携によ り川を守っていくためのネット ワークの構築	建設課	地元農区（薦野、米多比、薬王寺、小山 田、谷山、筵内、青柳）と連携して河川 の草刈りを実施	—	
			228	古賀市環境市民会議の設立	環境課	H23年2月に設立準備会を発足	—	
					環境課	—	—	
			229	環境ボランティア登録制度の構 築	生涯学 習推進 課	古賀市市民活動団体情報（環境分野含 む）の作成	古賀市アダプトプログラム（古賀市内の 企業・事業所がボランティアで市道の美 化及び保全を行う事業）を実施 参加登録団体H22年度末現在31団体	
			230	環境ボランティアネットワーク の設立	環境課	—	—	

基本 目標	施策 体系	取組 の 方向 性	No	環境基本計画掲載の 市が取り組む具体的な施策	担当課	平成22年度実施した 具体的な施策内容	備考	関連 資料 P
4	(3)			環境情報の整備と提供				
		a		情報発信設備（システム、施設など）の整備				
			231	情報拠点施設の設置（再掲） （※No. 224に同じ）	環境課	—	—	
					生涯学 習推進 課	市民活動支援センターを開設 ボランティア活動（環境情報含む）の情報 発信	H22年度より市民活動支援センターを設 置 ボランティア活動（環境情報含む）の情報 を発信	
			232	図書館、学校の環境学習コー ナーの図書充実（再掲）（※ No. 218と同じ）	学校教 育課	各学校で環境教育に関わる書籍のコー ナーを設置済	—	
					サンフ レアこ が(図 書館)	環境学習コーナーは設けていないが、図 書館資料（図書・雑誌・視聴覚資料等） を充実し、件名・キーワードによる検索 を可能にしている。	毎年、ナショナル・ジオグラフィック、 DVD図鑑等環境学習啓発に資するAV 資料を購入し、資料の充実を行っている。	
			233	インターネットホームページの 開設	環境課	古賀市公式HPで環境情報を発信	—	
			234	市役所ロビーなどへの環境情報 データベースシステムの設置 （地図情報や画像情報）	環境課	—	—	
		b		さまざまな環境情報の発信				
			235	環境教育・環境学習を率先して 行っている企業の事例発表会や 研修会の開催による、企業相互 の情報交換の場づくり	環境課	—	—	
			236	環境保全活動の事例、開催日や 内容の広報やインターネットの 活用による紹介（再掲）（※ No. 226と同じ）	環境課	環境保全イベント（ラブアース等）を広 報・古賀市公式HPに掲載	—	
			237	エコ商品など環境にやさしい商 品に関する情報提供、普及	環境課	他団体が作成したグリーン購入対象製品 等の情報パンフレット等を環境課窓口で 配布	—	
			238	事業者の環境保全設備導入に対 する資金援助の情報提供	農林振 興課	—	—	
			239	市による環境会計の導入	環境課	—	—	
			240	環境白書（年次報告書）の発行	環境課	環境報告書を毎年発行	H16年度より実施	
			241	パンフレット・情報誌の発行	環境課	—	—	
			242	古賀市環境市民会議の設立（再 掲）（※No. 228と同じ）	環境課	H23年2月に設立準備会を発足	—	

2 施策の総合的かつ計画的な推進のための施策

1 古賀市環境審議会

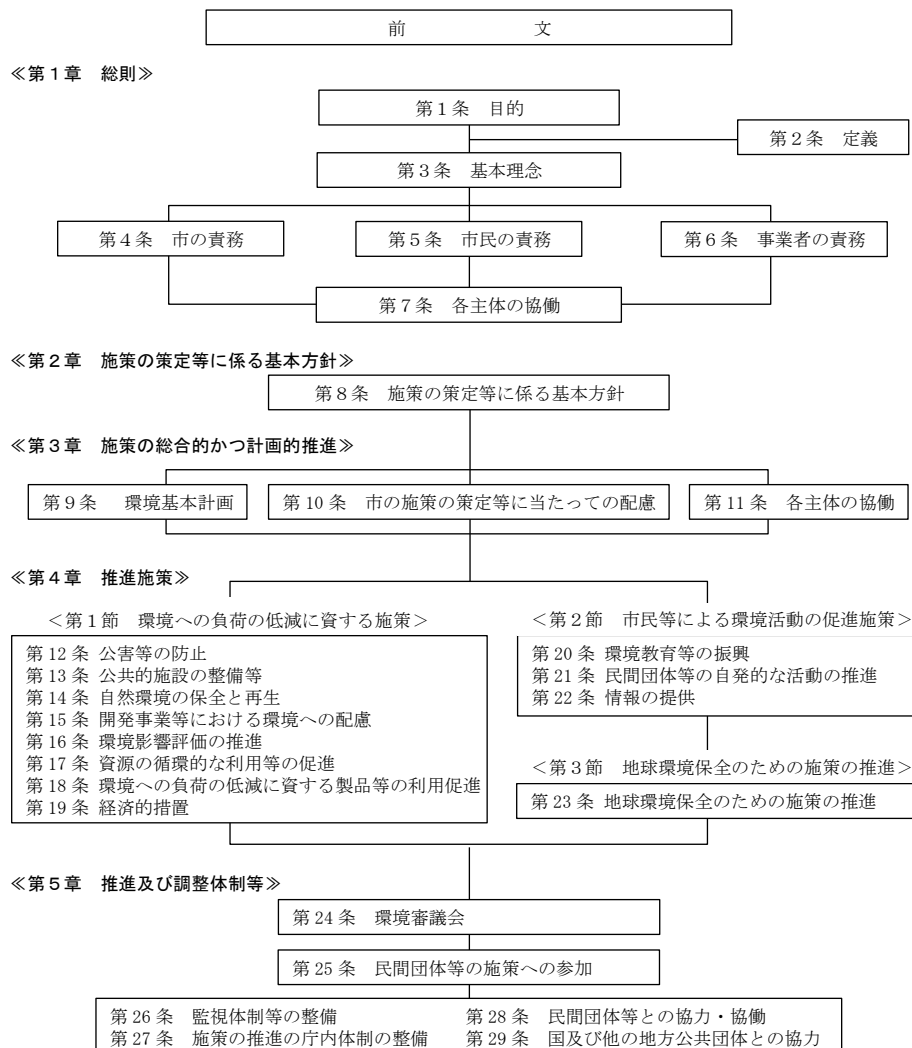
古賀市環境審議会は、古賀市環境基本条例第 24 条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するために設置された附属機関で、識見を有する者、公共的団体等の構成員、一般市民により構成されています。

平成 22 年度は、平成 22 年版古賀市環境報告書案に関する審議など、1 回開催されました。

表 1 環境審議会の開催状況（平成 22 年度）

開催日	主な審議内容
平成 23 年 2 月 16 日	平成 22 年版古賀市環境報告書案について 古賀市環境市民会議設立準備会の設置について

図 1 環境基本条例の構成



3 古賀市職員の環境配慮行動の実践

1 古賀市環境保全実行計画の推進

(1) エネルギー使用量の削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、平成13年4月に「古賀市環境保全実行計画」を策定し、第2次計画では平成22年度末までに温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標に、市役所庁舎や出先機関において、地球温暖化防止対策に取り組みました。

平成22年度は、夏場の平均気温が統計を開始した1898年以降で最も高く、冷房の稼働率が高かった事や、まつぼっくり食堂オープンによるLPG(液化石油ガス)の使用量増加により、電気及び冷暖房燃料の使用量・二酸化炭素排出量ともに大幅増となったため、温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量については基準年比で-0.8%減に留まりました。残念ながら平成22年度末時点では7%の削減目標を達成するに至っていませんが、京都議定書の目標期間である平成24年には達成できるよう、今後も取組みを推進していきます。

表2 近年の古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量

区分			単位	H21	H22
使用量	電気		kWh	10,064,244	10,757,471
	冷暖房燃料	軽油	ℓ	5,413	4,718
		重油		36,006	32,869
		灯油		53,811	70,109
		LPG		57,897	70,741
	公用車燃料	ガソリン		46,189	36,817
		軽油		15,511	10,517
	上水道				102,898

表3 古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の基準年との比較

区分		単位	基準年 ※	基準年との比較				
				H18	H19	H20	H21	H22
二酸化炭素排出量	電気	kg-CO2	4,015,452	-3.2%	-14.3%	-12.2%	-9.8%	-3.6%
	冷暖房燃料		362,352	-21.6%	-35.2%	-37.5%	+15.9%	+34.9%
	公用車燃料		133,996	+1.1%	-19.0%	-23.0%	+9.4%	-16.4%
	計		4,511,800	-4.7%	-16.1%	-14.6%	-7.1%	-0.8%

※基準年の数値は、平成11年12月から平成12年11月までの期間の合計値

(2) グリーン購入の推進

市の機関におけるグリーン購入の推進については、「古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、市全体で取り組みを行っています。紙類・文具類等の調達しやすいものは調達率が依然高くなっています。また、平成 22 年度は「仕出し弁当」、「台所用洗剤・石鹼」において適合環境物品調達数が増加したことから、その他の物品等が前年度に比べ高い調達率となっております。

表 4 グリーン購入の適合物品の調達率の推移

分野 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	(参考) 福岡県 H22
紙類	49.7 %	87.2 %	77.8 %	94.8 %	96.0 %	99.9 %
文具類	80.3 %	97.5 %	84.8 %	96.9 %	99.3 %	100.0 %
オフィス家具等		100.0 %	97.9 %	78.9 %	82.9 %	100.0 %
機器類	83.5 %	83.5 %				
OA 機器	100.0 %	95.7 %	83.5 %	76.1 %	83.4 %	99.9 %
家電製品	100.0 %					100.0 %
照明	89.3 %	94.8 %	86.3 %	55.5 %	79.0 %	100.0 %
自動車	—	—	100.0 %	—	—	100.0 %
制服・作業服	100.0 %	82.8 %	56.1 %	43.9 %	89.1 %	100.0 %
作業用手袋	100.0 %	76.8 %	48.3 %	43.3 %	52.7 %	
インテリア・寝装寝具	100.0 %					100.0 %
その他繊維製品	0 %	100.0 %	—	98.6 %	94.4 %	
設備	—					100.0 %
役務	100.0 %	12.1 %	90.6 %	54.9 %	100%	100.0 %
その他の物品等	98.8 %	99.0 %	63.6 %	42.7 %	94.2 %	
平均	83.5 %	84.6 %	78.9 %	68.6 %	87.1 %	99.9 %

※ 調達率（％）は、各分野におけるグリーン購入適合物品の調達数を調達総量で割ったものです。

※ 平成 19 年度で分野の見直し。

※ 参考の福岡県の数値は、県の機関において取り組んだ環境配慮物品の調達率です。調達率の目標値を 100%として取り組まれています。

第2部 環境の状況

1 市の概況

1 沿革

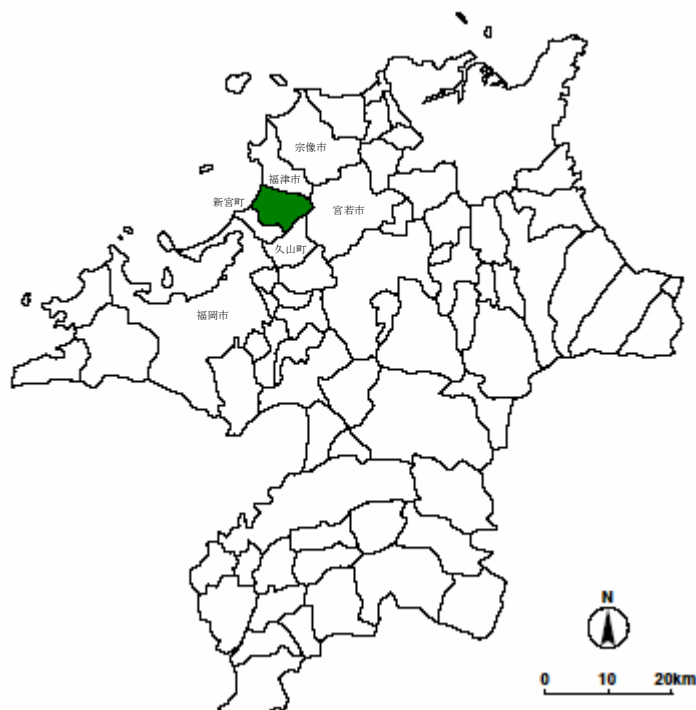
明治 22 年（1889 年）に市制町村制が施行され、それまで 16 に分かれていた村が合併し、席内村、青柳村、小野村の 3 村となり、その後、昭和 13 年（1938 年）の町制施行により席内村が古賀町となりました。さらに、昭和 30 年（1955 年）にこれらの 1 町 2 村が合併し古賀町となり、平成 9 年（1997 年）の市制施行により現在の古賀市となりました。

2 地勢

福岡県の西北部に位置し、市域は東西方向に約 11 k m、南北方向に約 7 k m、総面積は 42. 11 k m²となっています。福岡都市圏に属し、南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

市内には、J R 鹿児島本線、九州自動車道、国道 3 号、国道 495 号など主要幹線が南北に走り、福岡市の中心部まで約 15 k m、J R を利用して約 20 分、国道 3 号を利用して約 30 分となっています。また、古賀インターチェンジは年間 700 万台以上の車が利用しています。

図 2 古賀市の位置



3 気象

本市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候で、年間降水量は 5 年間の平均で、約 1,308mm 程度となっています。

表 5 気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H18	35.7	-3.2	16.5	5.8	6.6	9.4	13.6	18.3	24.6	26.5	28.2	22.4	19.3	14.2	8.7
H19	36.2	-1.5	17.0	7.0	9.1	10.4	14.0	19.1	22.8	25.0	28.4	26.0	19.7	13.1	9.4
H20	35.2	-0.9	16.2	6.9	5.6	9.6	14.0	18.3	21.0	28.0	26.7	24.1	19.2	12.8	8.6
H21	33.9	-3.0	16.3	5.9	8.8	10.5	14.4	18.6	22.6	25.6	26.6	23.2	18.4	12.9	8.1
H22	36.5	-2.1	16.4	6.1	8.4	9.8	12.7	17.7	22.6	26.6	29.1	25.0	18.8	12.3	8.2

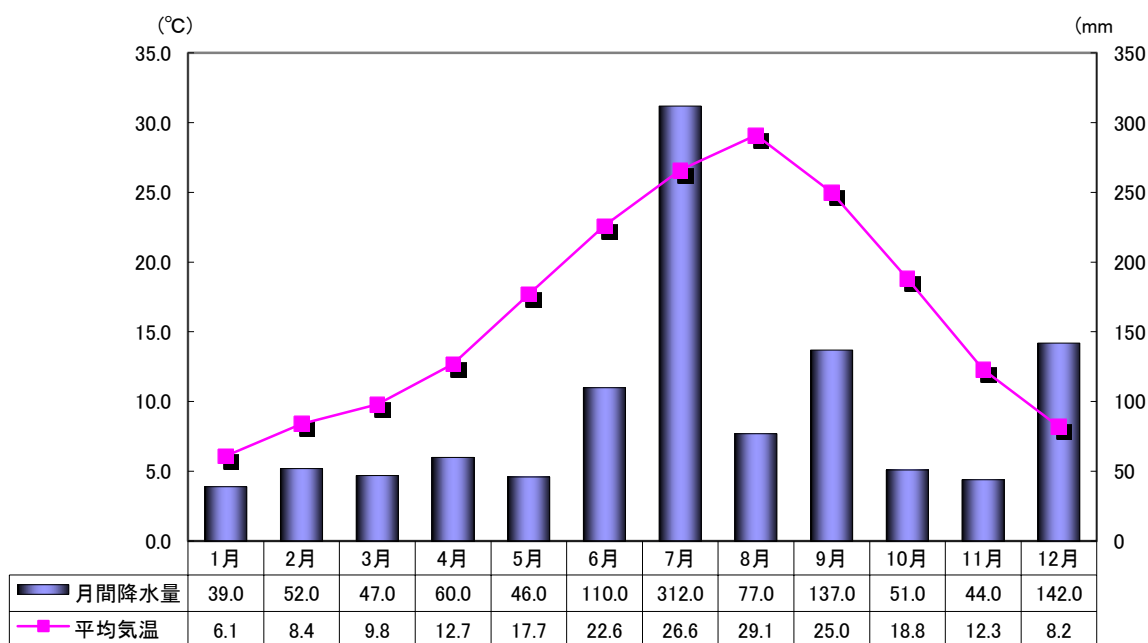
(単位：℃)

表 6 降水量の推移

年次	総量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H18	1,759.5	51.0	56.0	51.0	101.0	118.0	439.0	345.5	265.0	192.5	23.5	77.0	40.0
H19	1,117.8	41.5	68.5	78.5	47.5	43.0	42.0	346.8	205.0	61.0	86.0	10.0	88.0
H20	1,204.0	75.0	46.0	183.0	53.0	83.0	221.0	44.0	193.0	154.0	11.0	75.0	66.0
H21	1,345.0	67.0	89.0	44.0	81.0	50.0	134.0	522.0	69.0	56.0	77.0	112.0	44.0
H22	1,117.0	39.0	52.0	47.0	60.0	46.0	110.0	312.0	77.0	137.0	51.0	44.0	142.0

(単位：mm)

図 3 平均気温及び月間降水量（平成 22 年度）



(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

4 人口

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和30年（1995年）の合併当時には18,309人でしたが、平成17年（2005年）には55,943人と3倍を超えています。1世帯当たりの人数は、昭和30年には5.75人でしたが、平成17年には2.83人となっており、核家族化の進行が見られます。

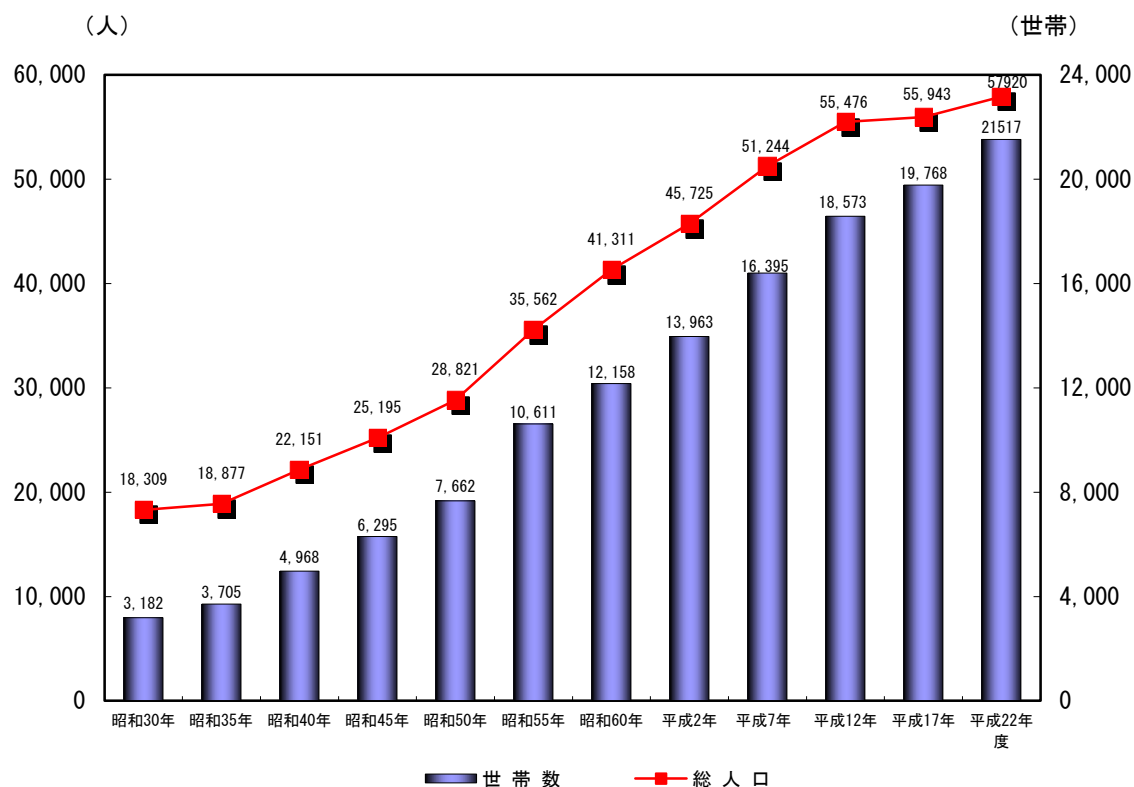
平成23年3月末現在の総人口は、58,287人となっています。

表7 総人口・世帯数の推移

年次	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	18,309	18,877	22,151	25,195	28,821	35,562	41,311	45,725	51,244	55,476	55,943	57,920
世帯数	3,182	3,705	4,968	6,295	7,662	10,611	12,158	13,963	16,395	18,573	19,768	21,517
人/世帯	5.75	5.10	4.46	4.00	3.76	3.35	3.40	3.27	3.13	2.99	2.83	2.69

(単位：人)

図4 総人口・世帯数の推移



(資料：国勢調査)

(2) 人口動態

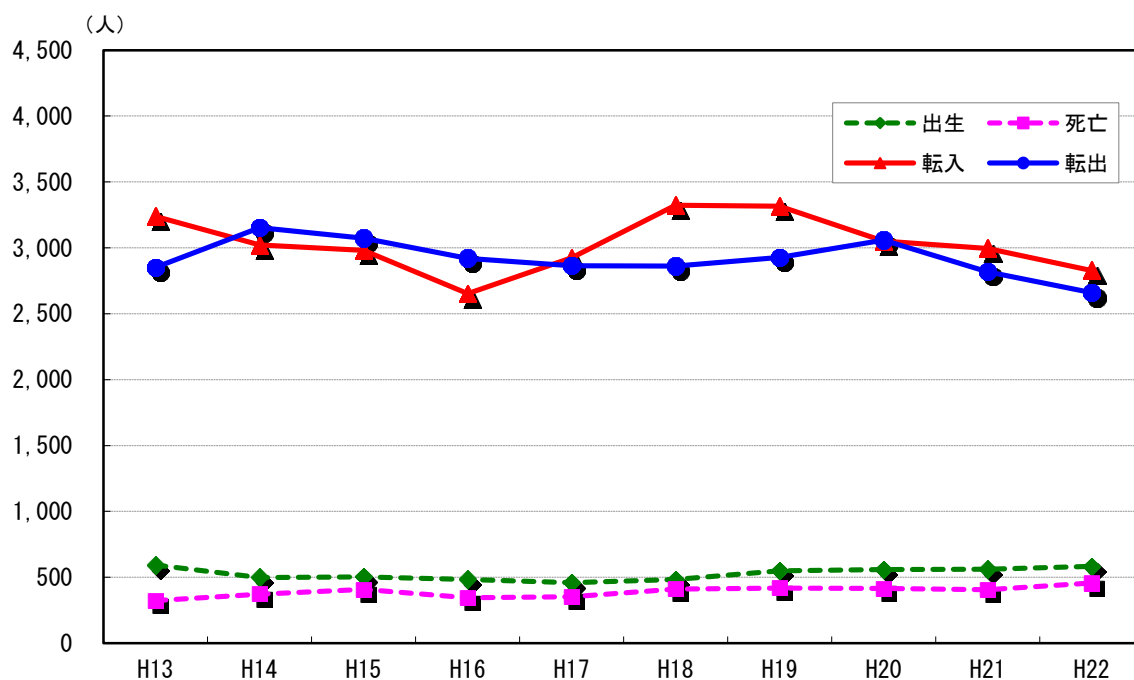
人口動態の推移を見ると、平成10年度までは社会増加が多く、人口増加の主な要因となっていました。総人口は、平成14年度から平成16年度まで転出者数の増加等により減少しましたが、平成17年度より増加傾向にあります。

表 8 人口動態の推移

年度	社会動態			自然動態			その他 増減	人口 増加数
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
H13	3,239	2,851	388	592	323	269	-19	638
H14	3,021	3,152	-131	499	372	127	-41	-45
H15	2,980	3,073	-93	503	408	95	-11	-9
H16	2,652	2,920	-268	484	345	139	-27	-156
H17	2,924	2,865	59	459	353	106	-12	153
H18	3,324	2,862	462	483	411	72	7	541
H19	3,317	2,927	390	550	419	131	10	531
H20	3,051	3,058	-7	558	415	143	129	165
H21	2,996	2,818	178	562	405	157	13	348
H22	2,828	2,659	169	583	456	127	3	299

(単位：人)

図 5 人口動態の推移



(資料：市民課)

5 産業

(1) 産業構造

本市の産業は、恵まれた交通体系を背景に、市南西部の工業団地に立地する製造業（工業）を中心に発展してきました。

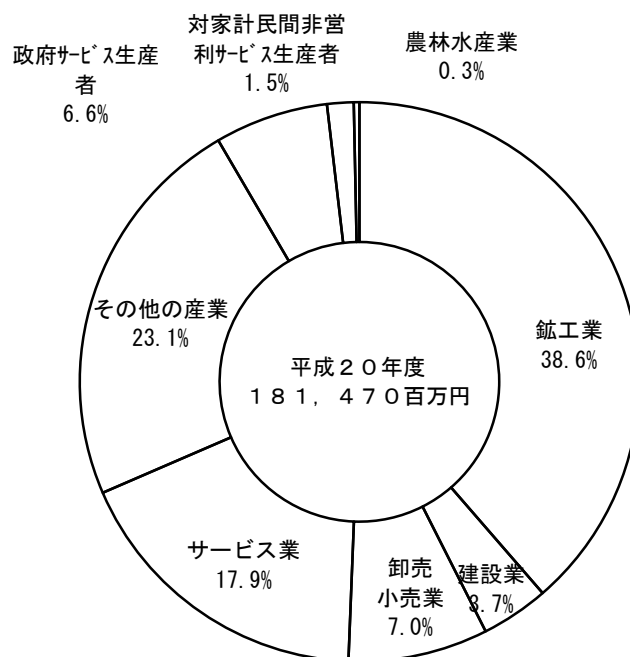
表 9 経済活動別市内総生産

年度	市内 総生産	農林 水産業	鉱工業	建設業	卸売 小売業	サービス 業	その他の 産業	政府 サービス	対家計民間非営利 サービス 生産者	帰属 利子等
H11	207,353	807	99,991	9,207	14,327	31,819	39,867	11,367	2,027	1,814
H12	205,767	812	88,439	14,249	15,115	33,690	42,477	11,089	1,881	1,771
H13	197,123	814	84,917	8,011	15,359	33,804	43,750	11,262	2,006	2,614
H14	195,323	724	81,733	8,720	15,933	33,060	44,102	11,647	2,164	2,616
H15	203,930	781	91,541	8,754	15,793	32,681	42,873	11,635	2,143	2,138
H16	195,996	681	85,257	6,959	15,487	32,381	42,608	11,914	2,260	2,152
H17	189,689	684	76,963	7,341	15,355	32,038	42,292	12,201	2,476	2,094
H18	184,352	581	73,213	9,386	15,113	31,576	42,193	11,823	2,809	2,259
H19	202,759	582	86,280	12,110	15,157	32,202	43,257	12,241	2,757	2,101
H20	181,470	593	70,881	7,188	14,831	32,814	42,335	12,043	2,815	2,029

※過年度については毎年修正値が公表

(単位：百万円)

図 6 経済活動別市内総生産（平成 20 年度）



(資料：福岡県「市町村経済計算」)

表 10 市内総生産及び市民所得の推移

年度	総生産 (百万円)	就業者 1 人 当たり総生産 (千円)	所得 (百万円)	人口 1 人 当たり所得 (千円)
H11	207,353	8,459	157,820	2,832
H12	205,767	8,333	162,579	2,931
H13	197,123	8,037	157,048	2,807
H14	195,323	8,075	154,880	2,747
H15	203,930	8,437	155,452	2,775
H16	195,996	8,062	157,528	2,804
H17	189,689	7,707	159,294	2,847
H18	184,352	7,395	158,872	2,817
H19	202,759	8,028	165,806	2,914
H20	181,470	7,198	154,767	2,701

※過年度については毎年修正値が公表

(資料：福岡県「市町村民経済計算」)

表 11 産業（大分類）別 15 歳以上就業者数

産業分類（大分類）	S60	H2	H7	H12	産業分類（大分類）	H17
総 数	18,241	20,731	24,582	26,343	総 数	26,552
第 1 次 産 業	1,138	936	818	726	第 1 次 産 業	727
（構成比）	(6.2%)	(4.5%)	(3.3%)	(2.8%)	（構成比）	(2.7%)
農業	1,121	918	811	718	農業	720
林業	4	10	4	4	林業	3
漁業	13	8	3	4	漁業	4
第 2 次 産 業	6,174	7,260	8,180	8,464	第 2 次 産 業	7,025
（構成比）	(33.8%)	(35.0%)	(33.3%)	(32.1%)	（構成比）	(26.5%)
鉱業	3	－	4	10	鉱業	7
建設業	1,527	1,868	2,180	2,410	建設業	2,087
製造業	4,644	5,392	5,996	6,044	製造業	4,931
第 3 次 産 業	10,875	12,417	15,382	16,680	第 3 次 産 業	18,429
（構成比）	(59.6%)	(59.9%)	(62.6%)	(63.3%)	（構成比）	(69.4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	80	88	113	130	電気・ガス・熱供給・水道業	117
運輸・通信業	1,171	1,415	1,889	2,114	情報通信業	552
卸売・小売業・飲食店	4,288	4,625	5,638	5,747	運輸業	1,920
金融・保険業	452	631	683	719	卸売・小売業	5,105
不動産業	122	186	248	267	金融・保険業	623
サービス業	4,062	4,678	5,769	6,562	不動産業	309
公務（他に分類されないもの）	700	794	1,042	1,141	飲食店・宿泊業	1,214
分類不能の産業	54	118	202	473	医療・福祉	2,590
（構成比）	(0.4%)	(0.6%)	(0.8%)	(1.8%)	教育・学習支援業	1,134
					複合サービス業	213
					サービス業（他に分類されないもの）	3,518
					公務（他に分類されないもの）	1,134
					分類不能の産業	371
					（構成比）	(1.4%)

※「日本標準産業分類」の改定があり、平成 14 年 10 月から適用されているため、平成 17 年国勢調査分は大分類が平成 12 年までと異なっています。

（資料：国勢調査）

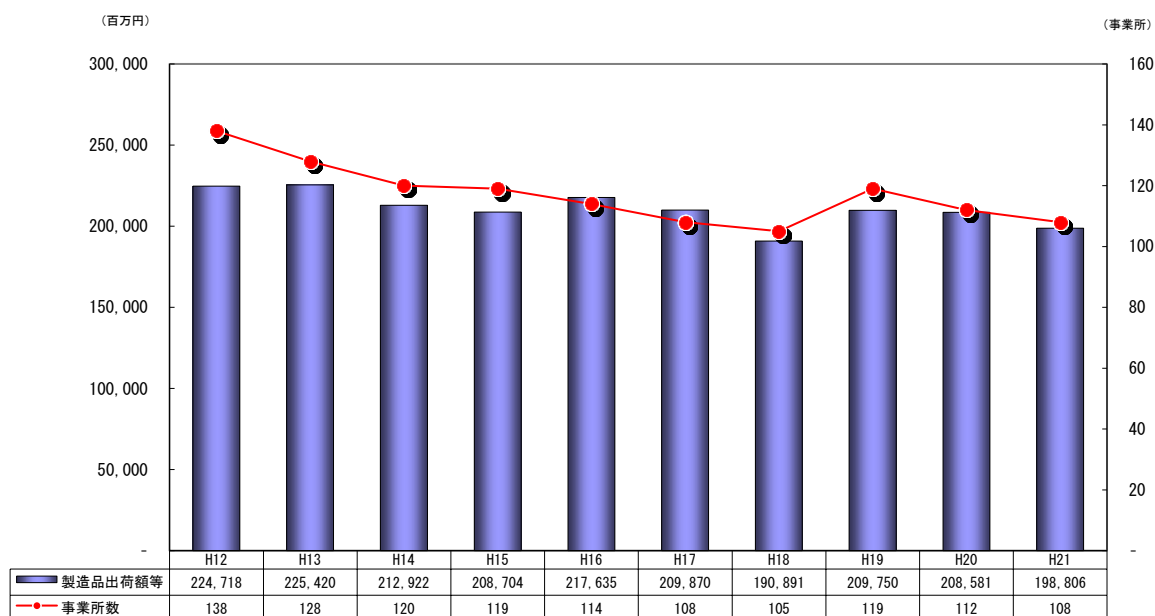
(2) 工業

本市の工業は、昭和 30 年代までは現在の J R 古賀駅周辺の機械・金属関連工場が主なものでしたが、昭和 40 年代以降、九州自動車道古賀 I C や国道 3 号の開通などにより交通の利便性が向上したことや大都市への近接性から、市南西部に工業団地が整備されるなど、現在では県下有数の規模を誇っています。

表 12 工業事業所数等の推移

年度	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)		付加価値額 (百万円)
			(百万円)	(県内順位)	
H12	138	8,454	224,718	7 位	94,779
H13	128	8,703	225,420	7 位	92,460
H14	120	8,358	212,922	7 位	88,292
H15	119	7,982	208,704	8 位	92,497
H16	114	8,121	217,635	8 位	91,615
H17	108	8,052	209,870	9 位	87,810
H18	105	7,980	190,891	8 位	82,313
H19	119	8,592	209,750	9 位	92,320
H20	112	8,232	208,581	9 位	85,870
H21	108	8,440	198,806	9 位	76,904

図 7 工業事業所数等の推移



(資料：工業統計調査)

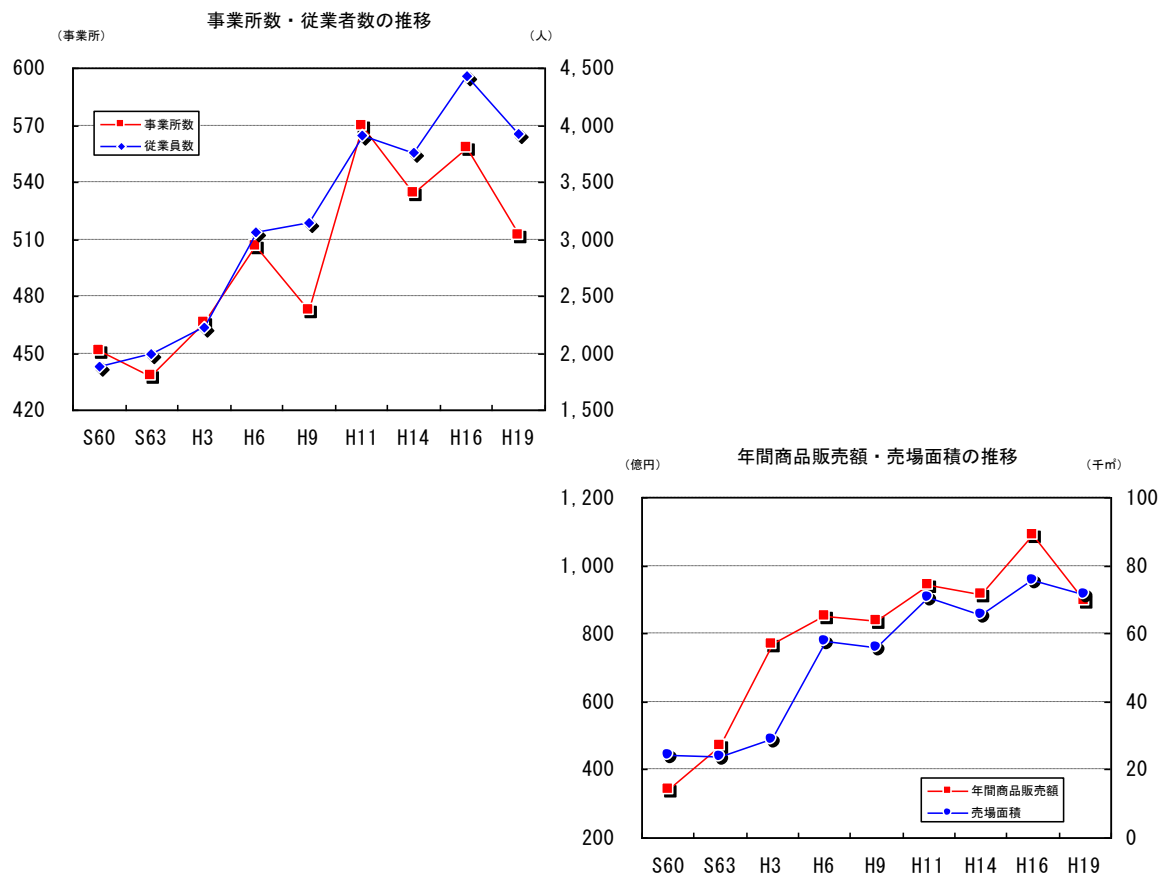
(3) 商業

平成 19 年の商業統計調査によると、本市の商業事業所数は 512、従業者数は 3,918 人、年間商品販売額は約 1,898 億 2 千万円となっています。これを約 20 年前の昭和 60 年の数値と比較すると、事業所数は 1 割強の増加ですが、従業者数は 2 倍に、年間商品販売額は 2.6 倍に増加しています。

表 13 商業事業所数等の推移

年次	事業所数			従業者数			年間商品販売額（万円）			売場面積 (㎡)
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
S60	451	49	402	1,878	285	1,593	3,427,897	1,215,830	2,212,067	24,348
S63	438	56	382	1,993	349	1,644	4,693,675	2,453,143	2,240,532	24,033
H3	466	77	389	2,223	506	1,717	7,695,133	4,493,546	3,201,587	28,886
H6	506	86	420	3,060	663	2,397	8,533,512	4,127,004	4,406,508	57,714
H9	473	76	397	3,145	667	2,478	8,381,514	4,159,020	4,222,494	56,014
H11	570	101	469	3,913	732	3,181	9,412,330	4,532,847	4,879,483	70,761
H14	534	105	429	3,755	884	2,871	9,147,101	4,706,166	4,440,935	65,686
H16	558	123	435	4,433	960	3,473	10,895,412	5,347,002	5,548,410	75,511
H19	512	110	402	3,918	941	2,977	8,982,431	4,322,834	4,659,597	71,558

図 8 事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移



(資料：商業統計調査)

(4) 農業

本市の農業は、農村地域の開発による農地の減少、都市化の進展等による農業従事者の兼業化や高齢化、離農の増加、後継者不足などにより、農業全体としては衰退傾向にあります。が、環境保全型農業の振興やコスモス館を拠点とする地産地消の推進など消費者ニーズにあった都市近郊型農業への転換も進められています。

表 14 農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移

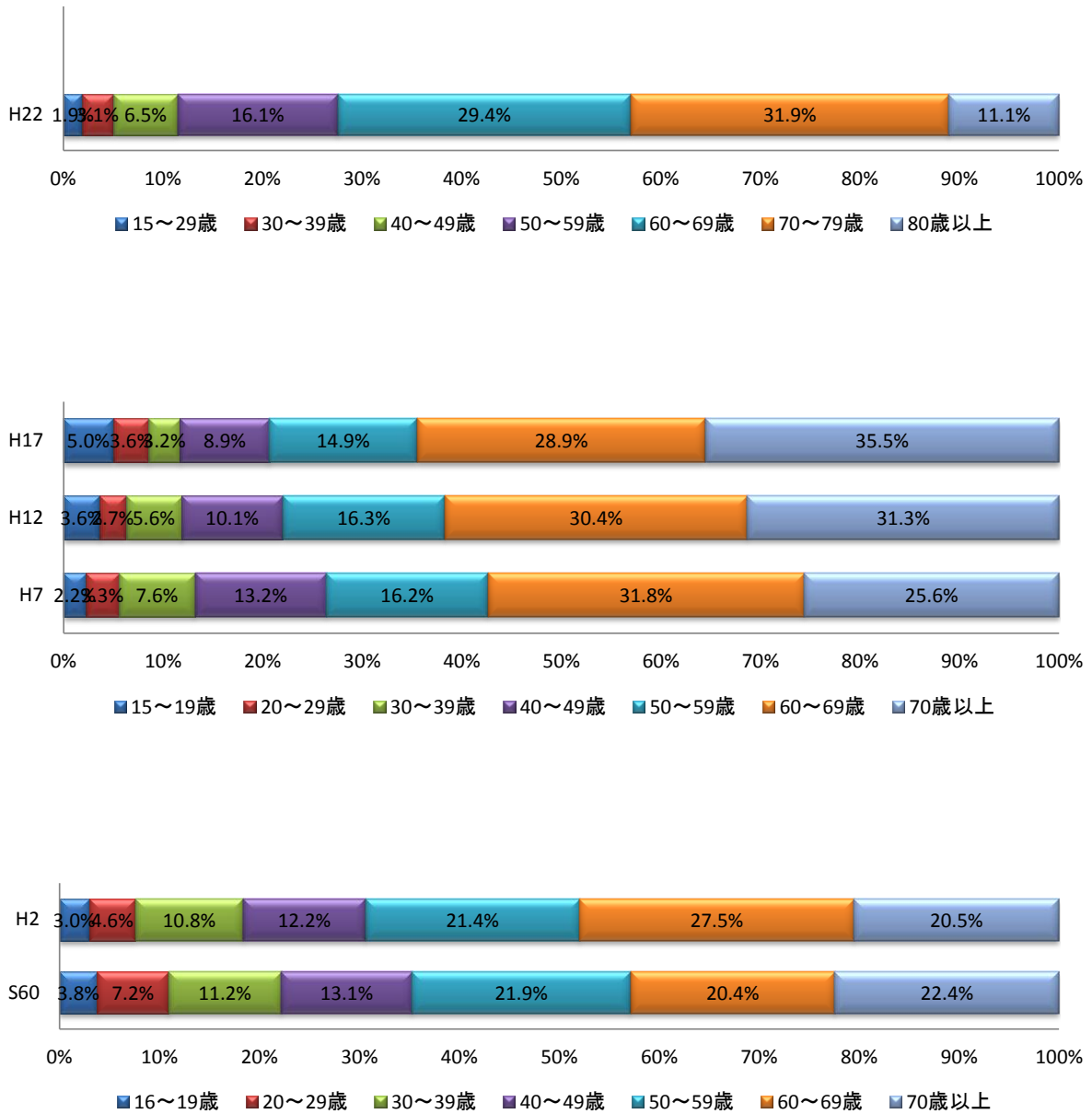
年次	農 家 数						農業 就業 人口	經 営 耕 地 面 積					
	総農 家数	販 売 農 家 数				自給 的農 家数		総数	田		畑	樹園地	
		総数	専業	兼 業					稻	果樹園			
				第一種	第二種								
S55	842	842	175	215	452		1, 561	1, 147	514	417	53	580	577
S60	753	753	148	162	443		1, 565	970	486	424	61	423	422
H 2	649	649	149	96	404		1, 278	804	473	362	57	274	272
H 7	580	580	101	81	398		1, 023	674	431	371	77	166	165
H12	524	449	97	77	275	75	859	580	394	304	56	130	129
H17	515	389	83	66	240	126	760	519	364	303	49	105	
H22	491	348	94	54	200	143	479	484	353	299	43	86	

表 15 年齢別農業従事者数の推移

区分	S60	H2	区分	H7	H12	H17	区分	H22
16～19 歳	59	38	15～19 歳	23	31	38	15～29 歳	9
20～29 歳	112	59	20～29 歳	34	23	27	30～39 歳	15
30～39 歳	176	138	30～39 歳	78	48	24	40～49 歳	31
40～49 歳	205	156	40～49 歳	135	87	68	50～59 歳	77
50～59 歳	342	274	50～59 歳	166	140	113	60～69 歳	141
60～69 歳	320	351	60～69 歳	325	261	220	70～79 歳	153
70 歳以上	351	262	70 歳以上	262	269	270	80 歳以上	53
計	1,565	1,278	計	1,023	859	760	計	479

※平成7年度より区分（16～19歳）が（15～19歳）に変更。平成22年度より（15～19歳）と（20～29歳）を統合

図 9 年齢別農業従事者数の推移



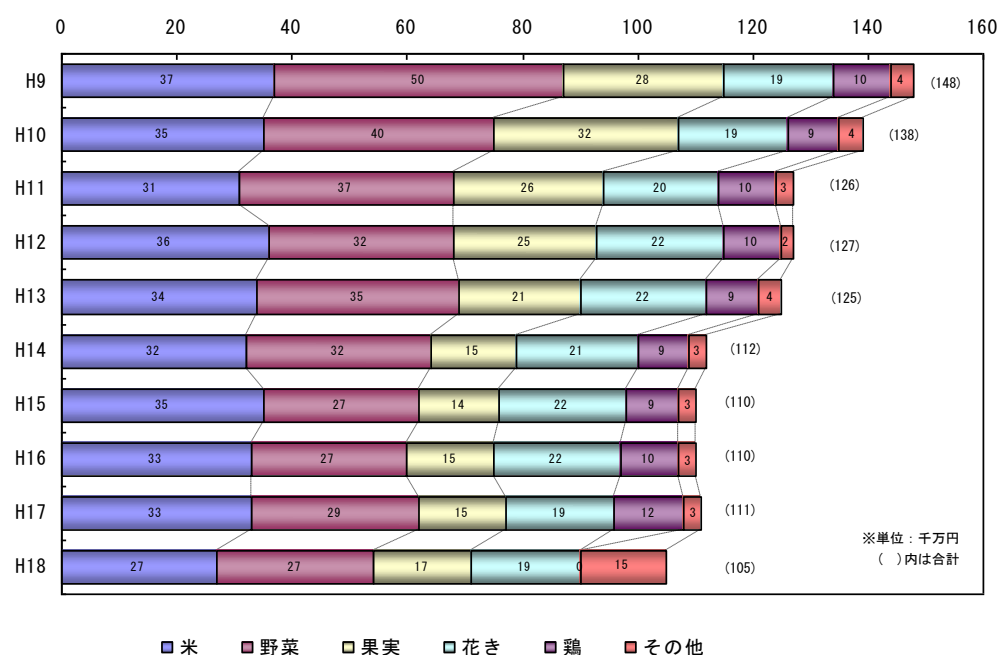
(資料：農林業センサス)

表 16 農業生産額の推移

年次	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
総額	148	138	126	127	125	112	110	110	111	105
耕種	総額	137	128	115	116	114	102	101	98	93
	米	37	35	31	36	34	32	35	33	27
	麦類	0	0	－	0	0	－	0	0	0
	雑穀・豆類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いも類	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	野菜	50	40	37	32	35	32	27	29	27
	果実	28	32	26	25	21	15	14	15	17
	花き	19	19	20	22	22	21	22	19	19
	工芸農作物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	種苗・苗木類・その他	1	1	1	0	2	2	2	2	1
畜産	総額	11	11	11	11	11	10	9	11	13
	肉用牛	1	1	0	0	0	X	X	X	X
	乳用牛	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	豚	1	1	1	1	1	X	X	X	X
	鶏	10	9	10	10	9	9	10	12	X
	その他畜産物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
加工農産物		－	－	－	－	－	－	－	－	－

(※九州農政局福岡農政事務所により公表されているが、平成 19 年度以降公表を取り止め。)(単位:千万円)
※表の数値がX[エックス]となっているのは、数値の統計が不明を指す。

図 10 農業生産額の推移



(資料: 福岡農林水産統計年報)

6 土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用の推移を見ると、昭和 30 年代は、J R 古賀駅とその周辺に立地する工場を囲むように住宅と商店が張り付くかたちで中心市街地が形成され、平地から東部の丘陵地にかけて農地と農村集落が分布していました。

昭和 40 年代に入ると、高度経済成長を背景として、市南西部に工業団地、市街地周辺部に住宅団地が整備されるなど都市化が進展し、九州自動車道と国道 3 号もこの時期に整備されました。

昭和 50 年代は、住宅団地や工業団地の開発が続き、人口の増加や工業集積が進んだ時期ともいえます。しかしながら、都市計画区域外の東部丘陵地においては、小規模な住宅開発が分散して行われ、狭小過密な住宅地が増加した時期でもあります。

昭和 60 年代以降は、市街化区域内における大規模な住宅開発が行われるとともに、都市計画区域外における住宅開発も引き続き行われ、人口増加の大きな要因となりました。

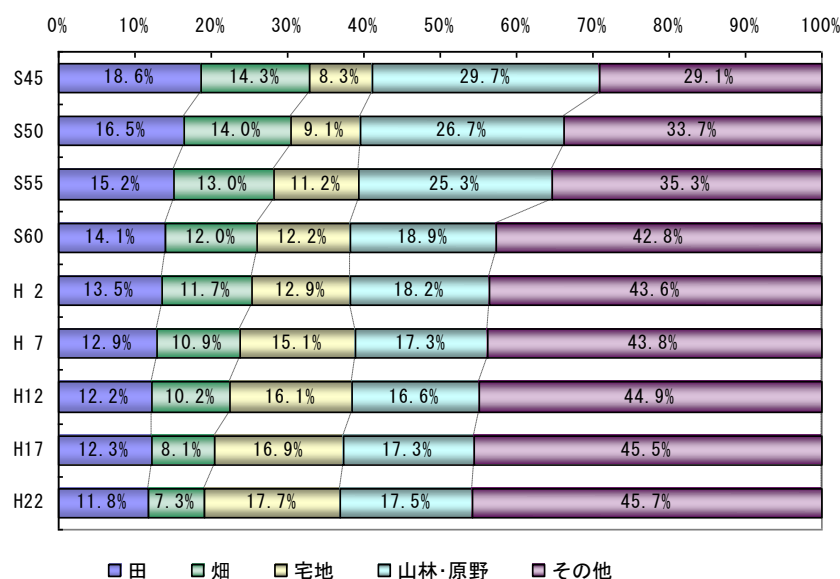
表 17 土地利用状況の推移

年度	田	畑	宅地	山林・原野	その他	合 計
S45	784.8	600.3	350.2	1,249.3	1,225.5	4,210.0
S50	695.5	588.9	383.2	1,123.2	1,419.2	4,210.0
S55	638.3	548.2	473.0	1,064.2	1,486.3	4,210.0
S60	593.2	503.8	515.7	796.9	1,800.5	4,210.0
H 2	569.0	493.6	545.1	765.8	1,836.5	4,210.0
H 7	543.1	459.2	637.9	727.9	1,842.9	4,211.0
H12	515.0	427.8	677.6	698.8	1,891.8	4,211.0
H17	518.6	339.9	709.6	727.3	1,915.6	4,211.0
H22	497.0	305.3	747.1	735.4	1,926.2	4,211.0

※その他は雑種地、鉄道用地、道路など。

(単位:ha)

図 11 土地利用状況の推移



※課税評価地目による区分

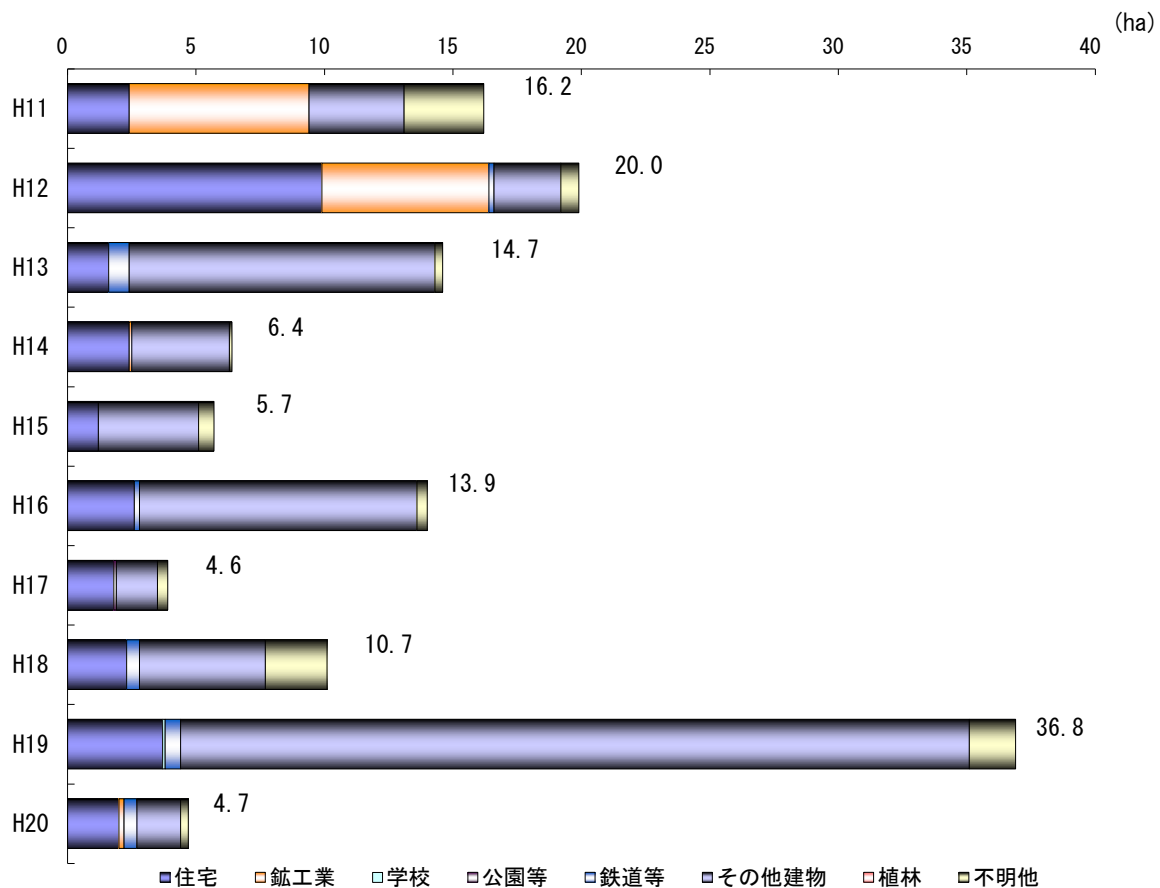
(資料: 市税課)

表 18 農地転用面積の推移

転用先 年次	総数	住宅	鉱工業	学校用地	公園 運動場等	鉄道、道路、 水路等	その他の 建物施設	植林	不明 分類不能
H11	16.2	2.4	7.0	-	-	-	3.7	-	3.1
H12	20.0	9.9	6.5	-	0.1	0.2	2.6	-	0.7
H13	14.7	1.6	0.0	-	-	0.8	11.9	-	0.3
H14	6.4	2.4	0.1	-	-	0.0	3.8	-	0.1
H15	5.7	1.2	0.0	0.1	-	-	3.9	-	0.6
H16	13.9	2.6	-	-	-	0.2	10.8	-	0.4
H17	4.6	1.8	0.5	-	0.3	-	1.6	-	0.4
H18	10.7	2.3	0.5	-	-	0.5	4.9	-	2.4
H19	36.8	3.7	-	-	-	0.6	30.7	-	1.8
H20	4.7	2.0	0.2	-	-	0.5	1.7	-	0.3

(単位:ha)

図 12 農地転用面積の推移



(資料: 福岡県農地計画課)

(2) 土地利用計画

本市は、総面積 4,211ha のうち、2,220ha が都市計画区域に指定され、そのうち、805ha が市街化区域、1,415ha が市街化調整区域となっています。残りの 1,991ha は都市計画区域外となっています。

第2次古賀市国土利用計画において、市街化区域については、居住機能の整備・充実、商業・業務・サービス機能の立地誘導による中心市街地機能の充実、工業機能の拡充を図ることとしており、市街化調整区域については、農業的土地利用を維持するとともに、都市的な土地利用についても周辺環境との調和を図りながら検討していくこととしています。なお、都市計画区域外については、環境の保全や農業の振興等を図りながら良好な宅地の形成と都市施設整備の適切な誘導を図るため都市計画区域への編入を予定しています。

表 19 土地利用転換表

転換先 転換源	農用地	森林	水面 河川 水路	道路	宅地	その他	計 (減少)
H10 年面積	701.7	1,372.6	146.6	336.2	671.9	982.0	4,211.0
農用地				21.7	93.0	8.0	(-122.7)
森林					7.5	4.1	(-11.6)
水面・河川・水路					0.6		(-0.6)
道路							
宅地				1.9			(-1.9)
その他				9.2	70.9		(-80.1)
計(増加)				(+32.8)	(+172.0)	(+12.1)	
差引(増減)	(-122.7)	(-11.6)	(-0.6)	(+32.8)	(+170.1)	(-68.0)	
H22 年目標面積	579.0	1,361.0	146.0	369.0	842.0	914.0	4,211.0

(資料：第2次古賀市国土利用計画)

7 公共交通

本市の公共交通機関としては、J R鹿児島本線及び西鉄の路線バスがあります。

表 20 鉄道各駅の1日平均乗降客数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
J R 古賀駅	12,209	12,682	13,058	12,590	12,696
J R 千鳥駅	8,214	8,141	8,181	8,244	8,347
J R ししぶ駅	-	-	-	1,250	1,455
西鉄古賀ゴルフ場駅	380	-	-	-	-
西鉄古賀駅	716	-	-	-	-
西鉄花見駅	561	-	-	-	-

※ J R ししぶ駅は平成 21 年 3 月 14 日開通であるが H20 記載なし。

(単位：人/日)

2 自然環境

1 自然環境に関する法指定

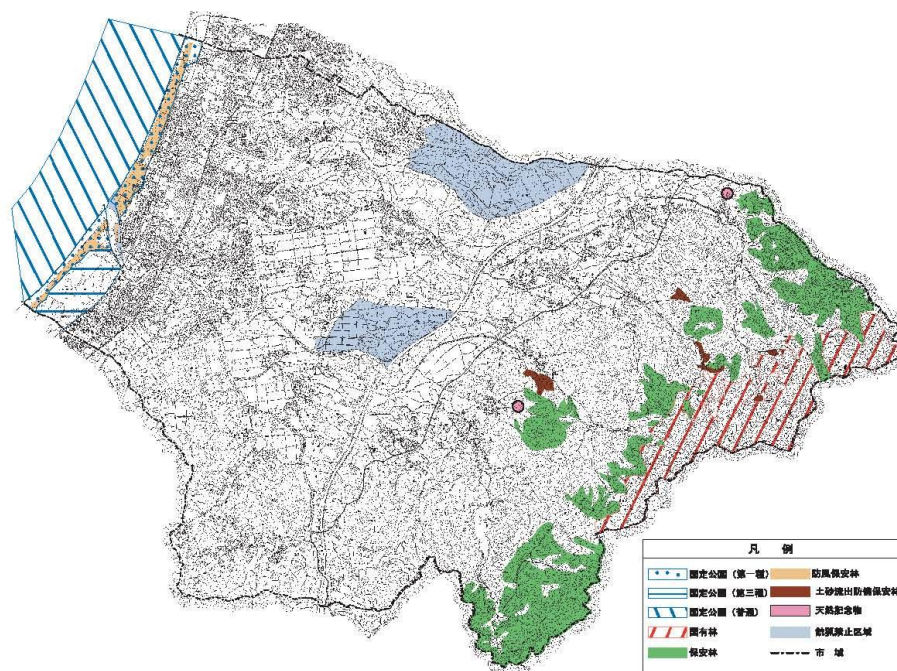
本市における自然環境に関する指定地域等は、自然公園法、森林法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくものがあります。

自然公園法に基づく国定公園としては、市西部の海岸及び松林が玄海国定公園（第1種特別地域、第3種特別地域、普通地域）に指定されています。

森林法に基づく保安林としては、市東部の山林が土砂流出防備保安林及び区分なしの保安林に、市西部の松林が防風保安林にそれぞれ指定されています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律については、市内に鳥獣保護区の指定はありませんが、銃猟禁止区域として指定されている地域があります。

図 13 自然環境関連法指定状況図



（平成 19 年 4 月現在、資料：環境課）

2 地形・地質

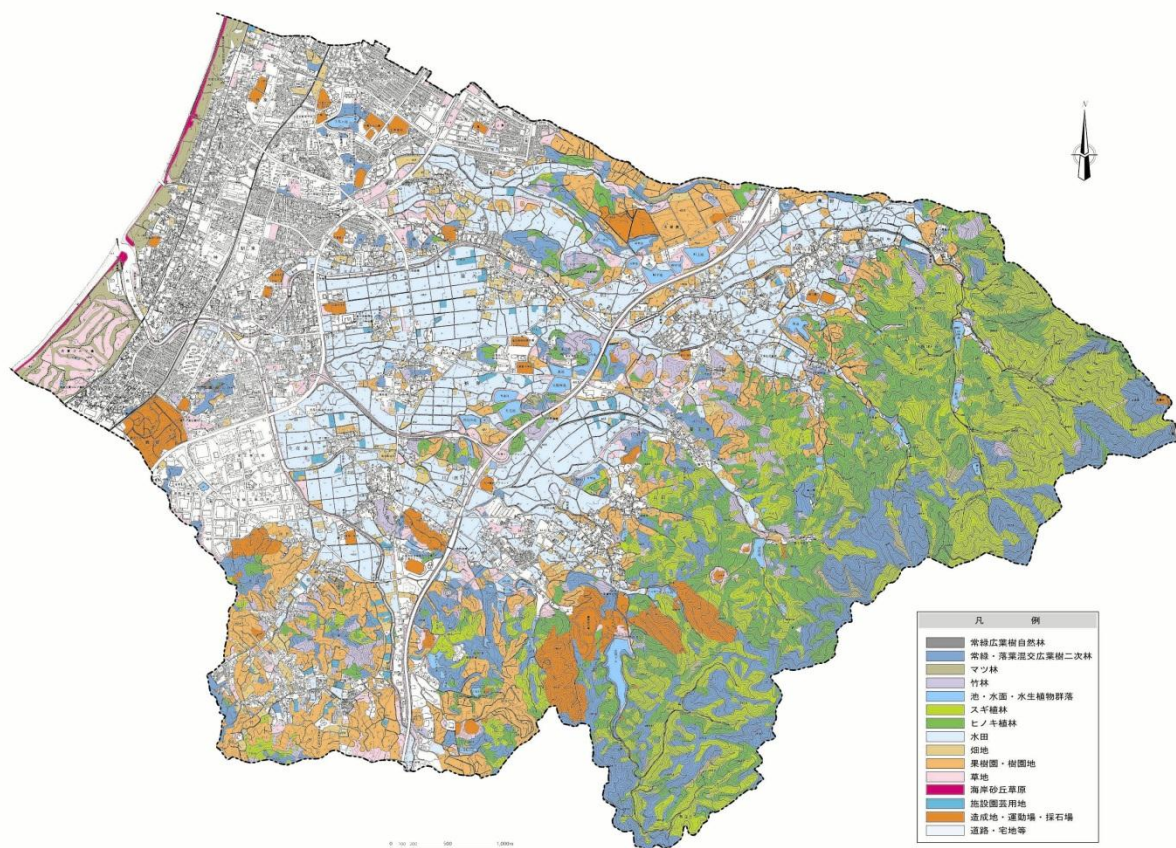
本市の地形は、海浜、低地（沖積地）、台地（段丘）、丘陵地、山地に分けられます。海浜、低地、台地をつくる地質は、西部・北部・南部に分布しており、新砂丘砂層、沖積地構成層、段丘構成層と呼ばれ、海浜砂、砂丘砂、砂礫からなります。北部・中部・南部の丘陵地は古第三紀堆積岩類（頁岩、砂岩、礫岩）と花崗岩類（花崗閃緑岩）からなります。東部の山地は中生代堆積岩類（頁岩、砂岩）、変成岩類（結晶片岩、蛇紋岩）から構成されています。

3 植生

市の東南部は山地で、針葉樹人工林、竹林、照葉樹林などの樹林がモザイク状に分布する森林となっており、中央部の低地と丘陵地には水田、畑地、果樹園が分布しています。西北部の低地は市街地ですが、玄界灘に面した海岸部には砂丘植生と海岸黒松林が見られます。

平地から山地にかけての陸域は古くから人為的攪乱の影響を強く受けており、原生植生は存在しませんが、山地帯上部の森林や社叢林に残る自然林や海岸の草本群落、池沼の水生植物群落の中には、自然性の高い植生が見られます。

図 14 植生図



（資料：古賀市自然環境調査報告書）

4 植物

本市には、海岸、河川、山地、水田や畑、社寺林など、植物にとって多様な生育環境が揃っています。高山はなく、地形も比較的緩やかで、磯、深い溪谷、岩峰などはないものの植物相は豊富で、163 科、1,295 種の維管束植物が確認されています。1,295 種の内訳は、栽培種が 94 種（7.3%）、帰化種が 186 種（14.4%）、逸出種が 61 種（4.7%）、在来種が 954 種（73.7%）となっています。

生育環境区分ごとに見ると、山地で 710 種、低山地で 654 種、市街地や平地の農耕地で 714 種、海岸部で 207 種、神社仏閣とその周辺で 564 種、河川沿いで 737 種、池とその周辺で 802 種が確認されています。

表 21 古賀市内で確認された希少種（植物）

和名	科名	福岡県 RDB	環境省 RDB
キエビネ	ラン科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類
ツルギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
リュウキュウマメガキ	カキノキ科	絶滅危惧ⅠA類	—
マルバノホロシ	ナス科	絶滅危惧ⅠA類	—
ツクヌキオトギリ	オトギリソウ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
ツクシオオガヤツリ	カヤツリグサ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
キンラン	ラン科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ハマボウ	アオイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
イナモリソウ	アカネ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
テンキグサ	イネ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
サワギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
リンドウ	リンドウ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
カワヂシャ	ゴマノハグサ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

5 動物

（１）哺乳類

本市で確認された哺乳類は、10 科 14 種となっています。海岸沿いの松林では、コウベモグラのほか、チョウセンイタチ、キツネ、タヌキ、ニホンザルなどの生息跡が見られますが、住宅地、市街地、工業団地、中部の田園地帯などには生息種が少なく、大半は、東部から南部にかけて広がる山地部や山麓部に生息種が集中しています。また、東部の山奥部にはシカの生息跡も見られます。

表 22 古賀市内で確認された希少種（哺乳類）

和名	科名	福岡県 RDB	環境省 RDB
ニホンイタチ	イタチ科	準絶滅危惧	—
ニホンザル	オナガザル科	準絶滅危惧	—

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

(2) 鳥類

本市における鳥類の主な生息地は、海岸沿いの松林、千鳥ヶ池公園周辺、鹿部山公園、中部の田園地帯、ため池周辺、東部の山地となっており、38科108種が確認されています。

表 23 古賀市内で確認された希少種（鳥類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ヤイロチョウ	ヤイロチョウ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
チュウヒ	タカ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
ハヤブサ	ハヤブサ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
サンコウチョウ	カササギヒタキ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
サンショウクイ	サンショウクイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
イカルチドリ	チドリ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
チュウサギ	サギ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハイタカ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ミサゴ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オオヨシキリ	ウグイス科	準絶滅危惧	—
オシドリ	カモ科	準絶滅危惧	—
サシバ	タカ科	準絶滅危惧	—
タマシギ	タマシギ科	準絶滅危惧	—
ケリ	チドリ科	準絶滅危惧	—
ヘラサギ	トキ科	準絶滅危惧	—
キビタキ	ヒタキ科	準絶滅危惧	—
カササギ	カラス科	保全対策依存	—

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

(3) は虫類・両生類

本市におけるは虫類・両生類の主な生息地は、中部の田園地帯、ため池周辺、河川、水路、東部の山地となっており、は虫類が5科11種、両生類が4科10種が確認されています。

表 24 古賀市内で確認された希少種（は虫類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ジムグリ	ナミヘビ科	準絶滅危惧	—
ニホンイシガメ	ヌマガメ科	準絶滅危惧	—

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

表 25 古賀市内で確認された希少種（両生類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
トノサマガエル	アカガエル科	絶滅危惧ⅠB類	—
ニホンアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	—
ヤマアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	—
アカハライモリ	イモリ科	準絶滅危惧	—

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

(4) 昆虫類

本市で確認された昆虫類は、78 科 232 種となっています。本市の昆虫相の特徴は、暖温帯に分布するスダジイなどの常緑広葉樹林に生息する昆虫類によって代表されますが、本市には暖温帯性常緑広葉樹林以外にも多様な自然環境があり、温帯性落葉広葉樹林を好む昆虫類も生息しています。

また、河川にはトンボやホタルなども豊富に生息しているほか、湿地環境にしか生息しない昆虫類の生息も確認されています。

表 26 古賀市内で確認された希少種（昆虫類）

和名	科名	福岡県 RDB	環境省 RDB
エサキアメンボ	アメンボ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
コバンムシ	コバンムシ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
クロツバメシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
オオマドボタル	ホタル科	絶滅危惧Ⅱ類	—
オオマルケシゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(5) 陸産貝類

本市で確認された陸産貝類は、12 科 42 種となっています。神社の社叢などに多く生息していますが、竹類の生育域拡大などにより陸産貝類の生息域が減少するおそれが高くなっています。

表 27 古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）

和名	科名	福岡県 RDB	環境省 RDB
ミヤザキムシオイ	ムシオイガイ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
アメイロギセル	キセルガイ科	絶滅危惧Ⅰ類	—
キセルガイモドキ	キセルガイモドキ科	絶滅危惧Ⅰ類	—
キュウシュウナミノコギセル	キセルガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
オキギセル	キセルガイ科	準絶滅危惧	—
ヤマタニシ	キセルガイ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(6) 魚類

本市で確認された魚類は、24 科 48 種となっており、汽水域で 35 種（うち淡水魚 7 種）、淡水域では 18 種（うち淡水魚 14 種）が確認されています。

大根川水系の淡水域では、堰の湛水部などにメダカが豊富に分布しています。

外来魚として、タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルが確認されています。

表 28 古賀市内で確認された希少種（魚類）

和名	科名	福岡県 RDB	環境省 RDB
カジカ（陸封型）	カジカ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
メダカ	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(7) 汽水・淡水産動物

本市で確認された汽水・淡水産動物は、ゴカイ・ミミズ類が 11 科 14 種、貝類が 15 科 21 種、甲殻類が 16 科 34 種で、合計 42 科 69 種となっています。

表 29 古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ベンケイガニ	イワガニ科	絶滅危惧	—
タケノコカワニナ	トウガタカワニナ科	絶滅危惧Ⅰ類	—
イシマキガイ	アマオブネガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
ハクセンシオマネキ	スナガニ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カワザンショウガイ	カワザンショウガイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
クシテガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
タイワンヒライソモドキ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ハマガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ヒメアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ミナミアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
フトヘナタリ	ウミナ科	準絶滅危惧	—
マルタニシ	タニシ科	準絶滅危惧	—
ミナミテナガエビ	テナガエビ科	準絶滅危惧	—

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

3 大気環境

1 大気汚染関係

本市には、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに設置されていませんが、近隣の測定局の測定結果を見ると、いずれの地点においても二酸化硫黄、二酸化窒素は環境基準を満たしています。

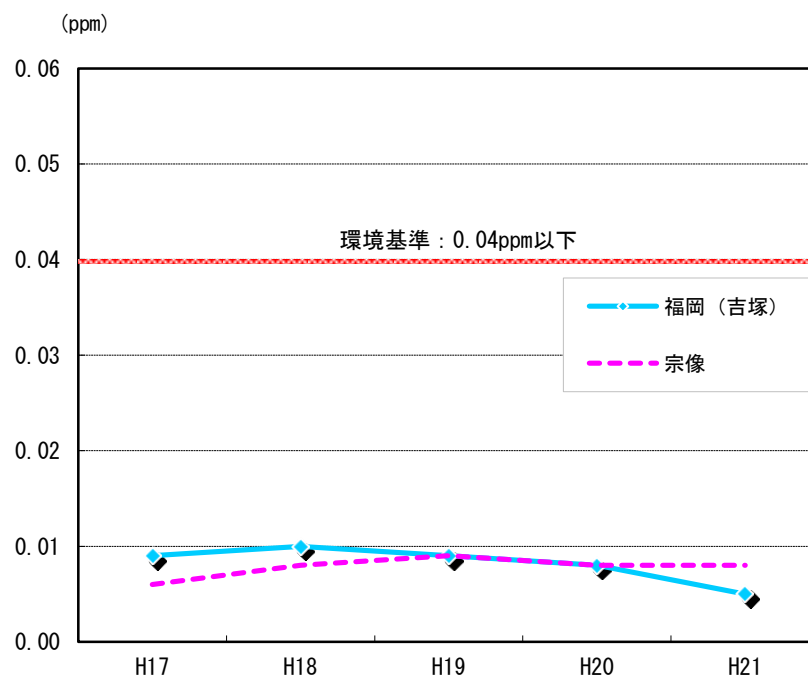
表 30 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）

測定地点	H17	H18	H19	H20	H21
福岡（吉塚）	0.009	0.010	0.009	0.008	0.005
宗像	0.006	0.008	0.009	0.008	0.008

（単位：ppm、日平均値の2%除外値）

※ H21 より福岡地区の測定箇所から香椎地区が削除されたため、吉塚地区の資料を使用。

図 15 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）



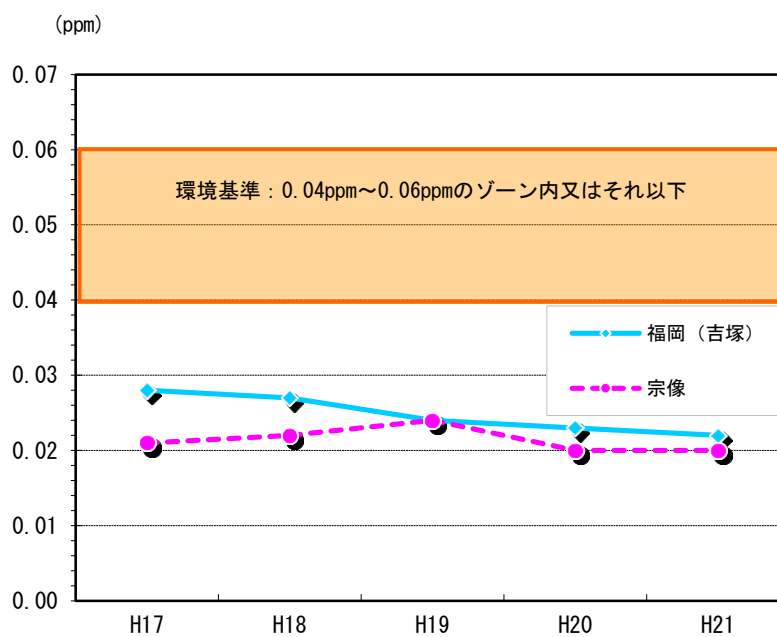
（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 31 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）

測定地点	H17	H18	H19	H20	H21
福岡（吉塚）	0.028	0.027	0.024	0.023	0.022
宗像	0.021	0.022	0.024	0.020	0.020

(単位：ppm、日平均値の年間98%値)

図 16 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）



(資料：福岡県「公害関係測定結果」)

表 32 大気汚染防止法該当施設（古賀市内）

処理施設	施設の種類	事業所数	施設数
ばい煙発生施設	ボイラー	25	69
	溶解炉	1	2
	金属加熱炉	1	1
	廃棄物焼却炉	3	4
	ガスタービン	2	2
	ディーゼル機関	10	18
	計	42	96
一般粉じん発生施設	堆積場	3	3
	コンベア	5	44
	破碎機・摩砕機	5	26
	ふるい	5	29
	計	18	102

(資料：宗像・遠賀保健福祉環境事務所)

2 騒音・振動

(1) 道路交通騒音

第1種中高層住居専用地域のうち2車線以上を有する道路に面する地域の道路騒音及び自動車交通量等を経年的に把握し、道路交通騒音の環境基準値超過の未然防止を図るため、自動車交通騒音調査を実施しています。

調査日：平成22年11月30日、12月1日

調査地点：千鳥1丁目の主要地方道筑紫野・古賀線（県道35号線）

表 33 道路交通騒音調査結果（平成22年度）

時間帯	観測時間	騒音レベル測定値		時間帯平均値 ³⁾		時間率騒音レベル				最大値	騒音源
		LAeq ¹⁾	LA50 ²⁾	LAeq	LA50	LA5	LA10	LA90	LA95	LAMAX	
昼間	6-7	67.4	60.5	70	66	73.2	71.3	49.8	46.9	85.9	自動車
	7-8	70.8	66.8			76.9	74.9	57.9	56.3	84.3	自動車
	8-9	72.1	69.5			77.5	75.9	62.6	60.6	87.6	自動車
	9-10	69.9	67.4			75.0	73.7	59.2	56.8	81.1	自動車
	10-11	70.0	65.9			75.5	73.4	55.9	53.9	85.6	自動車
	11-12	69.1	66.1			74.7	73.0	59.7	58.2	81.9	自動車
	12-13	69.3	66.0			74.4	72.5	59.2	55.5	85.8	自動車
	13-14	69.7	64.7			75.2	72.9	55.0	51.1	88.3	自動車
	14-15	68.3	65.6			73.7	72.1	57.1	54.9	79.7	自動車
	15-16	68.4	66.0			73.8	72.2	57.1	53.7	81.3	自動車
	16-17	69.3	66.6			74.7	73.4	56.4	51.3	79.5	自動車
	17-18	69.5	67.0			74.7	73.1	59.3	57.9	80.7	自動車
	18-19	69.4	66.7			74.7	73.0	59.6	55.4	82.1	自動車
	19-20	70.0	66.9			75.5	73.7	58.9	56.7	84.2	自動車
	20-21	69.7	65.1			75.8	73.9	55.9	52.0	86.0	自動車
	21-22	67.2	63.3			73.2	70.9	52.5	50.8	82.4	自動車
夜間	22-23	67.4	61.7	65	54	74.1	71.7	52.1	49.3	81.8	自動車
	23-0	66.2	59.5			73.0	69.8	48.4	46.5	80.7	自動車
	0-1	66.7	56.3			73.3	69.9	47.0	45.5	85.9	自動車
	1-2	64.1	55.9			71.1	68.1	45.9	44.0	80.4	自動車
	2-3	63.1	49.7			68.6	65.1	41.4	40.0	81.8	自動車
	3-4	63.6	51.5			71.1	66.9	42.0	41.0	81.3	自動車
	4-5	61.9	48.7			68.1	64.0	41.3	40.1	81.2	自動車
	5-6	62.8	49.6			69.3	65.9	43.0	42.5	81.1	自動車

騒音に関する基準値 ⁴⁾					調査結果	評価
地域類型	用途区分	時間帯	環境基準	要請限度	LAeq	昼間・夜間とも環境基準及び要請限度を満たす。
A	第1種中高層住居専用地域	昼間	70	75	70	
		夜間	65	70	65	

（単位：dB）

※1) LAeq は等価騒音レベルを表す

2) LA50 は中央値を表す

3) 時間帯平均値の LAeq はエネルギー平均、LA50 は算術平均による

4) 基準値は幹線交通を担う道路に近接する区域の値による

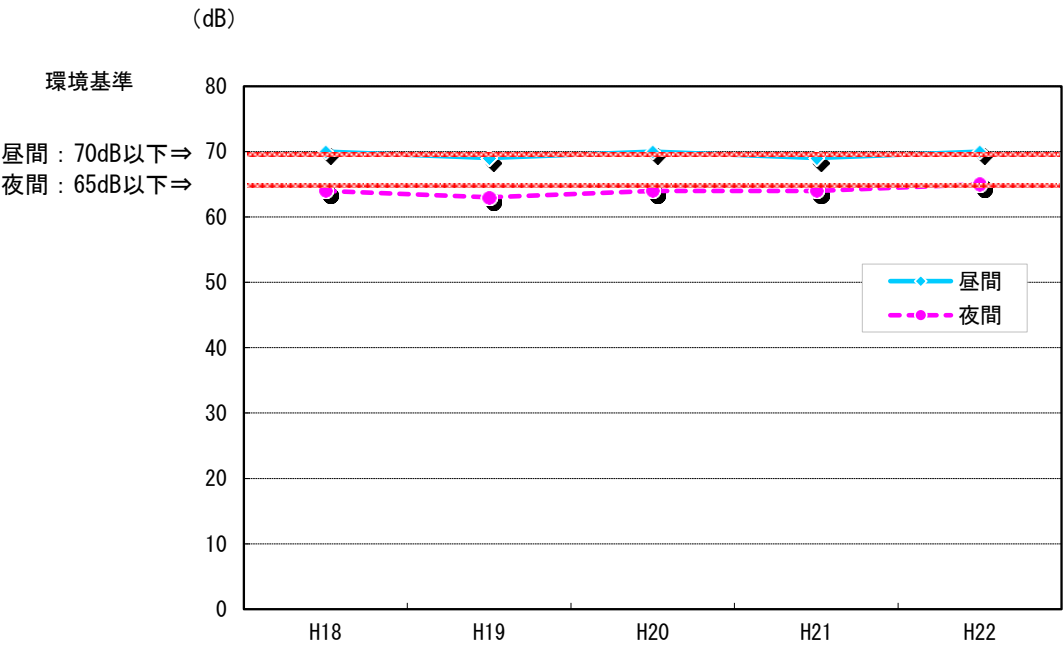
毎年測定している道路交通騒音調査によると、平成 17 年度から平成 22 年度まで、等価騒音レベルは環境基準（幹線交通を担う道路の特例値：昼間 70dB、夜間 65dB）を満たしています。

表 34 道路交通騒音調査結果

道路交通騒音	H18	H19	H20	H21	H22
昼間	70	69	70	69	70
夜間	64	63	64	64	65

(単位：dB、等価騒音レベル)

図 17 道路交通騒音調査結果



(資料：環境課)

(2) 特定施設等の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置届出、特定建設作業の実施届出の状況を見ると、特定施設については、空気圧縮機械等の届出が多くなっています。特定建設作業については、くい打ち等やバックホウなどが多く、そのほとんどは道路工事に用いられるものとなっています。

表 35 騒音に係る特定施設の届出状況（平成 22 年度末現在）

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							0	0
空気圧縮機械等	2	3	1	2			3	5
土石用破砕機等	1	1					1	1
織機							0	0
建設用資材製造機械							0	0
穀物用製粉機							0	0
木材加工機械							0	0
抄紙機							0	0
印刷機械							0	0
合成樹脂用射出成形機	1	10					1	10
鋳造型機							0	0
計		14		2				16
工場等実数	3		1				4	

表 36 振動に係る特定施設の届出状況（平成 22 年度末現在）

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							0	0
圧縮機	2	3	1	2			3	5
土石用破砕機等	1	1					1	1
織機							0	0
コンクリートブロックマン等							0	0
木材加工機械							0	0
印刷機械							0	0
ロール機							0	0
合成樹脂用射出成形機	1	10					1	10
鋳造型機							0	0
計		14		2				16
工場等実数	3		1				4	

表 37 騒音に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類	H20		H21		H22	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			2	11		
空気圧縮機械等	1	1	3	7	3	5
土石用破碎機等					1	1
織機						
建設用資材製造機械						
穀物用製粉機						
木材加工機械						
抄紙機						
印刷機械						
合成樹脂用射出成形機						
鋳造型機						
計		1		18		16
工場等実数	1		4		4	

表 38 振動に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類	H20		H21		H22	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			2	13		
圧縮機	1	1	2	5	3	5
土石用破碎機等					1	1
織機						
コンクリートブロックマシン等						
木材加工機械						
印刷機械	1	1				
ロール機						
合成樹脂用射出成形機					1	10
鋳造型機						
計		2		18		16
工場等実数	2		3		4	

表 39 特定建設作業実施届出状況

(騒音)

作業の種類		H20	H21	H22
使用する機械	くい打等	2	2	1
	びょう打機			
	さく岩機	2	2	2
	空気圧縮機	1	1	2
	コンクリートプラント等			
	バックホウ	4	3	4
	トラクターショベル			
	ブルドーザー			1
計		12	8	10

(振動)

作業の種類		H20	H21	H22
使用する機械	くい打等	3	2	1
	鋼球			
	舗装版破碎機		1	
	ブレイカー	1		4
	計	4	3	5

(資料：環境課)

図 18 騒音規制区域図

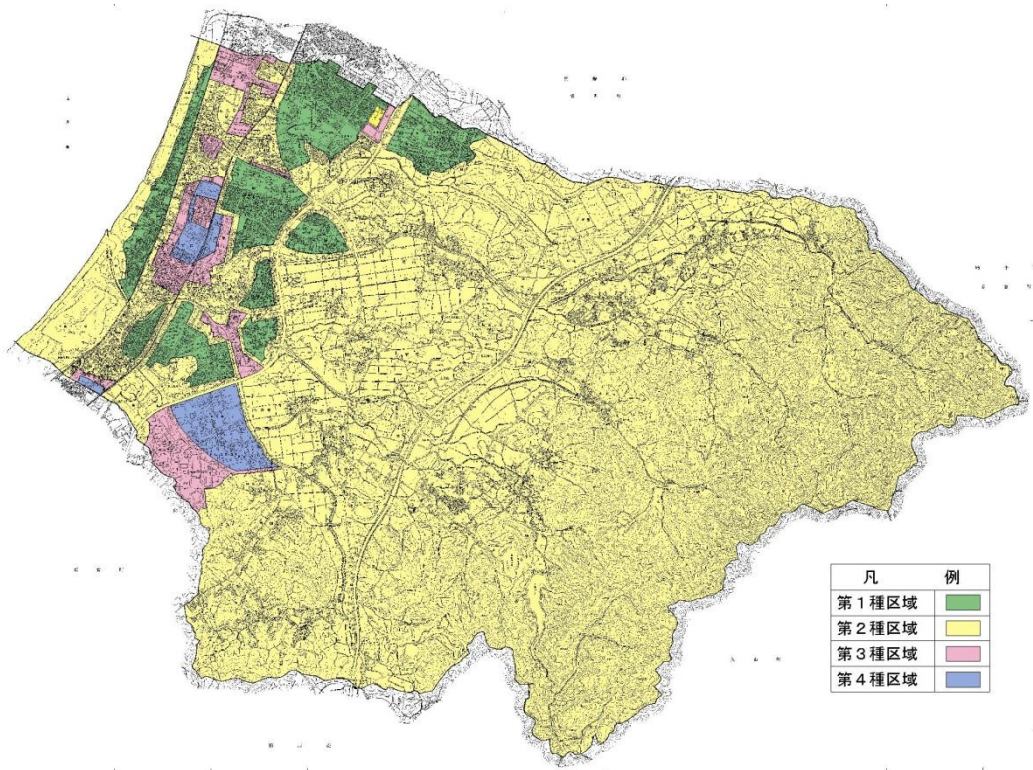
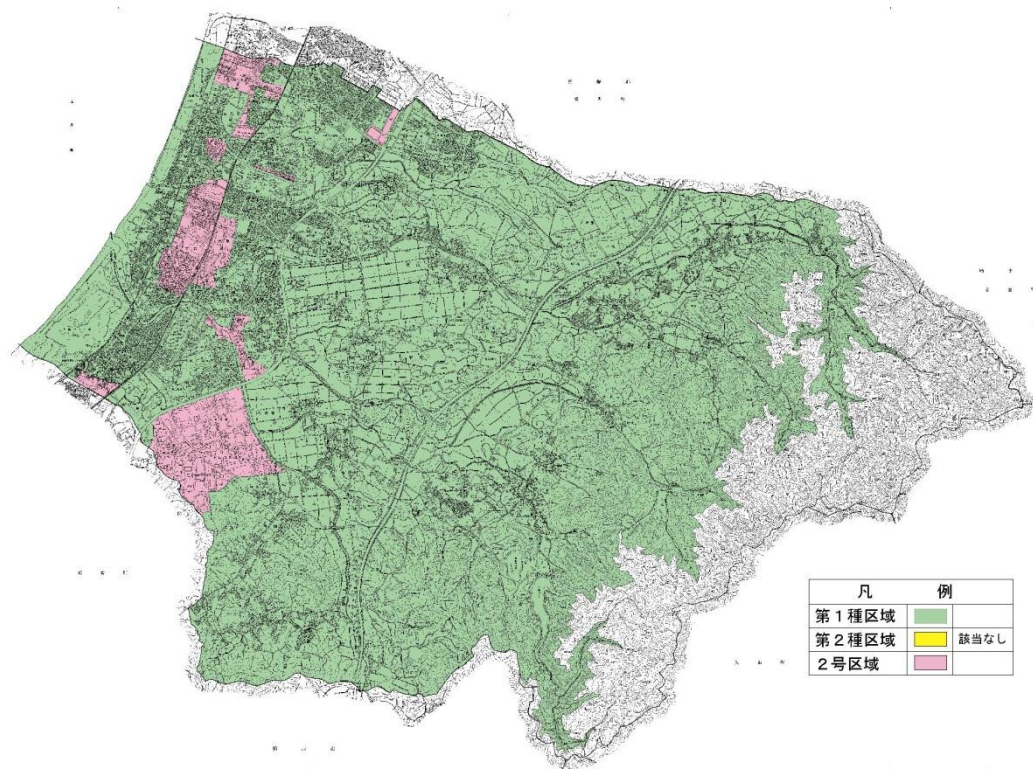


図 19 振動規制区域図



(資料：環境課)

4 水環境

1 河川水質

(1) 環境基準点の水質

市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋がA類型、花鶴橋がB類型の環境基準点となっています。

環境基準点の水質（BOD）は、大根川橋、花鶴橋では環境基準を満たしていますが、石ヶ崎橋では環境基準を超過する状況が続いています。

なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

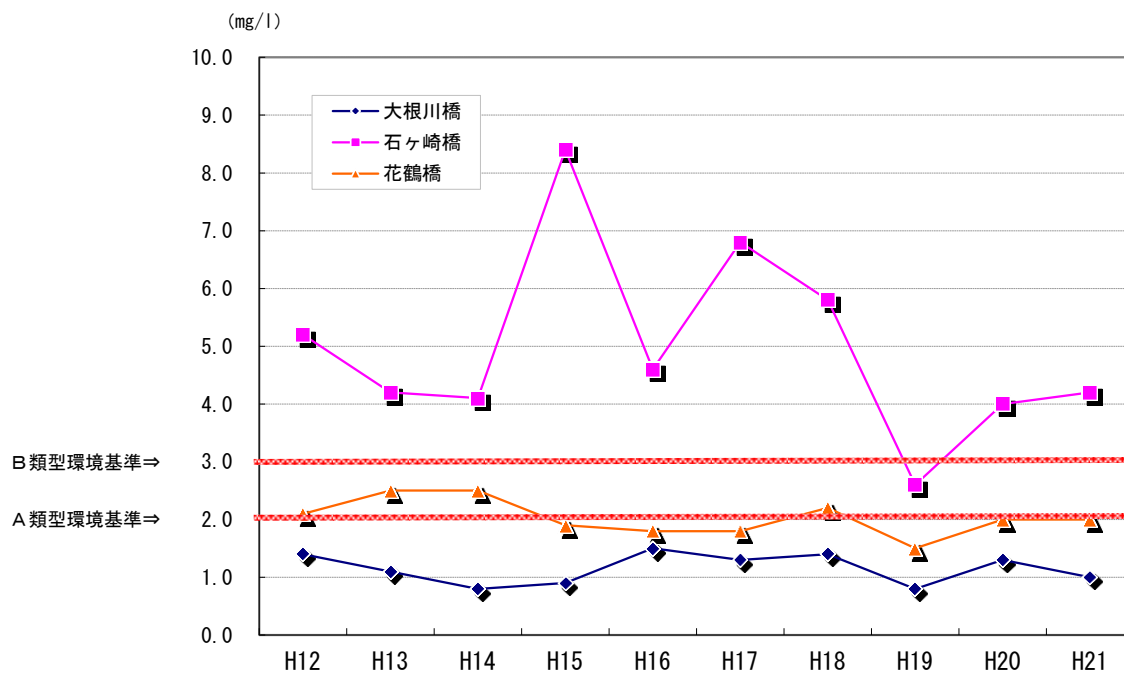
表 40 環境基準点における水質調査結果（BOD）

類型	調査地点	測定値等	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
A	大根川橋	75%値 (mg/l)	1.4	1.1	0.8	0.9	1.5	1.3	1.4	0.8	1.3	1.0
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石ヶ崎橋	75%値 (mg/l)	5.2	4.2	4.1	8.4	4.6	6.8	5.8	2.6	4.0	4.2
		適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	花鶴橋	75%値 (mg/l)	2.1	2.5	2.5	1.9	1.8	1.8	2.2	1.5	2.0	2.0
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※福岡県実施

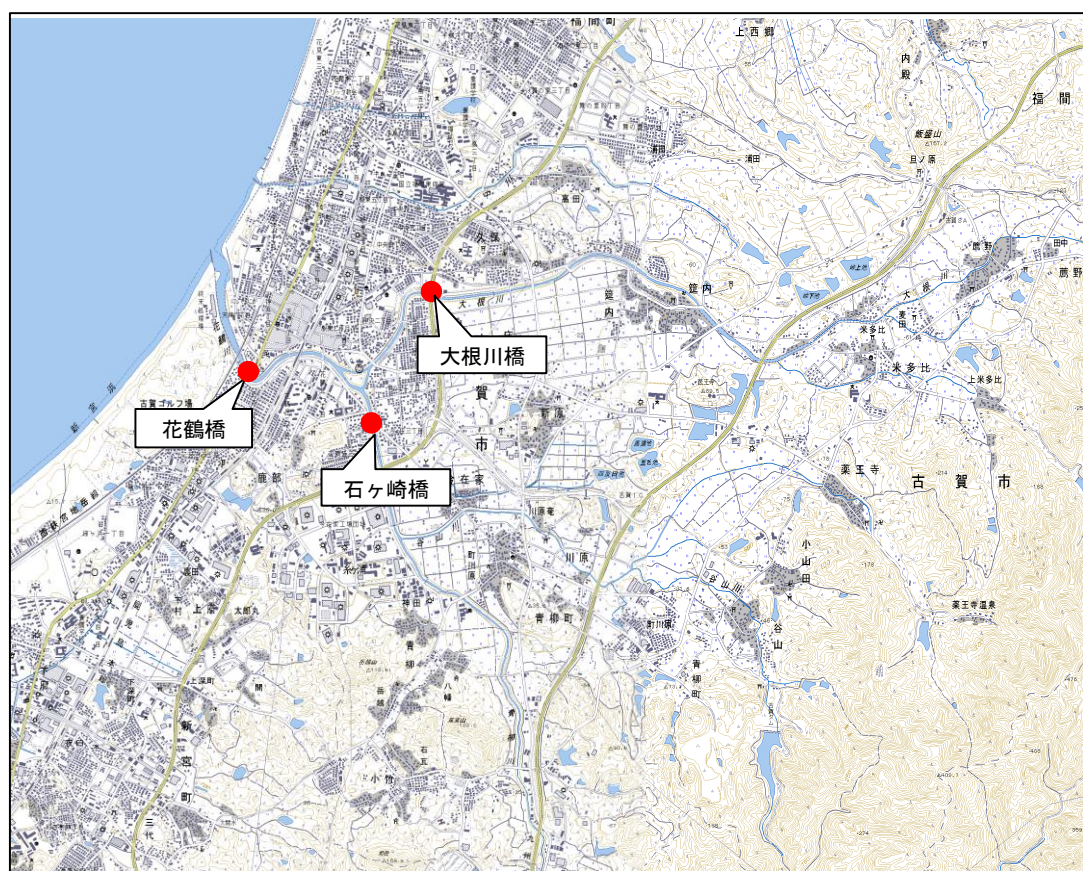
(資料：福岡県「環境白書」)

図 20 環境基準点における水質調査結果（BOD）



(資料：福岡県「環境白書」)

図 21 福岡県河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

(2) 市内河川水質調査

河川の水質状況を経年的に把握することにより、生活排水等が河川に流れ込むことによる河川水質への影響を調査することを目的に、市内に位置する2つの2級河川の定点7箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。調査結果によると、大根川水系のうち、高速ガード下、太郎丸橋では概ね環境基準を満たしていますが、他の調査地点では環境基準を満たさない状況が多く見られます。中川水系では、環境基準の類型指定は行われていませんが、平成14年度以降は水質の改善傾向が見られます。

表 41 河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成22年度）

対象項目	生活環境項目				
	p H (－)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
判定値	全測定値	平均値	75%値	平均値	平均値
環境基準	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	2.0 以下	7.5 以上	1,000 以下
高速ガード下	7.2 7.4 7.4 7.4	<1	0.9	9.0	<u>9,600</u>
太郎丸橋	7.0 6.9 7.5 7.3	2	1.2	8.6	<u>8,300</u>
するめだ橋	7.6 7.6 7.6 7.6	3	1.7	8.7	<u>230,000</u>
樋門田橋	7.6 7.4 7.5 7.5	5	<u>2.3</u>	7.8	<u>26,000</u>
高柳橋	7.7 7.7 7.7 7.6	8	1.8	9.2	<u>28,000</u>

※全リン、全窒素は環境基準なし

※西大橋、松原橋は環境基準の類型指定なし

※____の部分は環境基準に適合しない

表 42 河川水質調査結果（平成 22 年度）

調査項目 調査地点		p H (－)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/l)	全窒素 (mg/l)
高速 ガード下	2010. 5. 17	7. 2	<1	1. 7	7. 7	7, 000	0. 092	2. 1
	2010. 9. 15	7. 4	1	0. 5	8. 0	22, 000	0. 11	1. 8
	2010. 12. 20	7. 4	1	0. 9	9. 2	7, 900	0. 12	2. 5
	2011. 2. 14	7. 4	<1	0. 9	11. 3	1, 700	0. 14	2. 8
	平均値※	7. 4	<1	0. 9	9. 0	9, 600	0. 12	2. 3
太郎丸橋	2010. 5. 17	7. 0	<1	1. 8	7. 6	7, 900	0. 050	1. 8
	2010. 9. 15	6. 9	2	1. 2	6. 2	7, 900	0. 058	1. 5
	2010. 12. 20	7. 5	5	1. 0	9. 7	17, 000	0. 10	2. 2
	2011. 2. 14	7. 3	<1	0. 8	10. 9	490	0. 074	2. 6
	平均値※	7. 2	2	1. 2	8. 6	8, 300	0. 070	2. 0
するめだ橋	2010. 5. 17	7. 6	2	1. 7	8. 4	79, 000	0. 22	2. 9
	2010. 9. 15	7. 6	3	0. 8	7. 3	49, 000	0. 18	2. 2
	2010. 12. 20	7. 6	5	3. 5	8. 3	790, 000	0. 45	3. 7
	2011. 2. 14	7. 6	3	1. 3	10. 8	79, 000	0. 25	3. 8
	平均値※	7. 6	3	1. 7	8. 7	230, 000	0. 28	3. 2
樋門田橋	2010. 5. 17	7. 6	2	1. 1	8. 5	14, 000	0. 084	1. 4
	2010. 9. 15	7. 4	7	0. 9	5. 9	33, 000	0. 14	1. 4
	2010. 12. 20	7. 5	7	3. 0	8. 4	49, 000	0. 13	1. 6
	2011. 2. 14	7. 5	3	2. 3	8. 4	7, 900	0. 20	2. 6
	平均値※	7. 5	5	2. 3	7. 8	26, 000	0. 14	1. 8
高柳橋	2010. 5. 17	7. 7	5	1. 8	8. 6	33, 000	0. 26	2. 7
	2010. 9. 15	7. 7	5	1. 2	7. 8	33, 000	0. 18	2. 0
	2010. 12. 20	7. 7	17	2. 5	9. 3	33, 000	0. 19	2. 6
	2011. 2. 14	7. 6	3	1. 6	10. 9	13, 000	0. 22	3. 2
	平均値※	7. 7	8	1. 8	9. 2	28, 000	0. 21	2. 6
西大橋	2010. 5. 17	7. 5	2	1. 3	8. 4	17, 000	0. 083	1. 5
	2010. 9. 15	7. 6	4	0. 8	7. 4	7, 900	0. 095	1. 6
	2010. 12. 20	7. 6	2	1. 0	8. 9	49, 000	0. 094	2. 1
	2011. 2. 14	7. 8	2	1. 3	12. 2	2, 200	0. 090	2. 2
	平均値※	7. 6	2	1. 3	9. 2	19, 000	0. 090	1. 8
松原橋	2010. 5. 17	7. 7	3	2. 1	8. 8	17, 000	0. 098	1. 4
	2010. 9. 15	7. 8	6	0. 8	8. 2	13, 000	0. 070	1. 6
	2010. 12. 20	7. 9	3	0. 7	9. 9	24, 000	0. 074	1. 7
	2011. 2. 14	7. 8	1	0. 8	12. 1	490	0. 049	1. 7
	平均値※	7. 8	3	0. 8	9. 8	14, 000	0. 073	1. 6

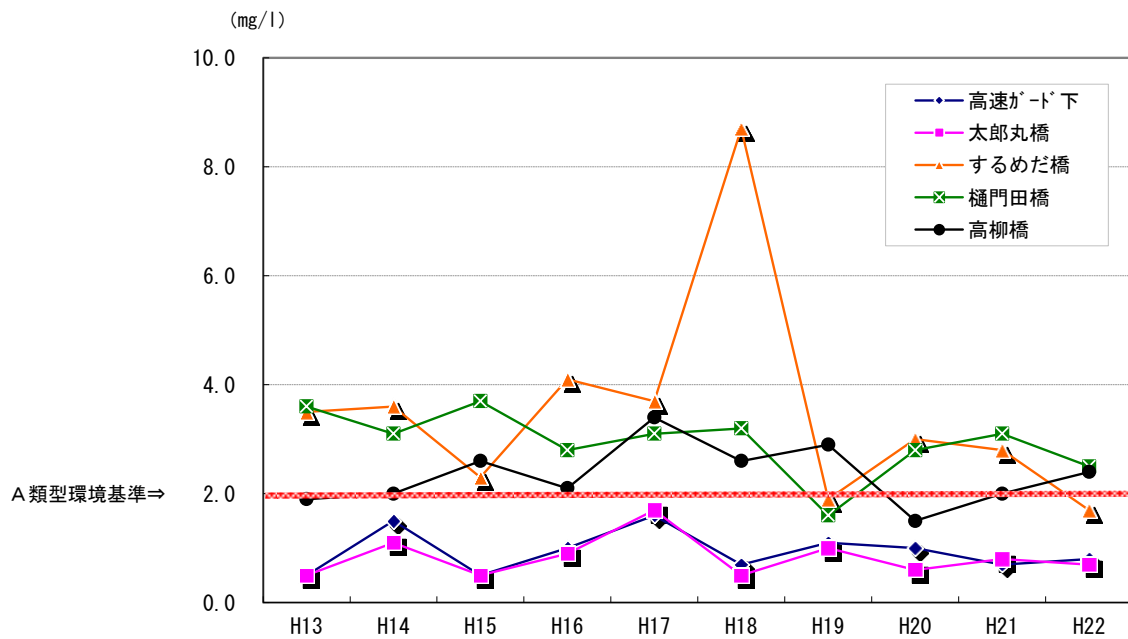
※測定値は、小数点以下 4 桁の範囲内で設置し、有効数字を 2 桁とし、3 桁目以降を切り捨てる。また、平均値は、3 桁目を四捨五入し、有効数字を 2 桁とする。BOD は 75% 値。

※なお、古賀市では生活環境項目の 5 項目（p H、S S、B O D、D O、大腸菌群数）以外に全リン、全窒素の 2 項目についても測定しているため掲載。

表 43 市内河川水質調査結果（BOD）－大根川－

類型	調査地点	測定値等	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
A	高速ガード下	75%値(mg/l)	1.5	0.5	1.0	1.6	0.7	1.1	1.0	0.7	0.8	0.9
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	太郎丸橋	75%値(mg/l)	1.1	0.5	0.9	1.7	0.5	1.0	0.6	0.8	0.7	1.2
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	するめだ橋	75%値(mg/l)	3.5	3.6	2.3	4.1	3.7	8.7	1.9	3.0	2.8	1.7
		適否	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○
	樋門田橋	75%値(mg/l)	3.1	3.7	2.8	3.1	3.2	1.6	2.8	3.1	2.5	2.3
		適否	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	高柳橋	75%値(mg/l)	2.0	2.6	2.1	3.4	2.6	2.9	1.5	2.0	2.4	1.8
		適否	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○

図 22 市内河川水質調査結果（BOD）－大根川－



(資料：環境課)

表 44 市内河川水質調査結果（BOD）－中川－

類型	調査地点	測定値	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
無	西大橋	75%値(mg/l)	3.0	1.5	1.7	1.5	1.9	1.6	1.3	1.2	1.5	1.3
	松原橋	75%値(mg/l)	2.1	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.1	1.4	1.5	0.8

図 23 市内河川水質調査結果（BOD）－中川－

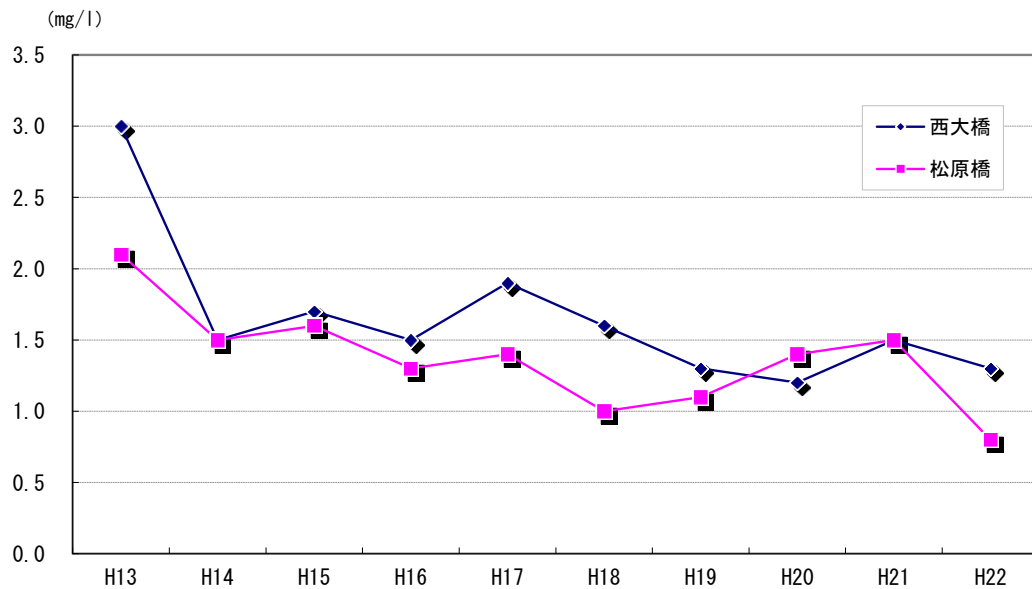
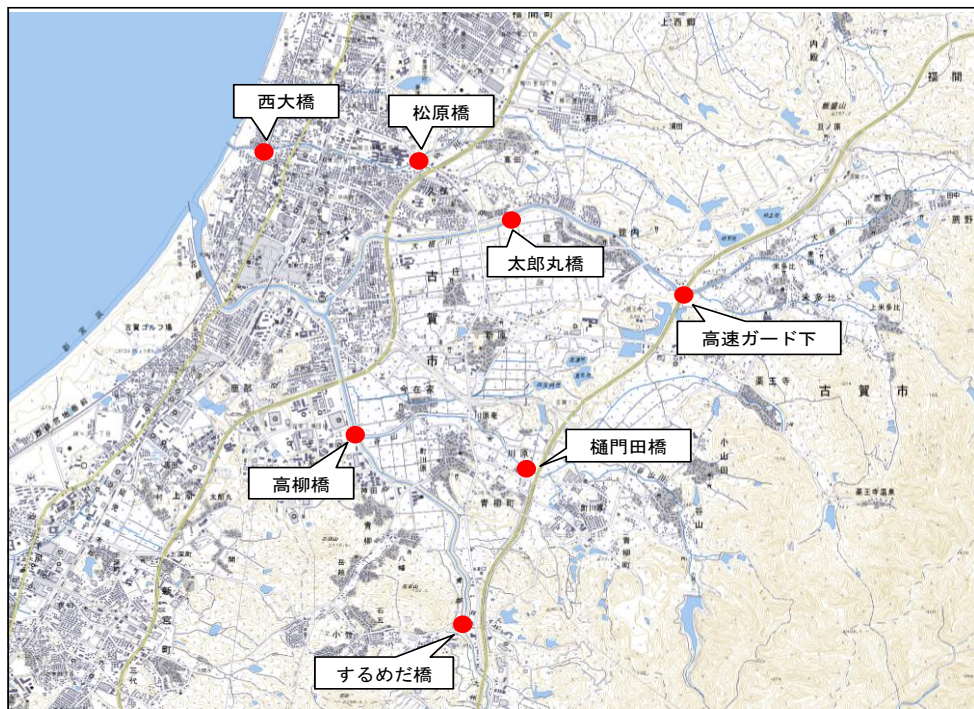


図 24 河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

表 45 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	7.1	7.3	2	2.0	3.3	1.5	7.2	9.7	4,900	5,025
	7.2		3		0.9		6.6		4,900	
	7.2		1		1.4		9.0		7,900	
	7.6		2		1.5		16.0		2,400	
H14	7.2	7.3	2	1.3	<0.5	0.5	8.1	8.5	49,000	31,825
	7.2		<1		<0.5		6.6		70,000	
	7.4		<1		<0.5		9.5		7,000	
	7.2		<1		<0.5		9.6		1,300	
H15	7.0	7.1	<1	1.3	0.9	1.0	9.1	8.8	3,300	5,225
	7.0		<1		0.5		8.2		11,000	
	7.1		2		1.0		8.4		3,300	
	7.4		<1		1.4		9.4		3,300	
H16	7.4	7.5	3	2.0	1.6	1.6	8.9	9.2	13,000	39,825
	7.7		3		1.1		9.0		130,000	
	7.4		1		1.2		10.0		13,000	
	7.4		1		2.5		8.9		3,300	
H17	7.1	7.3	1	1.0	<0.5	0.7	8.8	9.4	2,200	14,850
	7.1		1		0.6		7.3		49,000	
	7.6		<1		0.7		10.7		3,300	
	7.4		1		2.0		10.6		4,900	
H18	7.5	7.5	4	3.0	1.1	1.1	8.4	9.2	92,000	40,325
	7.7		1		0.9		8.6		49,000	
	7.4		<1		0.9		11.0		3,300	
	7.4		<1		1.1		8.8		17,000	
H19	7.8	7.5	<1	2.0	2.2	1.0	9.8	8.7	4,900	23,200
	7.6		3		1.0		7.9		79,000	
	7.3		1		<0.5		8.0		7,900	
	7.3		<1		<0.5		8.9		1,100	
H20	7.3	7.5	2	2.0	0.7	0.7	8.8	10.2	4,900	5,775
	7.6		2		0.5		8.5		11,000	
	7.5		<1		0.6		10.8		2,300	
	7.6		3		0.9		12.7		4,900	
H21	7.3	7.5	4	1.8	0.6	0.8	10.0	10.5	7,900	6,573
	7.5		1		0.8		9.9		13,000	
	7.5		<1		1.1		10.0		4,900	
	7.7		<1		0.6		12.0		490	
H22	7.2	7.4	<1	<1	1.7	0.9	7.7	9.0	7,000	9,600
	7.4		1		0.5		8.0		22,000	
	7.4		1		0.9		9.2		7,900	
	7.4		<1		0.9		11.3		1,700	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

※*は定量下限値未満

(資料：環境課)

表 46 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（太郎丸橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	6.9 6.8 6.8 7.6	7.0	2 2 5 3	3.0	1.1 <0.5 1.1 1.0	1.1	6.9 6.5 6.8 16.0	9.1	13,000 7,900 4,900 4,900	7,675
H14	7.1 7.2 7.4 7.0	7.2	1 1 2 <1	1.3	<0.5 <0.5 <0.5 <0.5	0.5	7.0 5.7 8.1 8.1	7.2	17,000 4,900 7,000 330	7,308
H15	6.8 6.9 7.0 7.0	6.9	<1 <1 4 <2	2.0	1.2 <0.5 0.9 0.9	0.9	4.8 6.2 7.4 8.8	6.8	4,900 3,300 790 2,400	2,848
H16	7.1 7.7 7.5 7.5	7.5	<1 6 2 3	3.0	1.7 1.0 0.7 2.9	1.7	8.1 8.7 9.9 9.5	9.1	7,000 70,000 4,900 7,900	22,450
H17	7.0 6.8 7.4 7.2	7.1	2 <1 1 2	1.5	<0.5 <0.5 <0.5 0.7	0.5	7.7 6.2 9.5 9.3	8.2	790 23,000 4,900 3,300	7,998
H18	7.6 7.7 7.4 7.3	7.5	5 4 2 <1	4.0	1.0 0.9 1.2 0.5	1.0	9.2 8.9 9.3 8.4	9.0	17,000 33,000 7,900 3,300	15,300
H19	7.2 7.5 7.1 7.1	7.2	2 3 2 <1	2.0	1.6 0.6 <0.5 <0.5	0.6	9.3 7.5 8.0 7.8	8.2	7,900 110,000 33,000 490	37,800
H20	7.2 7.4 7.3 7.0	7.2	<1 2 2 <1	1.5	0.8 0.5 0.9 <5	0.8	7.6 8.1 9.6 8.8	8.5	13,000 13,000 2,200 1,100	7,325
H21	7.0 7.3 7.3 7.5	7.3	1 1 <1 12	3.8	<0.5 0.7 1.0 <0.5	0.7	8.7 8.4 9.4 11.0	9.4	2,300 11,000 3,300 1,300	4,475
H22	7.0 6.9 7.5 7.3	7.2	<1 2 5 <1	2	1.8 1.2 1.0 0.8	1.2	7.6 6.2 9.7 10.9	8.6	7,900 7,900 17,000 490	8,300
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

※*は定量下限値未満

(資料：環境課)

表 47 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	7.7 7.4 7.6 7.7	7.6	4 5 5 4	4.5	3.5 0.8 5.4 2.2	3.5	6.8 5.1 10.0 17.0	9.7	7,900 7,900 240,000 79,000	83,700
H14	7.8 7.6 7.6 7.6	7.7	4 4 2 6	4.0	1.5 1.4 4.9 3.6	3.6	7.9 4.8 10.0 10.7	8.4	700,000 46,000 170,000 790,000	426,500
H15	7.7 7.6 7.6 7.8	7.7	4 3 3 1	2.8	1.3 0.7 2.3 3.0	2.3	8.4 8.4 8.9 9.9	8.9	22,000 49,000 24,000 7,900	25,725
H16	9.0 7.8 7.7 7.7	8.1	1 5 2 6	3.5	2.2 1.3 6.1 4.1	4.1	14.0 8.5 9.9 11.0	10.9	11,000 240,000 54,000,000 350,000	13,650,250
H17	7.6 7.8 7.6 7.9	7.7	4 3 2 3	3.0	1.5 1.3 3.7 4.7	3.7	7.4 7.0 10.9 10.3	8.9	22,000 140,000 540,000 79,000	195,250
H18	7.5 7.7 7.5 7.6	7.6	5 4 1 3	3.0	1.7 1.4 9.1 8.7	8.7	9.4 8.7 9.4 9.4	9.2	92,000 130,000 240,000 33,000	123,750
H19	7.8 7.7 7.7 7.7	7.7	4 7 2 1	4.0	4.0 1.1 1.8 1.9	1.9	8.1 6.8 9.2 9.9	8.5	110,000 33,000 33,000 17,000	48,300
H20	7.7 7.9 7.7 7.8	7.8	4 3 2 2	2.8	2.2 1.2 4.7 3.0	3.0	7.9 8.3 9.4 11.6	9.3	79,000 110,000 7,900 33,000	57,475
H21	7.8 7.9 7.6 7.9	7.8	3 3 2 3	2.8	2.8 0.9 3.8 1.6	2.8	8.5 8.5 9.1 10.0	9.0	79,000 49,000 49,000 22,000	49,750
H22	7.6 7.6 7.6 7.6	7.6	2 3 5 3	3	1.7 0.8 3.5 1.3	1.7	8.4 7.3 8.3 10.8	8.7	79,000 49,000 790,000 7,900	230,000
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料：環境課)

表 48 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（樋門田橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	7.5 7.8 7.6 7.6	7.6	3 2 10 10	6.3	3.4 0.9 3.1 2.3	3.1	7.1 8.5 9.4 16.0	10.3	24,000 4,900 7,900 3,300	10,025
H14	7.7 7.9 7.6 7.6	7.7	14 2 5 5	6.5	3.7 1.3 3.6 5.5	3.7	7.9 8.3 10.4 9.2	9.0	700,000 13,000 49,000 23,000	196,250
H15	7.6 7.4 7.5 7.7	7.6	4 5 10 3	5.5	2.2 1.5 2.9 2.8	2.8	8.0 8.3 7.0 10.2	8.4	49,000 70,000 13,000 17,000	37,250
H16	7.6 7.8 7.8 7.8	7.8	47 4 3 6	15.0	3.3 1.3 3.0 3.1	3.1	8.4 8.6 10.0 12.0	9.8	130,000 22,000 24,000 13,000	47,250
H17	8.6 7.9 7.7 7.9	8.0	4 7 10 3	6.0	2.6 2.5 4.2 3.2	3.2	12.3 10.1 8.9 9.5	10.2	4,900 79,000 33,000 23,000	34,975
H18	7.6 7.8 7.5 7.7	7.7	7 11 3 4	6.0	1.6 1.0 1.0 3.1	1.6	8.9 8.9 10.0 10.0	9.5	24,000 79,000 23,000 49,000	43,750
H19	7.5 7.5 7.7 7.4	7.5	7 6 6 6	6.0	2.8 1.6 4.0 1.9	2.8	6.4 6.2 8.2 7.6	7.1	7,900 240,000 3,300 4,900	64,000
H20	7.6 8.1 7.8 7.9	7.9	55 6 20 4	21.3	3.1 1.1 3.1 3.1	3.1	7.2 10.2 9.8 12.4	9.9	490,000 22,000 3,300 49,000	141,075
H21	7.9 7.7 7.7 7.8	7.8	2 5 42 5	13.5	2.6 1.0 2.5 2.4	2.5	9.4 9.2 9.5 9.8	9.5	24,000 22,000 7,900 4,600	14,625
H22	7.6 7.4 7.5 7.5	7.5	2 7 7 3	5	1.1 0.9 3.0 2.3	2.3	8.5 5.9 8.4 8.4	7.8	14,000 33,000 49,000 7,900	26,000
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料：環境課)

表 49 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高柳橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	7.6 7.7 7.5 7.7	7.6	10 5 4 14	8.3	1.0 1.4 2.0 2.2	2.0	7.2 8.0 9.1 14.0	9.6	24,000 11,000 17,000 24,000	19,000
H14	7.8 7.6 7.8 7.6	7.7	7 7 2 6	5.5	2.6 1.4 1.7 2.6	2.6	8.6 6.1 10.8 10.7	9.1	130,000 7,900 70,000 790,000	249,475
H15	7.7 7.6 7.6 7.8	7.7	4 2 3 2	2.8	2.1 1.3 1.5 2.3	2.1	8.6 8.7 9.3 10.4	9.3	49,000 49,000 4,900 7,900	277,00
H16	8.8 8.0 7.8 7.8	8.1	5 6 2 3	4.0	3.5 1.3 1.5 3.4	3.4	11.0 9.0 11.0 12.0	10.8	24,000 49,000 350,000 49,000	118,000
H17	7.9 7.6 7.7 7.8	7.8	12 5 2 4	5.8	2.9 1.3 2.6 2.4	2.6	8.5 8.0 11.7 10.0	9.6	33,000 110,000 17,000 79,000	59,750
H18	7.6 7.6 7.6 7.6	7.6	14 10 6 2	8.0	1.7 1.3 3.8 2.9	2.9	9.6 9.0 10.0 6.7	8.8	28,000 49,000 170,000 11,000	64,500
H19	7.9 7.6 7.7 7.6	7.7	11 4 2 2	5.0	2.3 1.1 1.5 1.3	1.5	8.8 7.0 9.3 10.4	8.9	11,000 33,000 22,000 4,900	17,700
H20	7.8 8.1 7.7 7.7	7.8	8 4 3 2	4.3	1.8 1.2 2.4 2.0	2.0	8.4 8.9 10.2 11.8	9.8	79,000 33,000 49,000 33,000	48,500
H21	7.7 7.7 7.7 7.8	7.7	10 2 3 7	5.5	1.8 1.2 2.6 2.4	2.4	7.6 8.2 9.5 8.9	8.6	79,000 1,300 22,000 24,000	31,575
H22	7.7 7.7 7.7 7.6	7.7	5 5 17 3	8	1.8 1.2 2.5 1.6	1.8	8.6 7.8 9.3 10.9	9.2	33,000 33,000 33,000 13,000	28,000
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料：環境課)

表 50 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（西大橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	7.3	7.4	27	12.0	2.1	3.0	5.0	8.5	79,000	129,500
	7.5		9		2.1		6.6		220,000	
	7.3		6		3.8		8.3		49,000	
	7.5		6		3.0		14.0		170,000	
H14	7.1	7.5	11	5.3	1.2	1.5	6.1	8.1	460,000	145,000
	7.7		5		1.3		6.9		49,000	
	7.4		2		1.5		9.3		49,000	
	7.6		3		2.2		10.2		22,000	
H15	7.6	7.4	3	2.3	1.7	1.7	9.1	9.1	17,000	21,725
	7.3		3		1.1		8.6		49,000	
	7.5		1		1.7		9.9		13,000	
	7.3		2		1.7		8.6		7,900	
H16	7.6	7.7	4	4.0	1.5	1.5	7.9	8.3	33,000	175,250
	7.7		6		1.2		7.8		540,000	
	7.6		3		1.1		9.1		49,000	
	7.7		3		3.3		8.5		79,000	
H17	7.6	7.8	6	3.8	1.9	1.9	6.7	8.3	49,000	45,075
	7.7		4		1.4		6.8		79,000	
	7.8		2		1.5		9.9		49,000	
	7.9		3		2.0		9.9		3,300	
H18	7.5	7.6	4	4.0	1.6	1.6	8.1	9.1	54,000	35,750
	7.7		5		1.1		7.4		33,000	
	7.5		2		2.6		10.0		23,000	
	7.8		<1		1.3		11.0		33,000	
H19	7.5	7.5	2	2.0	2.2	1.3	7.9	8.0	7,900	15,000
	7.5		3		1.1		6.7		49,000	
	7.5		2		1.3		8.6		2,200	
	7.5		2		1.2		8.9		790	
H20	7.4	7.6	10	4.3	1.8	1.2	7.2	8.9	28,000	21,475
	7.7		4		0.8		7.7		33,000	
	7.6		2		1.2		9.3		17,000	
	7.6		1		0.7		11.3		7,900	
H21	7.6	7.7	3	2.8	1.2	1.5	8.0	9.1	33,000	20,325
	7.7		5		1.5		8.2		24,000	
	7.5		2		1.6		9.0		22,000	
	8.0		1		0.9		11.0		2,300	
H22	7.5	7.6	2	2	1.3	1.3	8.4	9.2	17,000	19,000
	7.6		4		0.8		7.4		7,900	
	7.6		2		1.0		8.9		49,000	
	7.8		2		1.3		12.2		2,200	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料：環境課)

表 51 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（松原橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H13	7.4	7.6	8	13.0	2.2	2.1	5.2	9.4	24,000	25,750
	7.8		33		2.1		7.1		22,000	
	7.5		6		2.0		9.3		33,000	
	7.6		5		1.5		16.0		24,000	
H14	8.0	7.8	4	8.5	2.6	1.5	10.7	10.0	460,000	148,825
	7.7		24		1.5		7.4		110,000	
	7.6		<1		<0.5		10.7		23,000	
	7.7		5		1.0		11.2		2,300	
H15	7.7	7.8	2	1.5	1.6	1.6	8.8	9.6	63,000	25,700
	7.9		2		0.8		9.5		7,900	
	7.8		1		1.3		10.4		7,900	
	7.8		<1		1.7		9.5		24,000	
H16	7.8	7.9	10	5.8	2.5	1.3	10.0	9.6	70,000	33,475
	7.9		6		1.3		8.8		7,900	
	7.9		4		0.7		10.0		49,000	
	7.9		3		1.1		9.5		7,000	
H17	7.8	8.0	4	4.0	1.6	1.4	7.2	9.6	22,000	28,698
	7.9		9		1.4		7.7		79,000	
	8.0		1		0.7		11.7		13,000	
	8.2		2		0.9		11.7		790	
H18	7.6	7.9	3	4.0	1.5	1.0	8.6	9.5	35,000	19,725
	7.8		5		1.0		7.5		23,000	
	8.1		<1		0.9		11.0		7,900	
	8.0		<1		0.8		11.0		13,000	
H19	7.6	7.8	2	2.0	2.5	1.1	8.8	9.2	110,000	61,800
	7.7		3		1.1		7.4		130,000	
	7.9		<1		0.9		10.3		4,900	
	7.8		<1		0.7		10.4		2,480	
H20	7.6	7.8	14	6.5	3.1	1.4	8.3	9.4	63,000	48,975
	7.9		10		1.4		7.5		49,000	
	7.9		1		0.7		10.2		79,000	
	7.8		<1		<0.5		11.4		4,900	
H21	7.7	7.8	2	5.3	1.5	1.5	8.4	9.2	22,000	95,250
	7.8		15		1.7		7.5		240,000	
	7.8		2		1.5		9.8		49,000	
	8.0		2		1.5		11.0		70,000	
H22	7.7	7.8	3	3	2.1	0.8	8.8	9.8	17,000	14,000
	7.8		6		0.8		8.2		13,000	
	7.9		3		0.7		9.9		24,000	
	7.8		1		0.8		12.1		490	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料：環境課)

2 海水域水質

生活排水及び工場排水の海域への流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が海域に流入する海水域の4箇所の定点にて、平成22年5月13日の干潮時と満潮時の海水水質7項目について調査しています。市内に海水浴場はありませんが、この結果を環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめると、概ね良好な水質となっています。

なお、平成16年度から分析方法をアルカリ性法から酸性法に変更しており、酸性法はアルカリ性法よりも酸化力が強いいため、CODの値がこれまでよりも高くなっています。

表 52 海水域水質調査結果 (COD)

調査地点	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
水再生センター裏	0.5	0.7	0.5	1.8	2.7	2.0	1.4	2.0	1.6	1.9
西小学校裏	0.5	0.6	0.5	2.3	2.5	2.1	1.3	2.5	1.6	1.7
花見海岸	0.5	0.5	0.5	1.9	2.4	1.9	1.0	2.0	1.6	1.9
北花見海岸	0.5	0.8	0.5	2.1	2.5	1.9	1.1	2.4	1.6	2.4

(単位: mg/l)

図 25 海水域水質調査結果 (COD)

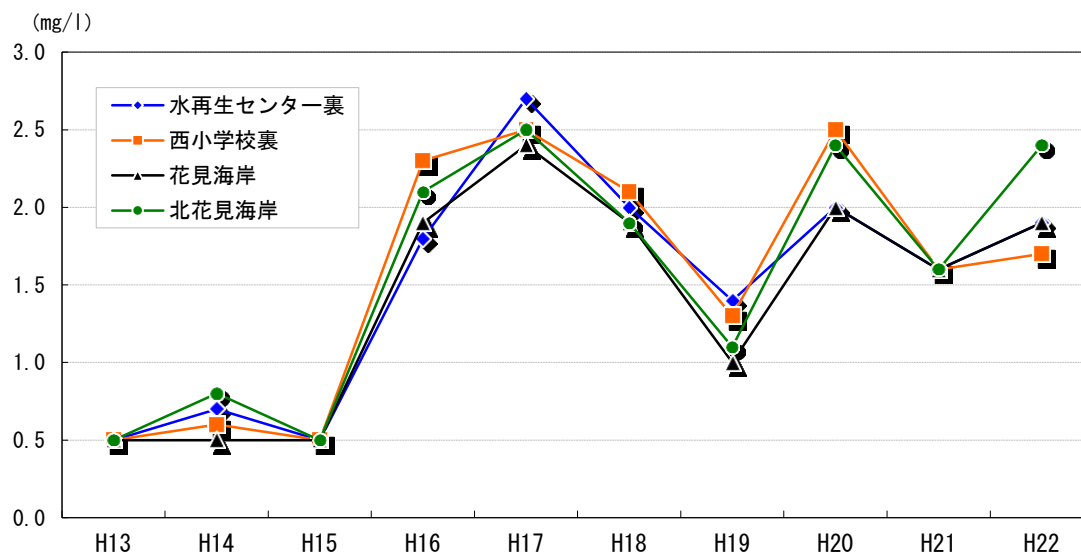
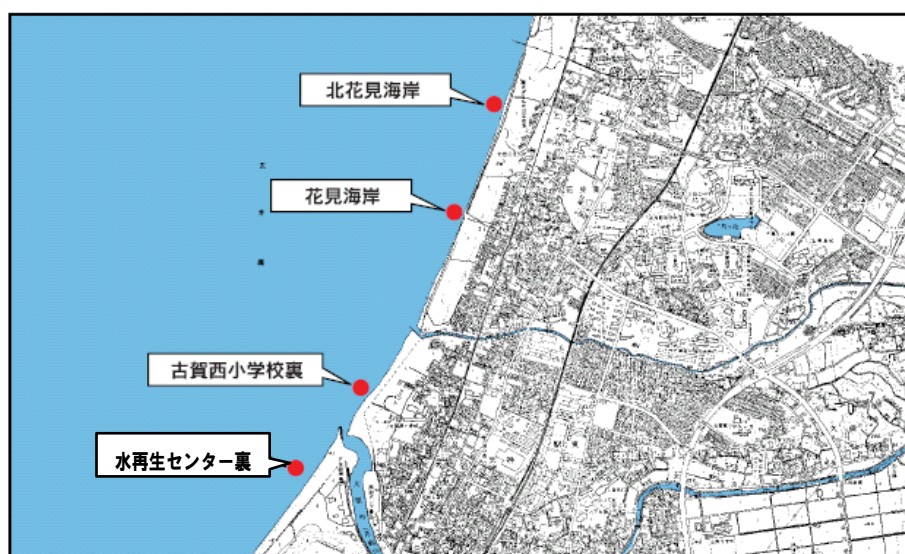


図 26 海水域水質調査地点位置図



(資料：環境課)

表 53 海水域水質調査結果（平成 22 年度）

調査項目 調査地点		p H (－)	透明度 (m)	塩化物 イオン (mg/l)	COD (mg/l)	一般細菌 (個/ml)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜
水再生セ ンター裏	AM	8.1	>1.0	17,000	1.4	65	<2	無
	PM	8.1	>1.0	16,000	2.3	710	30	無
古賀西 小学校裏	AM	8.1	>1.0	18,000	1.7	53	<2	無
	PM	8.1	>1.0	17,000	1.7	23	2	無
花見海岸	AM	8.1	>1.0	18,000	1.6	32	10	無
	PM	8.1	>1.0	17,000	2.2	42	8	無
北花見 海岸	AM	8.1	>1.0	17,000	2.3	98	6	無
	PM	8.2	>1.0	17,000	2.4	150	40	無

表 54 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（水再生センター裏(旧終末処理場)）

年度	p H		透明度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定※
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H13	8.0	8.1	>1.0	1.0	16,300	17,595	<0.5	0.5	190	100	140	71	無	A
	8.2		>1.0		18,890		<0.5		<10		<2		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	0.8	0.7	7	12	22	52	無	A
	8.2		>1.0		19,000		0.6		17		81		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,845	18,861	<0.5	0.5	<10	11	<2	2	無	A A
	8.3		>1.0		18,876		<0.5		12		<2		無	
H16	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,000	18,000	1.5	1.8	13	222	<2	2	無	A A
	8.2		>1.0		18,000		2.0		430		<2		無	
H17	8.2	8.0	>1.0	1.0	19,000	18,500	2.3	2.7	1	24	<2	25	無	B
	7.8		>1.0		18,000		3.0		47		47		無	
H18	8.1	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,500	2.1	2.0	40	49	0	8	無	A
	8.2		>1.0		20,000		1.9		58		15		無	
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,000	17,500	1.0	1.4	<10	95	2	131	無	B
	8.2		>1.0		17,000		1.7		180		260		無	
H20	8.0	8.1	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.7	2.0	2	76	<2	5	無	A
	8.1		>1.0		18,000		2.3		150		8		無	
H21	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	1.8	1.6	0	1	<2	<2	無	A A
	8.2		>1.0		19,000		1.4		2		<2		無	
H22	8.1	8.1	>1.0	1.0	17,000	17,000	1.4	1.9	65	390	<2	15	無	A
	8.1		>1.0		16,000		2.3		710		30		無	

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

表 55 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）

年度	p H		透明度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定※
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H13	8.1	8.2	>1.0	1.0	18,080	18,345	<0.5	0.5	440	232	460	231	無	A A
	8.2		>1.0		18,610		<0.5		24		<2		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,500	0.7	0.6	4	17	27	22	無	A
	8.2		>1.0		20,000		0.5		29		16		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,843	18,738	<0.5	0.5	29	29	<2	2	無	A A
	8.3		>1.0		18,632		<0.5		29		<2		無	
H16	8.3	8.3	>1.0	1.0	19,000	17,000	1.8	2.3	10	805	<2	21	無	B
	8.2		>1.0		15,000		2.7		1,600		40		無	
H17	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,000	2.0	2.5	140	125	56	30	無	B
	8.1		>1.0		17,000		3.0		110		4		無	
H18	8.2	8.3	>1.0	1.0	19,000	19,500	1.9	2.1	54	53	0	7	無	B
	8.3		>1.0		20,000		2.2		51		14		無	
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.3	1.3	13	18	14	14	無	A
	8.2		>1.0		18,000		1.3		23		14		無	
H20	8.1	8.1	>1.0	1.0	19,000	17,500	1.9	2.5	2	101	<2	6	無	B
	8.1		>1.0		16,000		3.1		200		10		無	
H21	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	1.5	1.6	2	8	<2	<2	無	A A
	8.2		>1.0		19,000		1.7		14		<2		無	
H22	8.1	8.1	>1.0	1.0	18,000	18,000	1.7	1.7	53	38	<2	<2	無	A A
	8.1		>1.0		17,000		1.7		23		2		無	

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料：環境課)

表 56 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）

年度	p H		透明度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定※
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H13	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,570	18,670	<0.5	0.5	3,700	1,888	3,300	1,685	無	不適
	8.2		>1.0		18,770		<0.5		76		70		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,500	0.5	0.5	4	4	10	6	無	A
	8.2		>1.0		20,000		0.5		4		2		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,300	18,408	<0.5	0.5	33	82	11	27	無	A
	8.3		>1.0		18,516		<0.5		130		42		無	
H16	8.3	8.3	>1.0	1.0	18,000	18,500	2.0	1.9	45	158	<2	6	無	A
	8.3		>1.0		19,000		1.8		270		9		無	
H17	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	2.3	2.4	6	68	<2	4	無	B
	8.1		>1.0		19,000		2.4		130		6		無	
H18	8.2	8.3	>1.0	1.0	19,000	19,500	2.0	1.9	190	112	41	28	無	A
	8.3		>1.0		20,000		1.7		33		14		無	
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	1.1	1.0	15	13	12	7	無	A
	8.2		>1.0		19,000		0.9		<10		<2		無	
H20	8.1	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.8	2.1	10	16	<2	<2	無	A
	8.2		>1.0		18,000		2.3		22		<2		無	
H21	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	1.8	1.7	6	9	<2	<2	無	A A
	8.2		>1.0		19,000		1.5		12		<2		無	
H22	8.1	8.1	>1.0	1.0	18,000	18,000	1.6	1.9	32	37	10	9	無	A
	8.1		>1.0		17,000		2.2		42		8		無	

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

表 57 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）

年度	p H		透明度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定※
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H13	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,430	18,570	<0.5	0.5	4,200	3,000	540	470	無	C
	8.2		>1.0		18,710		<0.5		1,800		400		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	0.8	0.8	6	7	8	7	無	A
	8.2		>1.0		19,000		0.7		7		5		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,433	18,199	<0.5	0.5	260	195	230	136	無	B
	8.3		>1.0		17,964		<0.5		130		41		無	
H16	8.2	8.3	>1.0	1.0	20,000	18,500	1.8	2.1	40	335	<2	4	無	B
	8.3		>1.0		19,000		2.3		630		6		無	
H17	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	2.3	2.5	42	65	18	19	無	B
	8.2		>1.0		18,000		2.6		88		19		無	
H18	8.2	8.2	>1.0	1.0	20,000	20,000	1.9	1.9	480	263	21	18	無	A
	8.3		>1.0		20,000		1.9		46		15		無	
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.0	1.1	23	44	22	22	無	A
	8.2		>1.0		18,000		1.2		65		22		無	
H20	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.9	2.4	38	144	3	3	無	B
	8.2		>1.0		18,000		2.8		190		3		無	
H21	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	1.6	1.6	12	8	4	1	無	A
	8.2		>1.0		19,000		1.5		4		<2		無	
H22	8.1	8.1	>1.0	1.0	17,000	17,000	2.3	2.4	98	120	6	23	無	B
	8.2		>1.0		17,000		2.4		150		40		無	

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料：環境課)

3 地下水水質

(1) 福岡県地下水概況調査

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 58 地下水概況調査結果（福岡県実施）

地下水概況調査 (福岡県実施)		実施年度	H12	H14	H17
		調査地区	筵内	谷山	中央
調査項目		深さ(m) 環境基準	不明	40	不明
健康項目	カドミウム	0.01 以下	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)
	全シアン	不検出	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)
	鉛	0.01 以下	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)
	六価クロム	0.05 以下	検出せず (<0.02)	検出せず (<0.04)	検出せず (<0.02)
	砒素	0.01 以下	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)
	総水銀	0.0005 以下	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
	アルキル水銀	不検出	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
	P C B	不検出	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
	ジクロロメタン	0.02 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
	四塩化炭素	0.002 以下	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	検出せず (<0.0004)	検出せず (<0.0004)	検出せず (<0.0004)
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	検出せず (<0.004)	検出せず (<0.004)	検出せず (<0.004)
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)

1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)
トリクロロエチレン	0.03 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
テトラクロロエチレン	0.01 以下	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)
チ　　ウ　　ラ　　ム	0.006 以下	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)
シ　　マ　　ジ　　ン	0.003 以下	検出せず (<0.0003)	検出せず (<0.0003)	検出せず (<0.0003)
チ　オ　ベン　カル　ブ	0.02 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
ベ　　ン　　ゼ　　ン	0.01 以下	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)
セ　　レ　　ン	0.01 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.96	9	検出せず (<0.04)
ふ　　っ　　素	0.8 以下	0.1	検出せず (<0.08)	0.12
ほ　　う　　素	1 以下	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)

(資料：福岡県「公害関係測定結果」)

(2) 井戸水水質調査(快適環境監視事業)

市内の上水道未整備地域における地下水環境の水質状況の把握を目的に、家庭用飲用井戸における簡易 12 項目の水質調査(サンプリング調査)を実施しています。

4 特定施設

水質汚濁防止法に基づく特定施設は、平成 22 年度末現在で 59 施設となっています。

表 59 水質汚濁防止法該当施設設置事業所（古賀市内）

番号	施設の種類	事業所数
1－2	畜産農業又はサービス業	2
2	畜産食料品製造業	3
5	みそ、しょう油等製造業	2
10	飲料製造業	1
12	動植物油脂製造業	1
17	豆腐又は煮豆製造業	2
18－2	冷凍調理食品製造業	1
23－2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	2
55	生コンクリート製造業	1
62	非鉄金属製造業	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	2
64－2	水道施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2
66	電気めっき施設	1（下水道 1 含む）
66－2	旅館業	10
66－4	弁当仕出屋又は弁当製造業	1
67	洗たく業	4
70－2	自動車分解整備事業	2（下水道 1 含む）
71	自動式車両洗浄施設	10（下水道 2 含む）
71－3	ごみ処理施設	1
71－5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設	4
73	下水道終末処理施設	1
合計		59

（平成 23 年 3 月 31 日現在、資料：宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

5 土壤環境

1 土壤汚染

平成 15 年 2 月に土壤汚染対策法が施行されましたが、市内には、土壤汚染対策法に基づく指定区域はありません。

なお、平成 16 年度に花見東地区において土地所有者が自主的に実施した土壤調査の結果、六価クロムによる土壤汚染が確認されました。このため、福岡県による周辺の地下水調査が実施され、周辺住民への周知とともに、汚染原因者に対し必要な措置の指導がなされ、汚染土壤の除去や浄化などの措置がなされました。

6 有害化学物質

1 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、福岡県により調査が実施されていますが、その調査結果によると、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 60 ダイオキシン類調査結果（福岡県実施）

媒体	調査地点	調査年度	測定値	環境基準	単位
水質（河川）	大根側橋	H14	0.120	1 以下	pg-TEQ/L
	石ヶ崎橋	H14	0.170		
	久保橋	H15	0.190		
	花鶴橋	H19	0.23		
	大根川橋	H19	0.095		
	汐入川橋	H19	0.31		
	石ヶ崎橋	H20	0.82		
	久保橋	H21	0.12		
水質（地下水）	筵内	H12	0.043	150 以下*	pg-TEQ/g
	久保	H13	0.071		
	谷山	H14	0.070		
	中央	H17	0.069		
水底の底質	大根川橋	H14	1.10	1,000 以下	pg-TEQ/g
	石ヶ崎橋	H14	0.89		
	久保橋	H15	0.29		
	花鶴橋	H19	2.7		
	大根川橋	H19	0.93		
	汐入川橋	H19	17		
	石ヶ崎橋	H20	1.5		
	久保橋	H21	0.74		
土壌	中央	H12	0.00100	0.6 以下	pg-TEQ/m ³
	青柳	H12	0.22000		
	舞の里	H14	0.00015		
	青柳	H15	0.00810		
	中央	H15	0.11000		
	中央	H17	0.00054		
	日吉	H19	2.7		
大気	青柳	H13	0.066	0.6 以下	pg-TEQ/m ³
	青柳	H16	0.32		
	青柳	H17	0.038		
	青柳	H21	0.027		

※底質の環境基準は平成 14 年 9 月 1 日から施行

（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 61 ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）

施設の種類	規模	施設数
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	2
	2t/h 以上 4t/h 未満	1
	2t/h 未満	3
合計		6

（平成 23 年 3 月 31 日現在、資料：宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

2 P R T R（化学物質排出移動量届出制度）

P R T Rとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

平成 21 年度に排出又は移動したとして届出のあった物質は、20 物質（うち集計対象 15 物質）、221.9 t となっています。

表 62 P R T R集計結果（平成 21 年度分物質別）

順位	第一種指定化学物質名	排出量	移動量	合計
1	トルエン	122, 245	61, 520	138, 765
2	キシレン	15, 029	770	15, 799
3	クロム及び三価クロム化合物	－	12, 310	12, 310
4	エチルベンゼン	2, 913	78	2, 991
5	亜鉛の水溶性化合物	－	2, 006	2, 006
6	エチレングリコール	－	1, 400	1, 400
7	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	－	1, 300	1, 300
8	チオ尿素	－	1, 000	1, 000
9	塩化メチレン	930	－	930
10	ベンゼン	158	－	158
11	ほう素及びその化合物	－	84	84
12	六価クロム化合物	－	77	77
13	銀及びその水溶性化合物	－	60	60
14	マンガン及びその化合物	－	2	2
15	1, 3, 5－トリメチルベンゼン	－	1	1
集計対象 15 物質計		141, 277	80, 607	221, 883
(単位：kg)				
※	ダイオキシン類	31	906	937

(単位：mg-TEQ)

表 63 P R T R集計結果（平成 21 年度分業種別・排出等先別）

業種名	事業 所数	排出量			移動量			合計
		大気	公共用水域	排出計	下水道	事業所外	移動計	
出版・印刷・同関連産業	2	108,000	-	108,000	-	61,687	61,687	169,687
一般機器器具製造業	4	7,030	-	7,030	6	14,440	14,446	21,476
金属製品製造業	4	11,000	-	11,000	-	2	2	11,002
電気機械器具製造業	1	9,800	-	9,800	-	-	-	9,800
プラスチック製品製造業	1	4,280	-	4,280	-	428	428	4,708
非鉄金属製造業	2	-	-	-	-	2,560	2,560	2,560
自動車卸売業	1	-	-	-	-	1,400	1,400	1,400
燃料小売業	10	1,167	-	1,167	-	-	-	1,167
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	-	-	-	34	50	84	84
産業廃棄物処分業	1	-	-	-	-	-	-	-
食料品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理業	1	-	-	-	-	-	-	-
木材・木製品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-
合計	31	141,277	-	141,277	40	80,567	80,607	221,883
割合		63.67%	-	63.67%	0.02%	36.31%	36.33%	100.0%

（単位：kg、資料：環境課）

7 廃棄物及びリサイクル

1 廃棄物の適正な処理

(1) 家庭系ごみの処理

可燃ごみについては、指定ごみ袋（有料）による収集を行い、玄界環境組合古賀清掃工場において焼却処分しています。

不燃ごみ（土砂・ブロック・陶磁器類）については、古賀市不燃物埋立地において埋立処分しています。

資源ごみについては、地域ごとに収集会場を設け、分別収集（12 品目）を行い、玄界環境組合古賀清掃工場へ搬入し処理しています。

(2) 粗大ごみの処理（家庭系ごみ）

粗大ごみについては、ごみ減量を推進することを目的に、排出者責任の明確化と負担の公平性を図るため、平成 18 年 1 月から粗大ごみ処理シール（有料）による収集をしています。

(3) 事業系ごみの処理

事業系ごみについては、原則として事業者自ら処理することになっていますが、自己処理できない事業系一般廃棄物については、市の許可業者による収集運搬、もしくは自己搬入によって、玄界環境組合古賀清掃工場で処理しています。

また、特定事業用建築物（延床面積 3 千平方メートル以上）、学校（延床面積 8 千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間 36 トン以上又は月平均 3 トン以上の事業所の事業者等に対し、ごみの減量や 4R 実践を促進するため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付けており、14 事業所から計画書が提出されています。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処理しています。

2 ごみ処理

ごみの排出量は、ほぼ横ばいですが、1日1人当たりのごみの排出量については、平成16年度以降は減少傾向にあります。また、福岡県及び全国の平均よりも少ない値で推移しています。

表 64 ごみ排出量（平成22年度）

区分		可燃ごみ	不燃ごみ		粗大ごみ	資源ごみ	計
			一般	埋立			
①ごみ収集量	家庭系ごみ	11,050 t	25 t	109 t	48 t	851 t	12,083 t
	事業系ごみ	5,262 t	310 t	0 t	－	－	5,572 t
②直接搬入ごみ量		1,036 t	103 t	156 t	－	－	1,295 t
計（①+②）※		17,348 t	438 t	265 t	48 t	851 t	18,950 t
③集団回収量		1,316 t					
ごみ排出量（①+②+③）※		20,266 t					
人口※		58,086 人					
1人1日当たりごみ排出量※		956 g					

※ごみ排出量：ごみ収集量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量

（資料：環境課）

※人口：平成22年9月末現在の住民基本台帳人口

※1人1日当たりごみ排出量(g)：ごみ排出量 / 人口 / 年間日数

図 27 ごみ処理フロー図

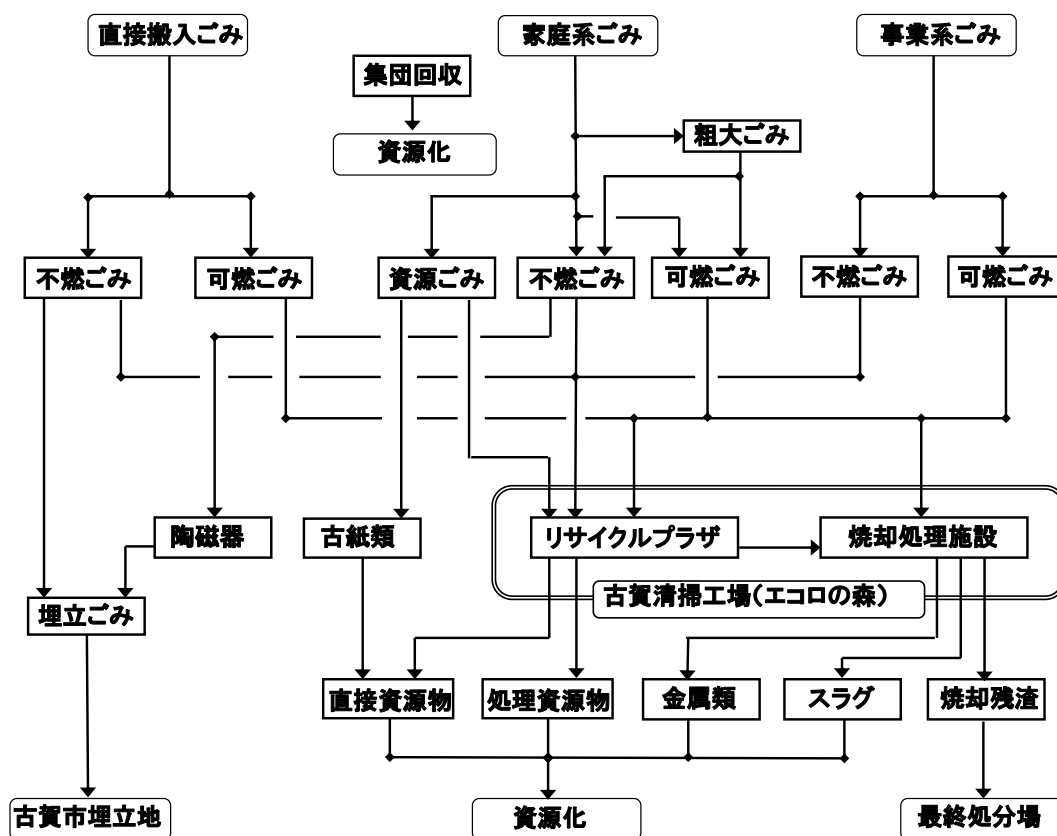


表 65 ごみ排出量の推移

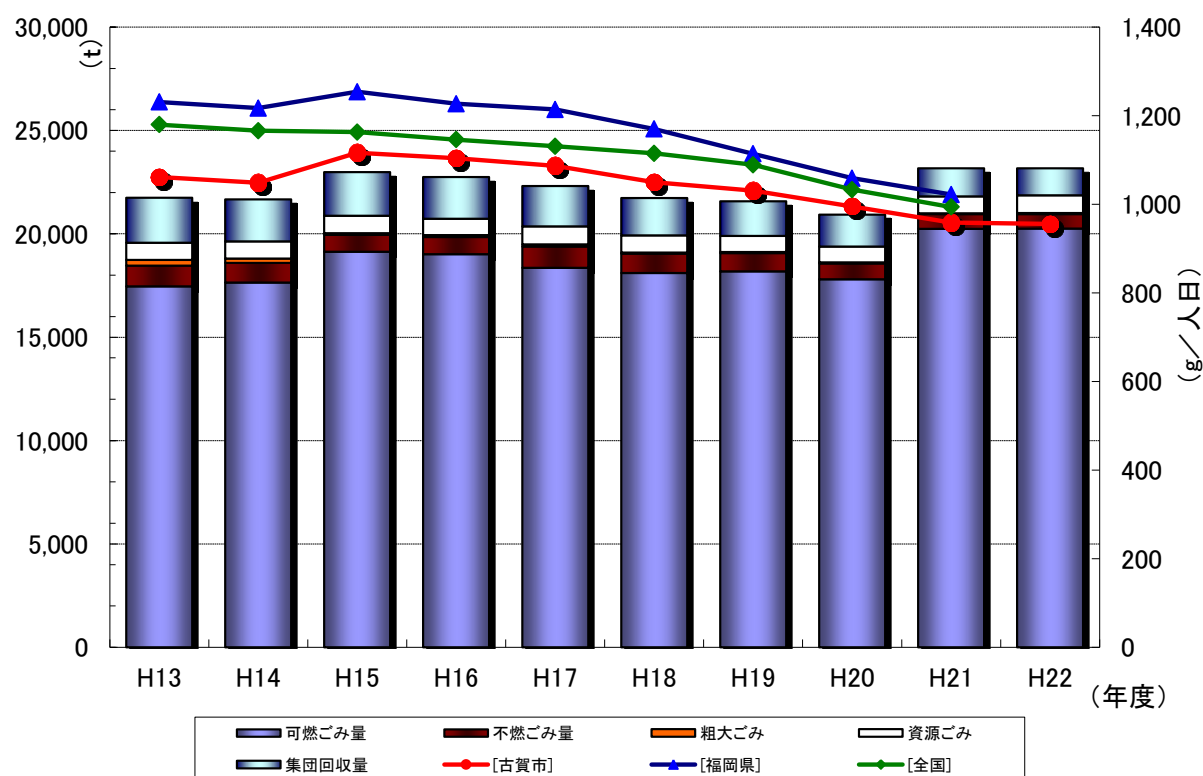
年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
① 可燃ごみ(t)	家庭系ごみ	11,984	11,892	12,424	12,250	11,594	11,720	11,611	11,474	11,149	11,050
	事業系ごみ	5,198	5,337	5,697	5,688	5,699	5,595	5,793	5,326	5,171	5,262
	直接搬入ごみ	285	425	1,011	1,080	1,066	798	783	1,001	1,009	1,036
② 不燃ごみ(t)	家庭系ごみ	253	299	250	232	197	187	180	140	154	134
	事業系ごみ	339	350	337	353	419	400	390	343	330	310
	直接搬入ごみ	404	292	242	248	411	345	316	287	226	259
③ 粗大ごみ(t)		285	212	79	89	107	58	57	47	43	48
④ 資源ごみ(t)		823	830	841	796	876	828	778	773	815	851
⑤ 集団回収(t)		2,179	2,037	2,108	2,014	1,952	1,804	1,669	1,538	1,352	1,316
ごみ排出量(t) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E))		21,750	21,673	22,989	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929	20,249	20,266
※1)人口(人)		56,120	56,618	56,265	56,442	56,269	56,706	57,180	57,609	57,852	58,086
※2)	[古賀市](g)	1,062	1,049	1,116	1,104	1,087	1,050	1,031	995	959	956
	[福岡県](g)	1,231	1,217	1,254	1,227	1,214	1,169	1,114	1,059	1,022	
	[全国](g)	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994	

※1)人口：平成20年度9月末日時点の住民基本台帳人口

※2)1人1日当りごみ排出量：ごみ排出量／人口／年間日数

※3)平成20年度の福岡県及び全国の1人1日当りごみ排出量は、平成21年12月現在未発表

図 28 ごみ排出量の推移



(資料：環境課)

表 66 ごみ処理の状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
処理総量(t)	19,566	19,993	20,963	20,849	20,317	19,930	19,908	19,391	18,897	19,075
直接焼却量(t)	17,467	17,866	18,763	18,605	17,948	17,654	17,625	17,481	17,225	17,286
直接埋立量(t)	450	472	349	287	384	328	309	288	209	264
中間処理量(t)	1,233	1,220	1,735	1,846	1,893	1,740	1,680	1,335	1,152	1,070
直接資源化量(t)	416	435	116	111	92	208	294	287	311	455
※1)焼却総量(t)	17,844	18,151	19,695	19,671	18,922	18,623	18,568	18,172	17,727	17,691
残渣量(埋立処分)(t)	2,667	2,725	353	319	322	441	136	220	106	508
焼却残渣量(t)	2,625	2,708	353	319	322	441	436	220	106	508
その他残渣量(t)	8	42	17	-	-	-	-	-	-	-
※2)最終処分量(t)	3,117	3,197	702	606	706	769	745	508	315	772
ごみ排出量(t)	21,750	21,673	22,989	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929	20,249	20,
※3)直接焼却率(%)	89.3%	89.4%	89.5%	89.2%	88.3%	88.6%	88.5%	90.2%	91.2%	90.6%
※4)直接埋立率(%)	2.3%	2.4%	1.7%	1.4%	1.9%	1.6%	1.6%	1.5%	1.1%	1.4%
※5)最終処分率(%)	14.3%	14.8%	3.1%	2.7%	3.2%	3.5%	3.5%	2.4%	1.6%	3.8%

※1) 焼却総量：直接焼却量、中間処理後に発生する残渣の焼却量の合計量

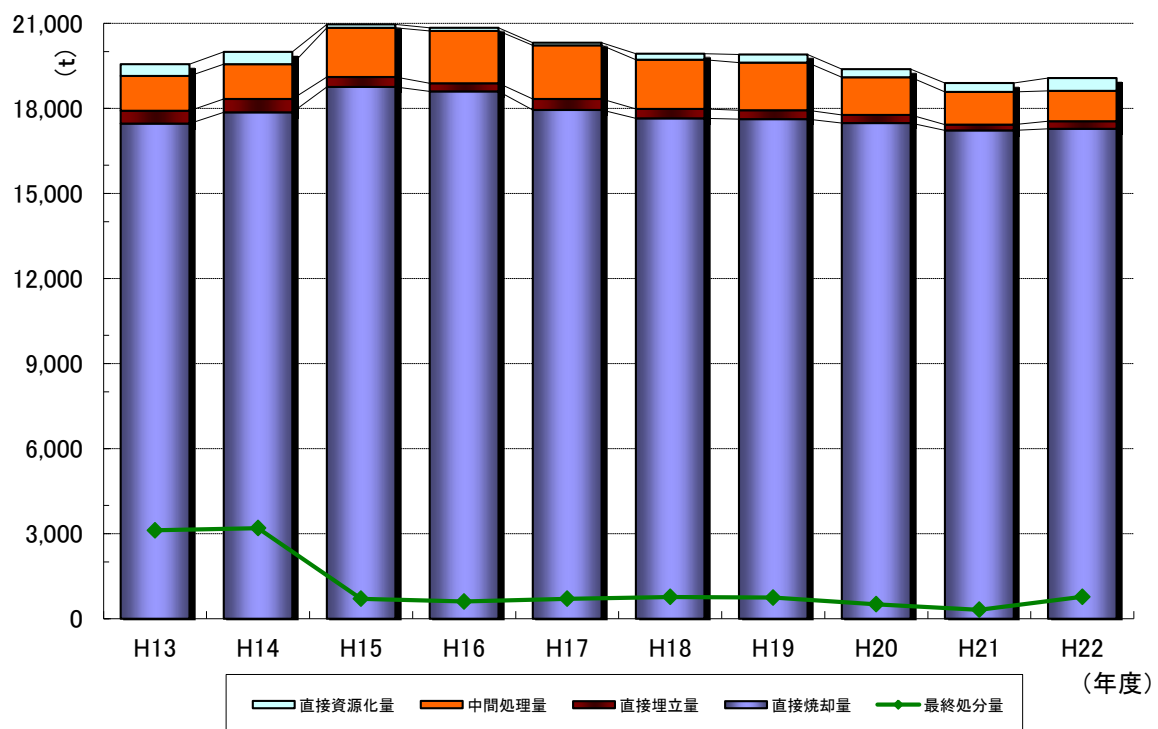
※2) 最終処分量：直接埋立量+残渣量(埋立処分)

※3) 直接焼却率：直接焼却量/処理総量

※4) 直接埋立率：直接埋立量/処理総量

※5) 最終処分率：最終処分量/ごみ排出量

図 29 ごみ処理の状況



(資料：環境課)

表 67 ごみ処理量の推移

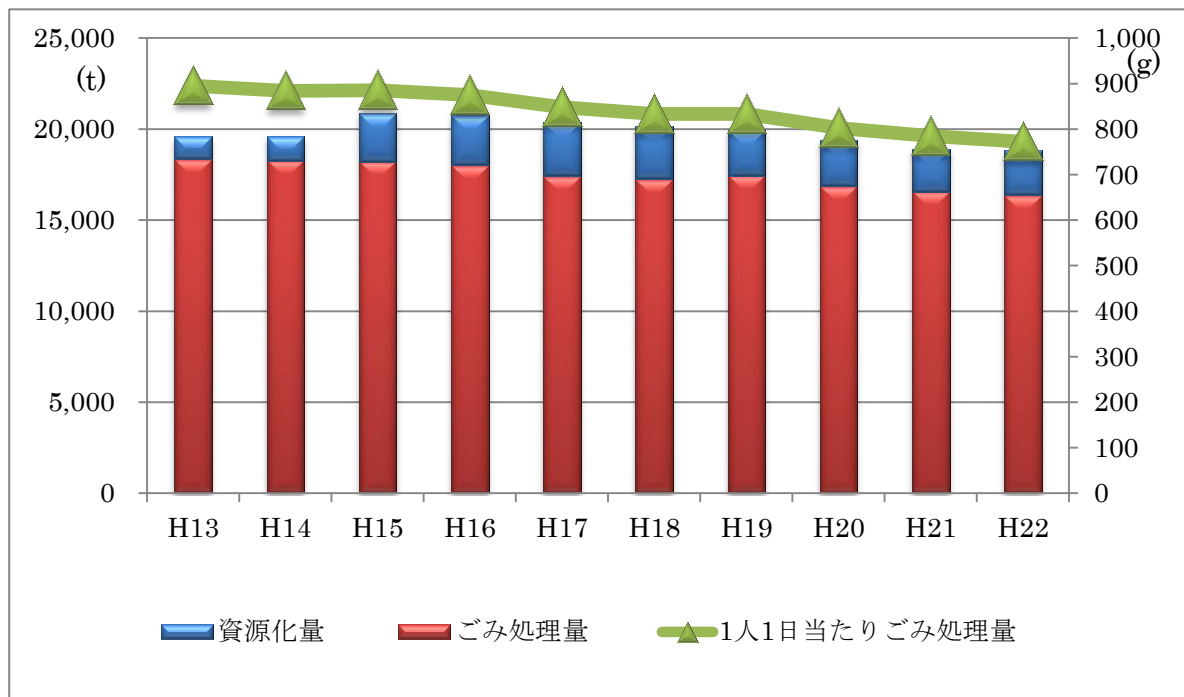
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ排出量(t)	21,750	21,673	22,989	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929	20,249	20,266
資源化量(t)	1,230	1,339	2,652	2,718	2,957	2,882	2,477	2,528	2,326	2,448
焼却処理後資源化量(t)	-	-	1,733	1,828	1,946	1,702	1,444	1,591	1,361	1,329
中間処理後資源化量(t)	814	924	803	779	919	772	739	650	654	664
直接資源化量(t)	416	435	116	111	92	208	294	287	311	455
集団回収量(t)	2,179	2,037	2,108	2,014	1,952	1,804	1,669	1,538	1,352	1,316
※1) ごみ処理量(t)	18,341	18,277	18,229	18,019	17,412	17,249	17,431	16,863	16,571	16,502
※2) 人口(人)	56,120	56,618	56,265	56,442	56,269	56,706	57,180	57,609	57,852	58,086
※3) 1人1日当たりごみ処理量(g)	895	884	885	875	848	833	833	802	785	778

※1) ごみ処理量：ごみ排出量－資源化量－集団回収量

※2) 人口：各年度9月末日時点の住民基本台帳人口

※3) 1人1日当たりごみ処理量：ごみ処理量／人口／年間日数

図 30 ごみ処理量の推移



(資料：環境課)

表 68 ごみ処理経費の推移

年度	建設・改良費	処理及び維持管理費	その他	計	人口※ (人)	1人当り経費(円)		
						古賀市	福岡県※	全国※
H13	387,813	660,705	16,906	1,065,424	56,120	18,985	15,808	20,500
H14	502,581	569,190	15,259	1,087,030	56,618	19,199	17,299	18,800
H15	126,383	713,754	14,847	854,984	56,265	15,196	14,417	15,400
H16	116,024	671,582	12,786	800,392	56,442	14,181	14,939	15,200
H17	0	647,276	12,981	660,257	56,269	11,734	17,178	15,000
H18	0	656,840	11,385	668,225	56,706	11,784	16,431	14,600
H19	0	656,481	31,120	687,601	57,180	12,025	17,178	14,600
H20	273	692,712	34,245	727,230	57,609	12,624	15,259	14,200
H21	0	758,367	29,066	787,435	57,852	13,611	14,501	14,300
H22	0	749,48	26,544	775,992	58,086	13,359		

※人口：各年度9月末の住民基本台帳人口

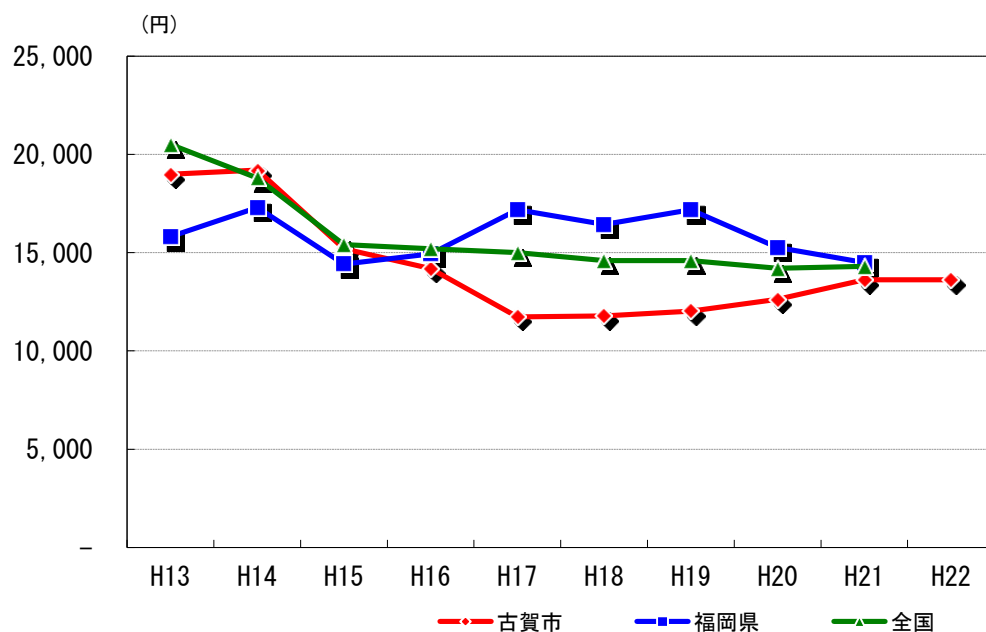
(単位：千円)

※福岡県の1人当り経費：市町村決算額の合計÷県人口

※全国の1人当り経費：(市町村決算額の合計+組合決算額の合計)÷総人口

※平成22年度の福岡県及び全国の1人当り経費は、平成22年12月時点で未発表

図 31 ごみ処理経費の推移



(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 69 ごみ袋等販売枚数の推移

区 分		H18	H19	H20	H21	H22
家庭用	大	996,000	987,000	903,300	898,200	901,500
	小	851,400	874,600	867,800	862,600	907,600
	ミニ	230,000	275,200	301,800	300,400	321,800
事業所用	大	242,800	241,800	376,600	426,400	416,400
	小	86,200	97,600	134,800	140,000	153,000
粗大ごみ処理シール		4,030	3,420	2,860	2,390	7,210

(単位：枚、資料：環境課)

表 70 環境美化行動の日実施状況

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
参加人数	5,383	－	5,544	－	－
タイヤ（本）	63	－	111	－	－
バッテリー（個）	48	－	14	－	－
ごみ量（kg）	8,740	－	6,420	－	－

※平成 19 年度は台風の為中止。平成 21 年度荒天の為中止。

(資料：環境課)

※平成 22 年度は荒天のため中止。

表 71 ラブアースクリーンアップ実施状況

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
参加人数（人）	291	412	403	385	358
燃えるごみ	960	496	681	356	356
プラスチック	－	－	110	－	－
空きびん	－	307	－	－	－
空き缶	25	310	70	－	－
燃えないごみ	32	15	2	75	57
合計	1,017	1,128	863	－	－

※平成 18 年度以降はプラスチックは燃えるごみとして計上

(単位：袋 資料：環境課)

※平成 19 年度は空きびんを単独で計上

※平成 21 年度はプラスチックは燃えるごみ、缶・びんは燃えないごみとして計上。

3 し尿処理

し尿については、公共下水道施設や農業集落排水処理施設の整備及び浄化槽の設置により水洗化を促進しています。

公共下水道施設等の整備により水洗化人口は確実に増加しており、これに伴って非水洗化人口は減少しています。

表 72 し尿処理の状況

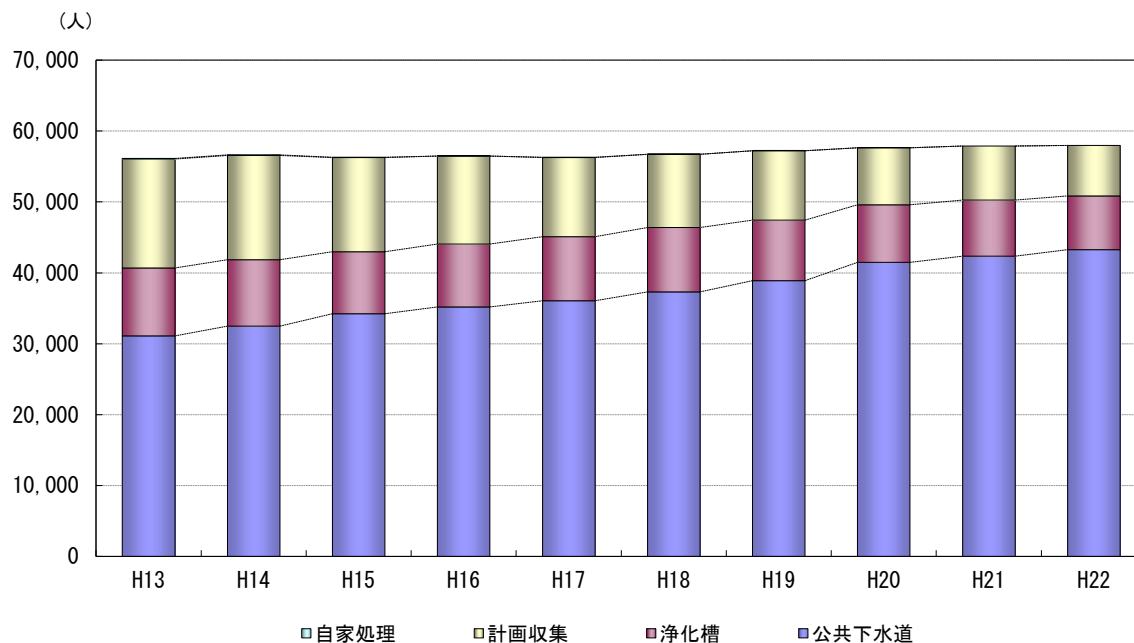
年度	水洗化			非水洗化			人口※
		公共下水道※	浄化槽		計画収集	自家処理	
H13	40,667	31,091	9,576	15,453	15,368	85	56,120
H14	41,846	32,451	9,395	14,772	14,701	71	56,618
H15	42,974	34,197	8,777	13,291	13,250	41	56,265
H16	44,033	35,189	8,844	12,409	12,394	15	56,442
H17	45,101	36,046	9,055	11,168	11,157	11	56,269
H18	46,391	37,309	9,082	10,315	10,311	4	56,706
H19	47,402	38,872	8,530	9,778	9,776	2	57,180
H20	49,598	41,446	8,152	8,011	8,011	0	57,609
H21	50,255	42,348	7,907	7,597	7,597	0	57,852
H22	50,834	43,255	7,579	7,096	7,096	0	58,086

※公共下水道：水洗便所から公共下水道施設または農業集落排水処理施設へ放流するもの

(単位：人)

※人口：各年度9月末現在の住民基本台帳人口

図 32 し尿処理の状況



(資料：福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

4 リサイクル

(1) リサイクル

リサイクル率については、平成 17 年度まで上昇していましたが、平成 18 年度以降は減少傾向です。これは、飲料缶や金物の回収量が年々減少していることが主な原因と考えられます。

表 73 リサイクル率の推移

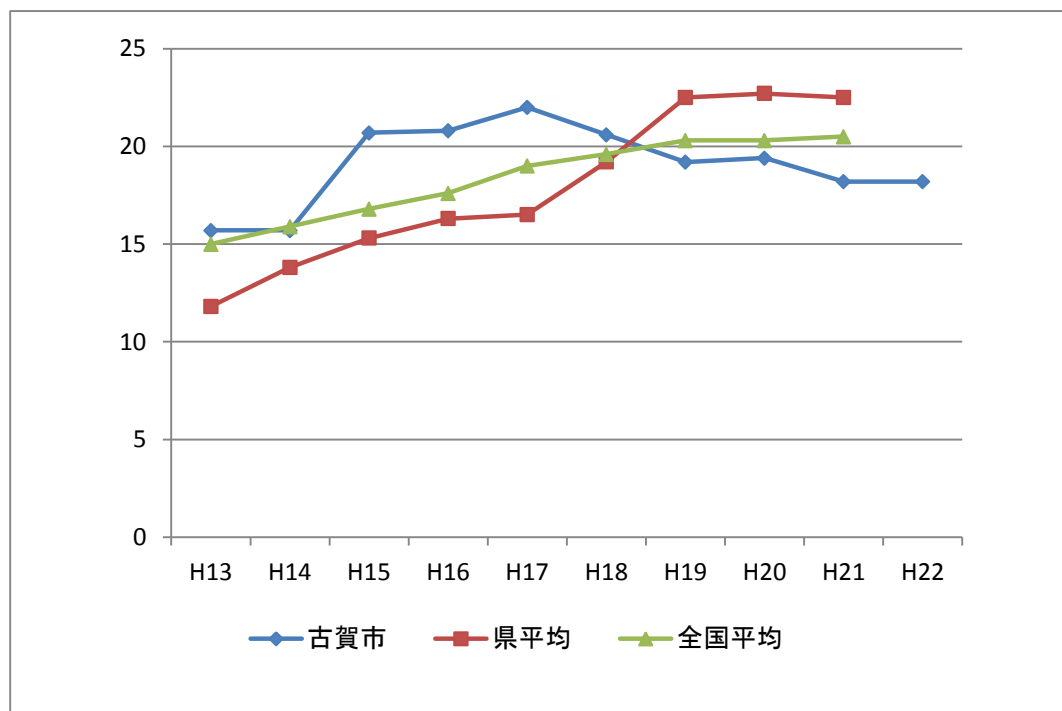
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
古賀市	15.7	15.7	20.7	20.8	22.0	20.6	19.2	19.4	18.2	18.2
県平均	11.8	13.8	15.3	16.3	16.5	19.2	22.5	22.7	22.5	
全国平均	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	

※リサイクル率：(資源化総量＋集団回収量) ÷ (処理総量＋集団回収量)

(単位：%)

※平成 22 年度の福岡県及び全国のリサイクル率は、平成 22 年 12 月時点で未発表

図 33 リサイクル率の推移



(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「環境白書」、環境課)

(2) 分別収集

分別収集による回収量については、特に、飲料缶や金物の回収量が減少傾向にあります。これは地域の集団回収団体等による飲料缶等の自主回収量が年々増加していることが原因の一つと考えられます。

① 地域での取組

分別収集は、各地域の分別ステーションにおいて月 1 回実施しています。

分別品目は、飲料缶、びんなど 12 品目（陶磁器類を含む。）です。

② 市での取組

地域の分別収集で出せない方や出せなかった方などを対象に、臨時的な分別収集をエコロの森で月 3 回実施しています。

表 74 分別収集回収量の推移

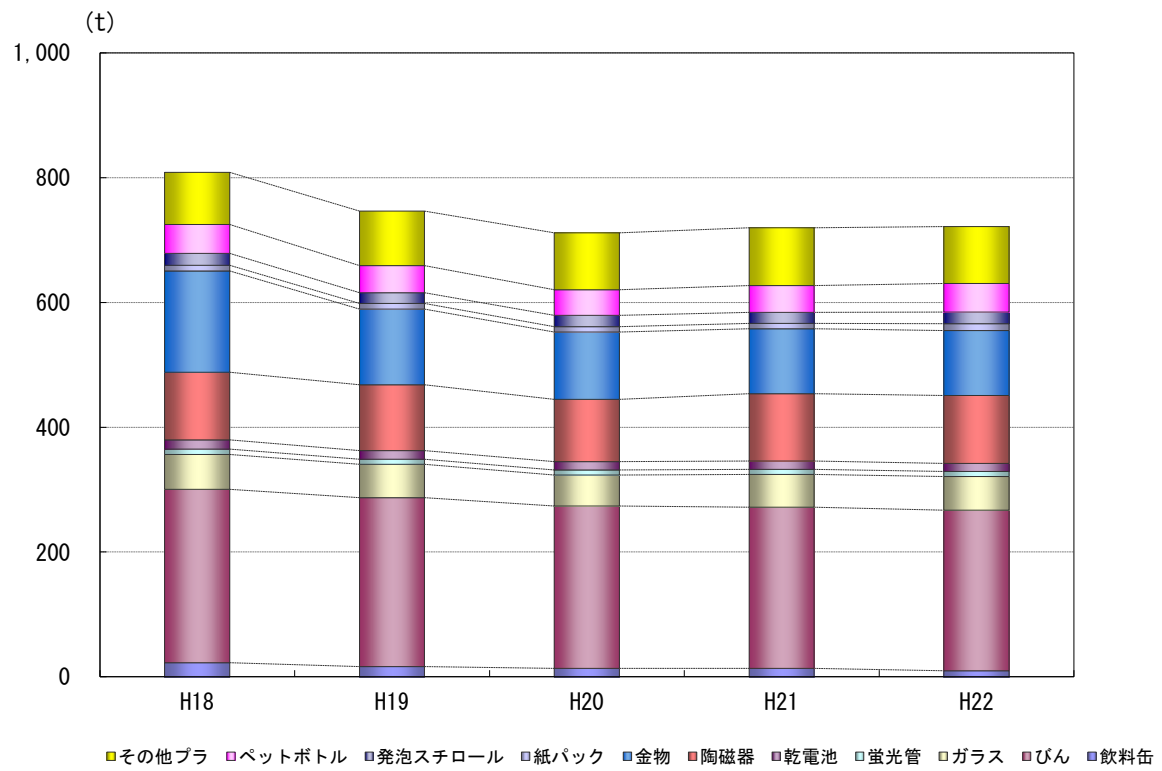
品目 (H15)	H18	H19	H20	H21	H22
飲料缶	22,600	16,650	13,620	13,410	9,760
びん	277,840	270,540	260,440	258,750	257,640
ガラス	56,040	53,660	49,360	52,330	53,970
蛍光管	8,450	7,850	8,070	7,990	7,870
乾電池	14,840	13,900	13,510	13,510	13,060
陶磁器	108,630	105,690	99,600	107,700	108,930
金物	162,170	121,360	108,190	104,550	104,150
紙パック	9,370	9,060	8,590	8,370	10,760
発泡スチロール※	19,030	17,270	18,070	17,890	18,720
ペットボトル	46,060	43,420	41,350	42,830	45,850
その他プラ※	83,580	87,430	91,080	92,670	90,930
合計	808,610	746,830	711,880	720,000	721,640

※発泡スチロール：発泡トレイ及び梱包材

(単位：kg)

※その他プラ：その他プラスチック製容器包装

図 34 分別収集回収量の推移



(資料：環境課)

(3) 資源回収ボックスの設置

資源ごみのうち、ペットボトル、トレイ、紙パックについては、公共施設等に資源回収ボックスを設置し回収を行っており、再資源化の推進を図っています。

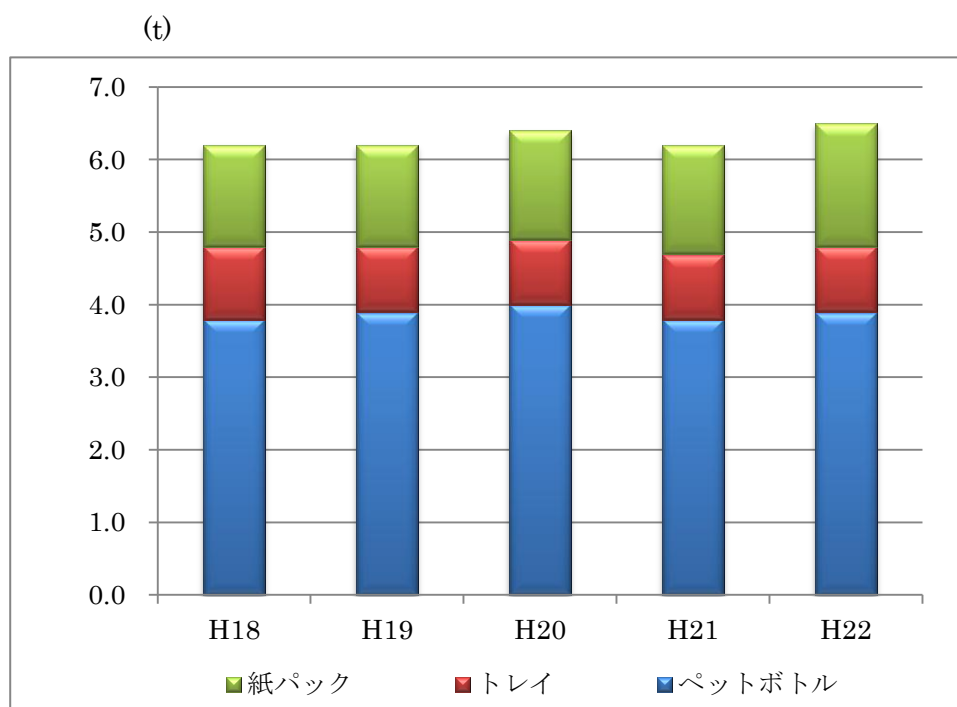
資源回収ボックスによる回収量は、ほぼ横ばいで推移しています。

表 75 資源回収ボックス回収量の推移

年度	ペットボトル	トレイ	紙パック	計
H18	3,783	953	1,391	6,127
H19	3,915	882	1,385	6,182
H20	4,057	866	1,487	6,410
H21	3,790	875	1,495	6,160
H22	3,888	887	1,726	6,501

(単位：kg)

図 35 資源回収ボックス回収量の推移



(資料：環境課)

(4) 古紙類等集団回収奨励金制度

市内の子ども会、自治会等の集団回収を実施した団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付し、市民のごみ減量や再資源化に対する意識高揚及び再資源化の促進を図っています。

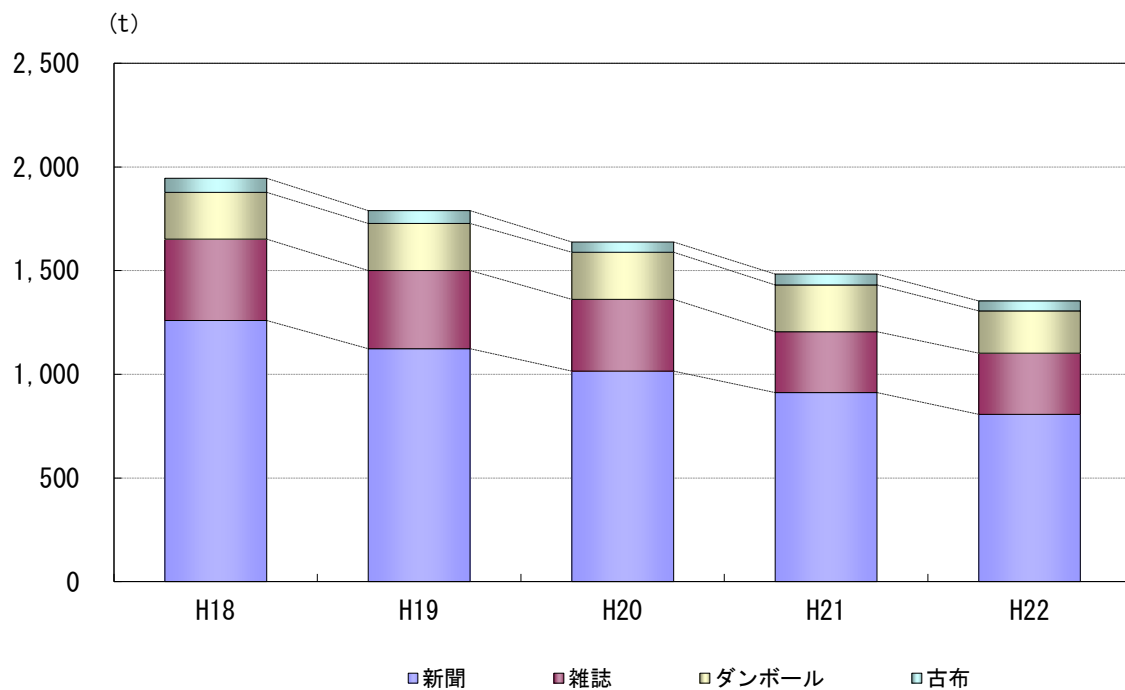
集団回収量は、年々減少傾向にあります。

表 76 集団回収量の推移(奨励金交付分)

年度	新聞	雑誌	ダンボール	古布	合計
H18	1,123,000	391,640	227,600	62,020	1,804,260
H19	1,015,800	376,930	227,600	48,600	1,668,930
H20	912,080	348,520	225,610	51,370	1,537,580
H21	806,250	293,870	204,130	47,320	1,351,570
H22	769,435	295,320	197,090	48,970	1,310,815

(単位 : kg)

図 36 集団回収量の推移



(資料 : 環境課)

(5) 古紙類等拠点回収

J A 粕屋北部プラザに第 1 倉庫、平成 21 年 3 月から千鳥ヶ池公園第 2 駐車場内に第 2 倉庫を設置し、再資源化の促進を図る為、分別品目でない古紙類 4 品目（新聞、雑誌、ダンボール、古布）について、業者と売買契約し回収しています。また、エコロの森で実施しています臨時の分別収集でも古紙類を取り扱い、併せて回収しています。

表 77 古紙類等（拠点回収）回収量（平成 22 年度）

場所	種別	H18	H19	H20	H21	H22
分別収集(市役所・エコロの森)※	新聞	50,470	25,680	23,120	22,890	22,180
	雑誌	37,940	24,420	22,520	29,000	32,330
	ダンボール	19,360	11,870	9,390	9,740	10,080
	古布	13,330	7,980	6,420	9,350	6,180
	計	121,100	69,950	61,450	70,980	70,770
第1倉庫	新聞	－	16,880	26,730	24,780	37,160
	雑誌	－	24,280	36,640	29,230	33,970
	ダンボール	－	9,620	12,730	11,760	16,080
	古布	－	9,520	14,660	13,040	15,990
	計	－	60,300	90,760	78,810	103,200
第2倉庫	新聞	－	－	470	15,330	17,750
	雑誌	－	－	670	17,300	19,160
	ダンボール	－	－	170	6,520	8,180
	古布	－	－	270	7,030	12,840
	計	－	－	1,580	46,180	57,930

(資料：環境課 単位：kg)

※平成 17、18 年度までは市役所庁舎裏で行っていましたが、平成 19 年度からエコロの森へ場所を変更しています。

また、平成 22 年 10 月よりサンコスモ古賀でも回収をしています。

(6) 生ごみ処理機器購入補助制度

家庭から発生するごみの中で最も高い割合（重量比）を占める生ごみを減量し堆肥化する電動式又は手動式の生ごみ処理機器及びコンポスト化容器の購入費を補助し、家庭ごみの減量化を図っています。補助金額は、20,000 円を上限に、購入価格（本体価格）の 2 分の 1 を補助しています。

表 78 生ごみ処理機器補助数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
実績(基)	40	24	14	31	22

(資料：環境課)

5 不法投棄

(1) 最近の傾向

大型ごみ(家具・家電製品等)の不法投棄は減少していますが、弁当殻や飲料缶、びん、ペットボトル等のポイ捨てが増加傾向にあります。

(2) 対策

不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄多発地域を中心にパトロールを行っています。

また、不法投棄防止の看板やのぼりを設置し啓発に努めています。

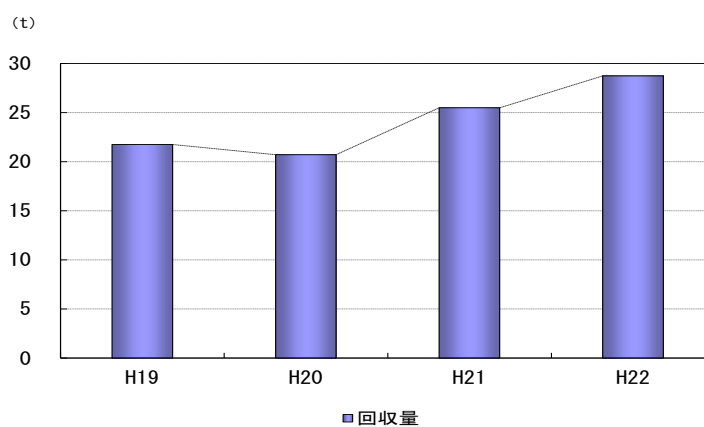
(3) 不法投棄物の回収状況

表 79 不法投棄パトロールや通報等により発見された不法投棄件数

年度	H19	H20	H21	H22
パトロール件数	59	54	154	210
通報数	192	111	55	29
合計	251	165	209	239
回収件数	865	664	569	621
回収量 (t)	21.76	20.72	25.49	28.74

※回収件数は1回に複数の不法投棄物を回収した場合を含む

図 37 回収量の推移



不法投棄現場の状況



(資料：環境課)

8 上下水道

1 上水道

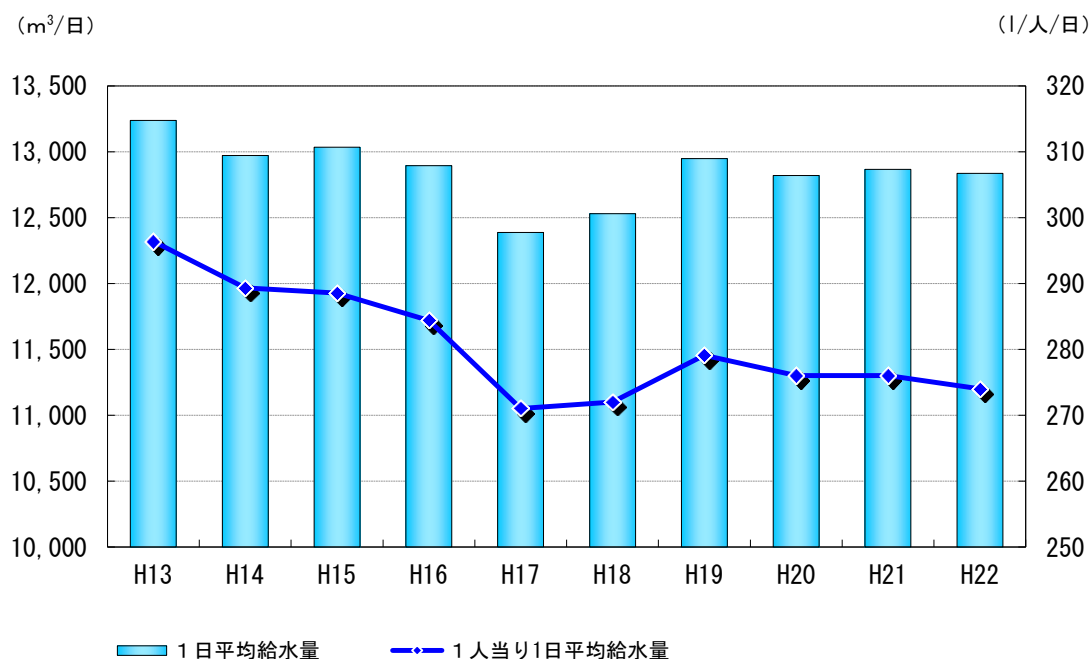
上水道の1人1日当たり平均給水量、年間給水量ともに減少傾向を示しています。古賀市の水源は、地下水、大根川からの取水、古賀ダムの貯水及び福岡地区水道企業団からの受水です。水の有効利用を図るための方策として、利用者への節水意識の啓発や漏水防止の取組を進めています。

表 80 上水道給水量等の推移

年度	給水人口 (人) A	行政区域内		給水区域内		給水戸数 (戸)	1日平均 給水量 (m ³)	1人1日 当たり 平均給水量 (l)	年間 総給水量 (m ³)
		人口(人) B※	率(%) A/B	人口(人) C	率(%) A/C				
H13	44,666	56,537	79.0	49,058	91.0	14,861	13,238	296	4,831,988
H14	44,837	56,509	79.3	49,038	91.4	15,045	12,972	289	4,734,941
H15	45,177	56,490	80.0	49,700	90.9	15,170	13,072	289	4,771,157
H16	45,340	56,332	80.5	49,724	91.2	15,234	12,860	284	4,706,675
H17	45,709	56,511	80.9	49,885	91.6	15,384	12,389	271	4,522,004
H18	46,074	57,100	80.7	49,968	92.2	15,660	12,532	271	4,574,111
H19	46,399	57,658	80.5	50,141	92.5	15,940	12,949	279	4,739,465
H20	46,513	57,902	80.3	50,373	92.3	16,103	12,821	276	4,679,714
H21	46,696	58,287	80.1	50,825	91.9	16,276	12,868	276	4,696,665
H22	46,776	58,562	80.0	51,083	91.6	16,358	12,838	274	4,685,706

※行政区域内人口：各年度末の総人口

図 38 上水道給水量等の推移



(資料：水道課)

2 下水道

(1) 公共下水道の整備

本市の公共下水道は公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため、昭和 41 年に事業認可を受けて以来、計画的に整備を進めています。平成 22 年度末現在の処理区域人口は 46,150 人、整備面積は 886.2ha となり、計画区域面積（1,144.0 ha）の 77.5%の整備が完了し、水洗化率は 93.7%となっています。

平成 22 年度は、水再生センター（旧終末処理場）の機械設備・電気設備の更新工事と面的整備である庄処理分区（町川原 1 区）の整備を行い、区域の拡大を図りました。

表 81 公共下水道普及状況（平成 22 年度）

処理分区名	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率※ (%)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率※ (%)
北部	46.8	46.0	98.3	1,445	1,430	99.0
西部	28.1	27.1	96.4	1,896	1,894	99.9
南部	27.9	27.0	96.8	2,804	2,732	97.4
鹿部	31.0	31.0	100.0	1,757	1,757	100.0
東部	35.7	35.5	99.4	1,284	1,234	93.8
庄	112.9	99.9	88.5	4,696	4,003	85.2
前田第 1	44.6	44.6	100.0	4,125	4,125	100.0
前田第 2	41.3	36.6	88.6	1,364	1,354	99.3
鹿部第 2	14.1	14.1	100.0	1,116	1,116	100.0
京田	113.4	108.3	95.5	295	270	91.5
千鳥第 1	138.2	108.2	78.3	6,799	6,799	100.0
千鳥第 2	136.0	125.8	92.5	7,290	6,803	93.3
久保	34.3	30.3	88.3	937	844	90.1
高田	7.0	7.0	100.0	418	404	96.7
花見	106.5	95.8	90.0	7,956	6,957	85.9
筵内・久保	49.0	49.0	100.0	1,968	1,563	79.4
H22 年度末	966.8	886.2	89.9	46,150	43,255	93.7
H22 増加実績	－	17.0	－	891	907	－

※整備率：整備面積 / 認可面積

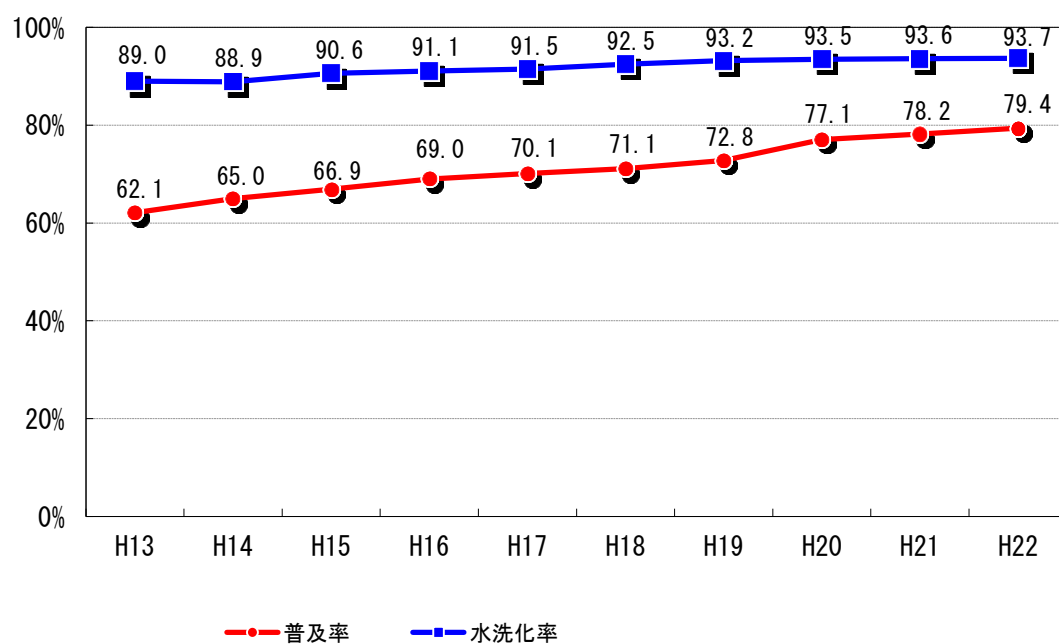
※水洗化率：水洗化人口 / 処理区域人口

表 82 公共下水道整備状況

年度	人口※ A	下水道整備		水洗化		整備 区域 面積 (ha)	整備延長 (km)				1 日最大 汚水量 (m³)	1 日平均 汚水量 (m³)
		人口(人) B	率(%) B/A	人口(人) C	率(%) C/B		総延長	雨水管	污水管	合流管		
H13	56,277	34,944	62.1	31,091	89.0	645.1	180.8	47.1	97.2	36.5	18,040	16,188
H14	56,232	36,523	65.0	32,451	88.9	677.2	188.6	46.9	105.2	36.5	17,110	16,023
H15	56,223	37,741	66.9	34,197	90.6	714.0	196.4	47.1	112.7	36.6	20,160	17,045
H16	56,038	38,643	69.0	35,189	91.1	736.8	202.1	47.1	118.4	36.6	20,690	15,245
H17	56,191	39,374	70.1	36,046	91.5	765.4	208.7	47.7	124.4	36.6	16,700	14,358
H18	56,732	40,337	71.1	37,309	92.5	782.7	213.9	47.8	129.5	36.6	21,767	18,078
H19	57,263	41,690	72.8	38,872	93.2	801.0	219.0	47.8	134.5	36.6	19,153	16,009
H20	57,509	44,320	77.1	41,446	93.5	855.1	238.1	47.9	153.6	36.6	20,024	16,498
H21	57,858	45,259	78.2	42,348	93.6	869.2	240.5	48.4	155.5	36.6	23,550	15,995
H22	58,156	46,150	79.4	43,255	93.7	886.2	245.3	48.4	160.3	36.6	24,353	17,680

※人口：各年度末の住民基本台帳人口

図 39 公共下水道整備状況



(資料：下水道課)

（２）農業集落排水の整備

農業集落排水事業は、公共下水道事業区域外における生活環境の改善及び公共用水域や農業用水の水質保全を図るため、平成 12 年度から事業に着手しています。

平成 22 年度は、町川原・谷山処理区の公共下水道連携污水管渠の整備を実施しました。

また、薦野・米多比処理区の測量・設計を行っています。

なお、筵内・久保処理区は平成 20 年度から公共下水道区域に編入しています。

表 83 農業集落排水普及状況（平成 22 年度末）

処理区名	処理区域戸数	農業集落排水接続戸数	農業集落排水接続率
小山田	117 戸	96 戸	82.1 %

※ 表 82 の平成 21 年度報告における「水洗化戸数」及び「水洗化率」の数値につきましては、平成 21 年度末までは農業集落排水接続戸数と合併処理浄化槽設置戸数の合計としておりましたが、調査表の項目は「農業集落排水の整備」であり、その状況を記載するものであるため、今回の調査表からは農業集落排水接続戸数のみの数値とし、また、項目を準に「農業集落排水接続戸数」「農業集落排水接続率」に改めます。

（３）合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域における河川等の水質汚濁防止や生活環境の保全を図るため合併処理浄化槽の設置を推進しており、市内在住の個人が所有する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の設置費用の一部を補助しています。

平成 22 年度は、25 基の合併処理浄化槽に対し補助を行いました。

表 84 合併処理浄化槽の設置状況（平成 22 年度）

人槽別	基数（基）		
	交付金事業	市単独事業	計
5 人槽	18	3	21
7 人槽	4	0	4
10 人槽	0	0	0
11～15 人槽	0	0	0
16～50 人槽	0	0	0
計	22	3	25

（資料：下水道課）

9 公園・緑地

1 公園

公園については、156 ヶ所（うち都市公園 107 ヶ所）、54.20ha が整備されており、市民 1 人当たりの公園面積は 9.26 m²となっています。

表 85 公園整備状況

都市公園										その他の公園		公園合計		1人当り 公園面積 (㎡/人)
住区基幹公園						都市基幹公園		特殊公園※						
街区公園※		近隣公園※		地区公園※		総合公園※								
数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	
100	12.04	3	2.85	2	13.64	1	18.74	1	0.15	51	6.78	158	54.20	9.26

(単位：数=ヶ所、面積=ha、資料：都市計画課)

※都市公園の種類

街区公園：街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

特殊公園：歴史公園・風致公園等の公園でその目的に則し配置された公園

総合公園：都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

2 花いっぱい運動

市民の連帯と創意工夫を育み、花でいっぱいの明るく豊かな心ふれあうまちづくりを推進することを目的に行われている花いっぱい運動は、毎年度 30 以上の団体等が参加し、地域の美化・緑化に取り組んでいます。

表 86 花いっぱい運動実施団体数

区分	H18	H19	H20	H21	H22
行政区	25	24	24	26	26
団体	7	8	12	10	12
合計	32	32	36	36	38

(資料：総務課)

※中川区花いっぱいクラブは、平成 22 年度から行政区に入れている。

3 10万本ふるさとの森づくり

「古賀市10万本ふるさとの森づくり」は古賀グリーンパークに未来に残る森を作ろうという思いから、第1回植樹行動の日（平成14年3月9日）に1,000人を越えるボランティアの方々が参加して始まりました。毎回、多くのボランティアの方々が参加しています。

平成22年度末までにの累計で、植樹や育林行動に参加された方々は15,110人、植樹は34,607㎡に100,000本、育林(下刈)は132,082㎡となっています。

表 87 古賀市10万本ふるさとの森づくり事業参加状況と実績

名 称	実施日	参加者数(人)	作業内容	実行面積(㎡)
第1回植樹祭	H14. 3. 9	1,100	5,000本植樹	4,340
夏の育林	H14. 7. 13	170	下刈	4,340
秋の育林	H14. 10. 26	190	下刈	4,340
第2回植樹祭	H15. 3. 8	700	10,000本植樹	4,700
夏の育林	H15. 5. 17	150	下刈	9,040
秋の育林	H15. 9. 6	130	下刈	9,040
第3回植樹祭	H16. 3. 6	1,300	10,000本植樹	1,606
夏の育林	H16. 5. 15	350	下刈	10,646
秋の育林	H16. 10. 2	320	下刈	10,646
第4回植樹祭	H17. 3. 5	650	10,000本植樹	3,192
夏の育林	H17. 5. 14	300	下刈	9,498
秋の育林	H17. 10. 1	300	下刈	9,498
第5回植樹祭	H18. 3. 4	1,200	10,000本植樹	2,768
夏の育林	H18. 5. 13	155	下刈	7,566
秋の育林	H18. 9. 30	220	下刈	4,370
第6回植樹祭	H19. 3. 10	1,000	10,000本植樹	3,478
夏の育林	H19. 5. 19	300	下刈	4,063
秋の育林	H19. 9. 29	380	下刈	8,304
第7回植樹祭	H20. 3. 8	1,000	10,000本植樹	2,788
夏の育林	H20. 5. 20	350	下刈	7,403
秋の育林	H20. 9. 27	360	下刈	10,607
第8回植樹祭	H21. 3. 7	1,150	11,000本植樹	3,305
夏の育林	新型インフルエンザのため中止			
秋の育林	H21. 9. 26	450	下刈	7,204
第9回植樹祭	H22. 3. 6	920	14,000本植樹	4,867
夏の育林	H22. 5. 29	380	下刈	8,776
秋の育林	H22. 9. 25	470	下刈	6,741
第10回植樹祭	H23. 3. 5	1,115	10,000本植樹	3,563
累計		15,110人	100,000本	166,689㎡

(資料：都市計画課)

資 料 編

1 環境に関する基準

1 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

・生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	環境基準				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。

（３）地下水の水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1mg 以下であること。

(5) 騒音に係る環境基準

・道路に面する地域以外の地域

地域の類型	環境基準	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A A	5 0 d B以下	4 0 d B以下
A 及び B	5 5 d B以下	4 5 d B以下
C	6 0 d B以下	5 0 d B以下

・道路に面する地域

地域の区分	環境基準	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 d B以下	5 5 d B以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 d B以下	6 0 d B以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・幹線道路を担う道路に近接する空間

環境基準	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
7 0 d B以下	6 5 d B以下

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質の汚染を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考
- 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 - 2 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 - 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 - 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 - 5 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 6 大気及び水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

2 その他の基準

(1) 騒音規制法に基づく規制基準

・規制区域及び要請限度の区域の区分

都市計画法の用途地域（例示）	騒音規制法の規制区域	要請限度の区域
第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域	第1種区域	a 区域
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域等	第2種区域	b 区域
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	C 区域
工業地域 工業専用地域 臨海地区	第4種区域	

・特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00～19:00)	朝・夕 (6:00～8:00・19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第1種区域	50 dB以下	45 dB以下	45 dB以下
第2種区域	60 dB以下	50 dB以下	50 dB以下
第3種区域	65 dB以下	65 dB以下	55 dB以下
第4種区域	70 dB以下	70 dB以下	65 dB以下

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85 dB	
作業ができない時間	第1号区域	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
連続して作業を行う期間		6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

・自動車騒音に対する要請限度

	区域の区分	要請限度	
		昼間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
I	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
II	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
III	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
IV	幹線道路を担う道路に近接する区域 (IVに該当する場合、I～IIIは適用しない。)	75 dB	70 dB

(2) 振動規制法に基づく規制基準

・特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ		75dB	
作業ができない時間	第1号区域	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
連続して作業を行う期間		6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

・道路交通振動に対する要請限度

時間 区域	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	70dB以下	65dB以下

(3) 水浴場水質基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100ml超	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満

(4) レッドデータカテゴリー

「絶滅 (EX)」

基本概念	定性的要件
我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

「野生絶滅 (EW)」

基本概念	定性的要件
飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、我が国において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。

「絶滅危惧 I 類 (CR+EN)」

基本概念	定性的要件
絶滅の危機に瀕している種	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去(30 年～50 年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。

「絶滅危惧 I A 類 (CR)」

定性的要件	定量的要件
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 1. 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定される。 2. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 B. 出現範囲が 100 km ² 未満もしくは生息地面積が 10 km ² 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ 1 カ所の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 3 年間もしくは 1 世代のどちらか長い期間に 25%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D. 成熟個体数が 50 未満であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、10 年間、もしくは 3 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 50%以上と予測される場合。

「絶滅危惧ⅠB類（EN）」

定性的要件	定量的要件
I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 - 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定される。 - 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 B. 出現範囲が 5,000 km² 未満もしくは生息地面積が 500km² 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 - 生息地が過度に分断されているか、5 以下の地点に限定されている。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 2,500 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 5 年間もしくは 2 世代のどちらか長い期間に 20%以上の継続的な減少が推定される。 - 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D. 成熟個体数が 250 未満であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、20 年間、もしくは 5 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 20%以上と予測される場合。

「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」

基本概念	定性的要件	定量的要件
絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」に移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 - 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があったと推定される。 - 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があると予測される。 B. 出現範囲が 20,000 km² 未満もしくは生息地面積が 2,000km² 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 - 生息地が過度に分断されているか、10 以下の地点に限定されている。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 10,000 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間内に 10%以上の継続的な減少が推定される。 - 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が 1,000 未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。 E. 数量解析により、100 年間における絶滅の可能性が 10%以上と予測される場合。

「準絶滅危惧（NT）」

基本概念	定性的要件
生存基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a. 個体数が減少している。 b. 生息条件が悪化している。 c. 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d. 交雑可能な別種が進入している。

「情報不足（DD）」

基本概念	定性的要件
評価するだけの情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリに移行し得る属性（具体的には次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 a. どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b. 生息地が局限されている。 c. 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d. 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。

（５）植生自然度

植生自然度	区 分 基 準
10	高山ハイデ、風衡草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

2 用語解説

あ行

維管束植物

○維管束植物とは、水分や体内物質の移動通路となる管状の組織(維管束)を持つ植物で、シダ植物や種子植物の総称です。

一般細菌

○一般細菌というのは特定の細菌を指すのではなく、いわゆる雑菌をいいます。病原性がないものがほとんどで、汚染された水では明らかにその数が増えます。病原菌は通常、他の細菌に比較して、塩素に対する抵抗力が弱いので、一般細菌を汚染の指標としています。地下水の中の一般細菌数はあまり変化しないので、急に増えた時は、汚染されたおそれがあるといえます。

SS（浮遊物質）

○SSとは Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値（mg/l）が大きい程、その水の濁りが多いことを示します。

温室効果ガス

○大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスは大気中に極微量存在しており、地球の平均気温は約15℃に保たれていますが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまいます。1998（平成10）年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められています。

か行

合併処理浄化槽

○し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。（浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。）

環境基準

○環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の4分野について定められています。

環境保全型農業

○環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」をいい、有機農業や減農薬農業もその手法のひとつとされています。

グリーン購入

○環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。

こどもエコクラブ

○環境省が全国の小中学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員には、1年を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための情報提供などを無料で行っています。

さ行

COD（化学的酸素要求量）

○CODとはChemical Oxygen Demandの略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

市街化区域

○都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域を定めることとされており、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

市街化調整区域

○市街化調整区域とは、都市計画区域のうち、都市的な土地利用以外の土地利用、即ち農林業的土地利用あるいは自然的土地利用を保全していく必要性が高い区域であり、市街化を抑制すべき区域をいいます。

自然公園法

○優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする法律で、この法律に基づく自然公園には、国立公園、国定公園（環境大臣が指定）、都道府県立自然公園（都道府県知事が条例に基づき指定）があります。自然公園には特別地域と普通地域があり、特別地域内における各種行為には、国立公園については環境大臣、国定公園及び都道府県立自然公園については都道府県知事の許可が必要です。

振動規制法

○工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる振動について規制し、また道路交通振動に係る要請の措置を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

森林法

○森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定める法律で、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です。

騒音規制法

○工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる騒音について規制し、また自動車騒音の許容限度を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

た行

ダイオキシン類

○塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。

大腸菌群数

○ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふんと共に排出されます。これらの検出検査は精度が高いので、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。大腸菌群の数を表す単位として「MPN」を使うことがありますが、これは「最確数」とよび、確率論によって算出された大腸菌群の数を示しています。

地球温暖化

○人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

○地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする法律です。

地産地消

○地産地消とは、「地域で生産された食べ物（農産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること」をいいます。狭義には、地域で生産された農産物をその地域の消費者に提供することにあります。産地と消費者との物理的な距離だけでなく、心理的な距離を縮めることも含めると、例えば、都市部の消費者が農村部の直売所等を訪れて農産物を購入する行為も地産地消に含めることができるといえます。また、都市部の消費者が農村部の市民農園で自らの食料を生産するという行為も、広い意味で地産地消に含まれるとされています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

○鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することによって、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることを目的とする法律です。

鳥獣保護区

○環境大臣または都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する区域です。区域内では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な対策が行われます。

DO（溶存酸素）

○DOとはDissolved Oxygenの略称で、水中に溶けている酸素量のことをいいます。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分で、汚れの程度によっても変化します。汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和となります。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、一般に魚が生息するために必要な溶存酸素量は5 mg/Lといわれています。

等価騒音レベル

○一定時間内に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何デシベル（dB）の騒音に相当するかを求めたものです。

透明度

○水の濁りや着色の度合いで、これは透視度計の底部においた0.5 mm 線の複十字が初めて明らかに読めるときの高さ(cm)を度で表したものです。

都市計画区域

○都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。都市計画区域は、行政区域にとらわれるものではなく、自然的、社会的条件など総合的な見地から、実質的に一体の都市として、総合的に整備、開発または保全する必要がある区域について都道府県が指定します。

な行

75%値（75%水質値）

○年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値としています。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用います。

二酸化硫黄（ SO_2 ）

○燃料中の硫黄（S）分が酸化燃焼され、ほとんど SO_2 として排出されます。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。

二酸化窒素（ NO_2 ）

○一酸化窒素（NO）とその2分の1体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛または硝酸銅の固体を熱すると発生し、赤褐色、刺激性ガスとして最も特色があります。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。作用は遅発性で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れます。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかではありません。

日平均値の98%値

○年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものです。

日平均値の2%除外値

○年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値です。

農業集落排水

○農業集落における農業用水路の水質保全、農業用排水施設の機能を維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための事業で、小規模下水道施設の整備が対象となるものです。

は行

PRTR（化学物質排出移動量届出制度）

○PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されました。

BOD（生物化学的酸素要求量）

○BODとはBiochemical Oxygen Demandの略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的にmg/lで表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。環境基準の達成状況は75%値（年間の日間平均値のデータn個をその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値）で評価します。

ふん便性大腸菌群数

○水中で大腸菌群として検出される菌群の中には、ふん便由来でない菌群も多く含まれるため、特にふん便による汚染を示すために導入された指標で、大腸菌群よりも高い培養温度で培養します。

pH

○溶液中の水素イオンの濃度をいいます。溶液1L中の水素イオンのグラム当量数で表し、一般には $\text{pH} = -\log [\text{H}^+]$ として定義されます。pH=7が中性、pH<7が酸性、pH>7がアルカリ性です。特殊な例（温泉など）を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示します。水道用水として望ましい水質はpH6.5～8.5の範囲です。

保安林

○水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など11種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のことです。

レッドデータブック

○絶滅のおそれのある動植物の種を国又は地域単位で選定し、リストとしてまとめたものです。環境省レッドデータブックのカテゴリー定義は以下のとおりで、福岡県レッドデータブックも基本的には環境省のカテゴリーを採用しています。

や行

有害化学物質

○化学物質とは、元素及び化合物の総称（放射性物質を除く。）であり、有害化学物質とは、このうち次のような有害性をもつものと捉えられます。①人の健康を損なう次の性質を持つ（慢性毒性、発ガン性、生殖、発生毒性、催奇形性など）②動植物の生息・生育に支障を及ぼす③オゾン層を破壊するなどです。

3 古賀市環境基本条例

古賀市環境基本条例

平成16年条例第17号

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環^わのまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障（公害を除く。）を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第14条 市は、環境保全型農業（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。）の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第19条 市は、市民又は事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）との協働を図りながら、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第28条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第9条第1項から第5項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例（平成14年条例第26号）は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第24条第5項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月4日までとする

古賀市環境報告書

(平成 23 年版)

～平成 22 年度に講じた施策と環境の状況～

発 行：平成 23 年 12 月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東 1-1-1

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758

E-mail kankyo@city.koga.fukuoka.jp